



Gifu City Planning

岐阜の都市計画



岐阜市都市建設部都市計画課

City Planning Division

2025

もくじ

I	市勢の概要	
1	岐阜市の沿革	1
2	位置・地勢と気候	2
3	市域および人口	3
II	都市計画の沿革	
1	戦前の都市計画	5
2	戦後の都市計画	7
3	最近の主な都市計画	9
4	岐阜都市計画区域	13
III	都市計画の概要	
1	都市計画のしくみ	15
2	都市計画のマスターplan	19
3	岐阜都市計画区域マスターplan	19
4	岐阜市都市計画マスターplan	21
5	岐阜市立地適正化計画	22
IV	都市計画決定の概要	
1	市街化区域および市街化調整区域	24
2	地域地区	25
3	都市施設	31
4	市街地開発事業	44
5	地区計画	50
V	景観まちづくり	
1	景観まちづくり施策	53
2	景観の規制誘導	53
3	屋外広告物	55
4	その他の制度	55
5	緑化推進	56
VI	資料編	
・	就業別産業人口等の推移	58
・	岐阜都市計画道路（岐阜市）一覧表	59
・	岐阜都市計画公園・緑地・墓園（岐阜市）一覧表	65
・	岐阜市土地区画整理事業一覧表	72
・	岐阜都市計画下水道（岐阜市決定）	75

I 市勢の概要

1 岐阜市の沿革

本市は、木曽三川の沖積土によってできた肥沃な濃尾平野の北部に位置し、旧石器時代の遺物が発見されていることから、既に1万5千年前に原住民がおり居住していたことが明らかになっています。

さらに、農耕や家畜を飼育していたとされる縄文・弥生時代の土器や文化的遺物が市内各地から相当多く発掘され、また大和前期の古墳が残っている事実から推察すると、2,000年以上前の早くから開拓がなされ、かなり多くの住民が生活していたと考えられます。

鎌倉時代には、二階堂山城守行政が幕府から派遣されて稻葉山城を築きました。室町時代に入り美濃源氏の末流土岐頼遠がこの地を治め、土岐氏は一時期美濃・尾張・伊勢三国の守護職を兼ねるなど、その勢力は細川・斯波・畠山の三管領を凌駕したともいわれています。しかし、戦国時代に入って斎藤道三によって滅ぼされ、道三は稻葉山城を改築して美濃一国の大守として君臨しました。後年、織田氏と抗争を続けることとなり、道三の孫龍興の代に信長によって稻葉山城を攻め落とされ、斎藤氏は滅びました。信長は、稻葉山城に入城し、天下統一の本拠地とするに至り、当時「井の口」と呼ばれていた地名を中国の周時代の故事にちなんで「岐阜」と改めて天下に広めました。信長は道三の志を継承して岐阜のまちづくりに努め、今日の都市計画的手法を用い、秩序ある城下町の形成を図るとともに、初めて「楽市楽座」制を設けるなど産業の育成に尽くし、経済の振興に意を注ぎました。

慶長5年、関ヶ原の合戦で徳川の軍勢に敗れ、織田秀信の岐阜城は陥落し廃城となり、改めて加納に城が築かれ、岐阜は幕府の直轄地となりました。以後、地味ではありましたが商工の町として300年間諸役が免ぜられ、保護を受けながら順調な発展を続けました。

明治4年の廢藩置県に際しては、笠松県に属し同年更に岐阜県に改められ、同6年本市に県庁が設置されるに及び、伝統の商業都市に併せ県政の中心となって急速な伸展をみることとなりました。

更に、明治21年1月には、東海道線の開通により岐阜駅が開設され、市街地も次第に南へと広がり、同時に駅周辺地区の発展拡大がみられました。同22年7月1日市制を施行しましたが、このとき面積10km²、人口25,750人がありました。以後、明治24年10月の濃尾震災、昭和20年7月の戦災と二度の大きな災厄にもかかわらず、近隣の町村を合併し、平成8年には中核市として全国有数の都市となり、商業業務としてあるいは観光都市として中部地方における政治、経済、学術、文化等の主要都市となりました。さらに、平成18年1月に柳津町との合併により面積203.60km²の新たな「岐阜市」が誕生しました。



2 位置・地勢と気候

本市は岐阜県の県都であり、県の南西部に位置しています。我が国のはほぼ中央部に位置しており、名古屋とは約30km、東京とは約250km、大阪とは約140kmの距離にあります。関、羽島、各務原、山県、瑞穂、本巣、大垣の7市及び羽島、本巣の2郡に隣接し、伊勢湾内陸部の拠点都市として東海道沿線の主要都市であるばかりでなく、北陸を結ぶJR高山本線の起点でもあります。

また、濃尾平野の北端に位置しており、木曽三川（木曽川、長良川、揖斐川）による扇状地形により形成されています。市域の中心部を東西に流れる長良川は天井川であり、平地部での地下水位は高くなっています。

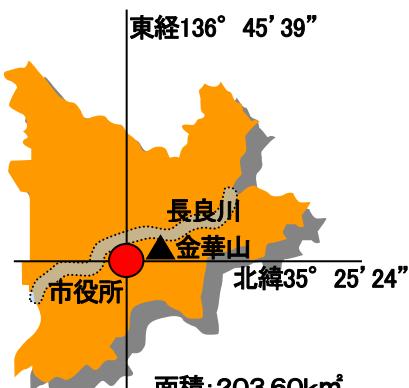
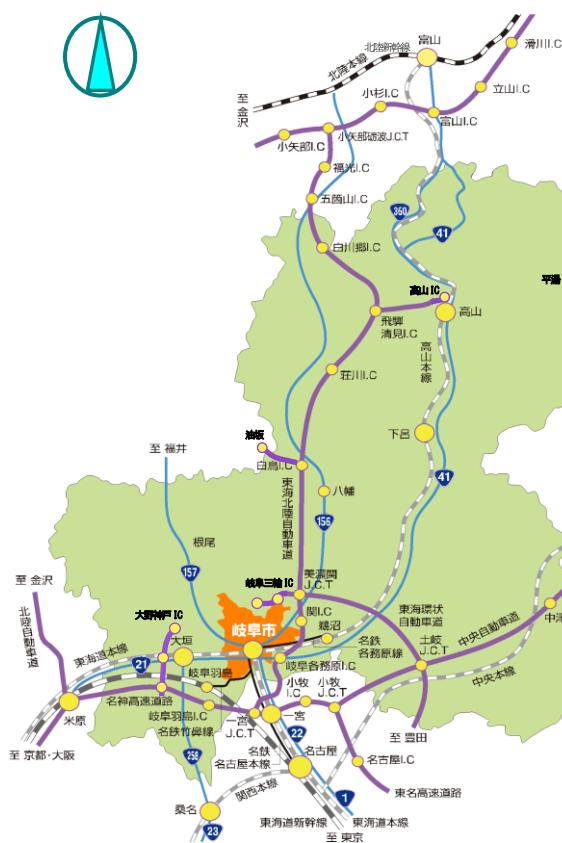
海拔高度は、可住地の北部においては約70m、南部低地において5.5mを示し、勾配は北から南へ1/500～1/1,500、東から西へ1/1,000～1/1,500です。



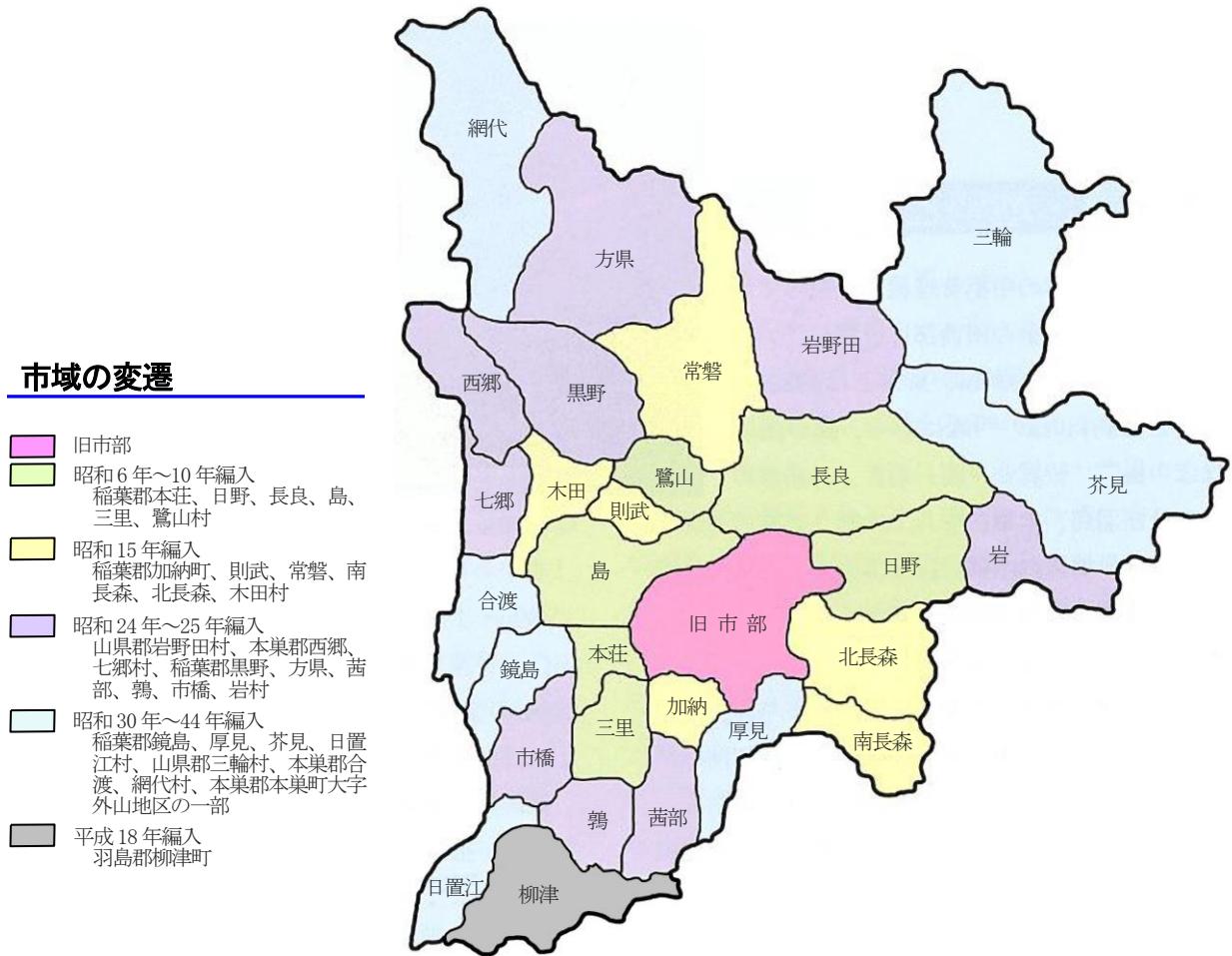
北部には標高300mに及ぶ山々が遠く福井、滋賀県に連なります。また、中央部には標高329mの金華山がそびえ、長良川の清流が東西を貫流するなど、山紫水明の美に恵まれています。

気候は東海型で、冬季は降水量が少なく、北西ないし西寄りの風が強く吹きます。春秋は温暖であり、夏季は南寄りの風が強く、著しく高温多湿になります。

位置図



3 市域および人口



市域の推移

(単位:面積km ²)							
合併年月日	合併地域	合併面積	合併後の面積	合併年月日	合併地域	合併面積	合併後の面積
明22.7.1 市制施行	岐阜米屋町、桜町、万力町、白木町、常磐町	10.00		昭15.2.11	稻葉郡加納町	2.25	48.81
	笛土居町、扇町、松屋町、愛宕町、末広町				稻葉郡則武村	2.00	
	大和町、中竹屋町、上竹屋町、釜石町、布屋町			昭15.7.1	稻葉郡南長森村	4.04	70.73
	本町、加和屋町、魚屋町、上新町、久屋町				稻葉郡北長森村	7.14	
	中新町、蜂屋町、鞆屋町、大工町、甚衛町				稻葉郡木田村	2.54	
	珠城町、間之町、加茂町				稻葉郡常磐村	8.20	
	相生町、柳町、矢島町、栄町、木造町			昭24.7.1	山県郡岩野田村	9.61	80.34
	堀江町、若松町、上ヶ門町、七曲町、車之町			昭25.8.20	稻葉郡黒野村	7.71	125.08
	鍛治屋町、下新町、下大桑町、中大桑町、上大				稻葉郡方県村	14.81	
	久和町、西材木町、東材木町、北今町、上今町				稻葉郡茜部村	5.74	
	中今町、下今町、達目洞、伊奈波神社境内				稻葉郡鶴村	3.49	
	小熊村				稻葉郡市橋村	4.75	
	今泉村				本巣郡七郷村	3.67	
	富茂登村				本巣郡西郷村	4.57	
	稻束村				昭25.12.10 稲葉郡岩村	4.43	129.51
明36.4.1	上加納村の内	0.05	10.05	昭30.2.11	稻葉郡鏡島村	3.75	136.65
	字町邸、字金園、字西屋敷、字高巖				稻葉郡厚見村	3.39	
	字柳ヶ瀬			昭33.4.1	稻葉郡日置江村	3.74	155.69
	字神室の内金神社裏作道以東				稻葉郡芥見村	15.30	
	字長住の内鉄道線路以北			昭34.4.1	本巣郡合渡村	5.01	160.70
	稲葉郡上加納村			昭36.4.1	山県郡三輪村	22.33	183.03
	稲葉郡本庄村			昭38.4.1	本巣郡網代村	12.08	195.11
	稲葉郡日野村			昭44.2.1	本巣郡本巣町大字外山地区の一部	1.09	196.20
	昭7.7.1 稲葉郡長良村			平10.10.1	武芸川町との境界確定	▲ 1.08	195.12
	昭9.12.5 稲葉郡島村			平18.1.1	羽島郡柳津町	7.77	202.89
昭10.6.15	稲葉郡三里村	3.52	44.56	平26.10.1	国土地理院の再計測による増加	0.71	203.60
	稲葉郡蠶山村						

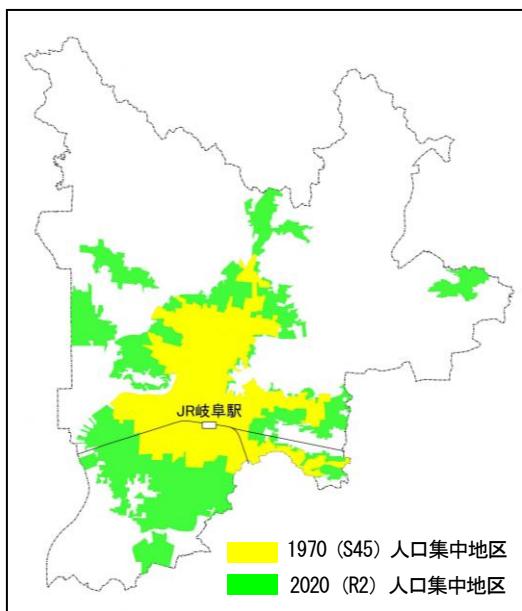
世帯・人口・人口密度の推移

(単位:世帯・人)

年 次	世 帯	人 口			人口密度 (1km ²)	1世帯 平均人 員	
		総 数	男	女			
明治 22 年 (市制施行当時)	5,150	25,750	-	-	-	5.0	
大正 9 年(第 1 回国調)	13,812	62,713	29,611	33,102	6,265	4.5	
〃 14 年 (第 2 回国調)	16,300	81,902	38,131	43,771	8,185	5.0	
昭和 5 年 (第 3 回国調)	18,996	90,112	42,618	47,494	8,977	4.7	
〃 10 年 (第 4 回国調)	25,941	128,721	61,803	66,918	2,889	5.0	
〃 15 年 (第 5 回国調)	35,203	172,340	82,440	89,900	2,437	4.9	
〃 20 年 (終戦の年)	31,270	141,518	66,469	75,049	2,131	4.5	
〃 22 年 (第 6 回国調)	37,356	166,995	81,375	85,620	2,513	4.5	
〃 25 年 (第 7 回国調)	45,687	211,845	102,946	108,899	1,669	4.6	
〃 30 年 (第 8 回国調)	55,613	259,047	124,589	134,458	1,896	4.7	
〃 35 年 (第 9 回国調)	71,066	304,492	147,142	157,350	1,871	4.3	
〃 40 年 (第 10 回国調)	90,084	358,190	172,409	185,784	1,836	4.0	
〃 45 年 (第 11 回国調)	103,658	385,727	185,467	200,260	1,966	3.7	
〃 50 年 (第 12 回国調)	116,436	408,707	196,714	211,993	2,083	3.5	
〃 55 年 (第 13 回国調)	124,407	410,357	197,307	213,050	2,092	3.3	
〃 60 年 (第 14 回国調)	127,481	411,743	197,351	214,392	2,099	3.2	
平成 2 年 (第 15 回国調)	133,726	410,324	196,096	214,228	2,091	3.1	
〃 7 年 (第 16 回国調)	140,680	407,134	193,323	213,811	2,075	2.9	
〃 12 年 (第 17 回国調)	146,350	402,751	191,164	211,587	2,064	2.8	
〃 17 年	岐阜市	153,998	413,367	196,209	217,158	2,037	2.7
	旧岐阜市	149,098	399,931	189,633	210,298	2,050	2.7
(第 18 回国調)	旧柳津町	4,900	13,436	6,576	6,860	1,729	2.7
〃 22 年 (第 19 回国調)		161,718	413,136	196,525	216,611	2,036	2.6
〃 27 年 (第 20 回国調)		165,443	406,735	193,760	212,975	1,998	2.5
令和 2 年 (第 21 回国調)		173,386	402,557	191,679	210,878	1,977	2.3

備考 市制施行当時の世帯人口は岐阜市史の資料による。

【人口集中地区(DID)の拡大状況】 資料：国勢調査



【DID 面積と DID 人口密度の推移】 資料：国勢調査



※人口集中地区 (DID) ・・ 人口密度が 4,000 人/km²以上で人口が 5,000 人以上となる地区

II 都市計画の沿革

1 戦前の都市計画

① 戦災までの都市計画

最初のまちづくりは織田信長により始められました。信長は、岐阜の地名を天下に広め、楽市樂座を許し、また、寺院を集めたり、尾張から商人、工匠等を移住させ、材木町、大工町、鍛冶屋町、魚屋町、米屋町など職業別に住まわせ、日本統一の中心として、この地で「天下布武」を唱えました。

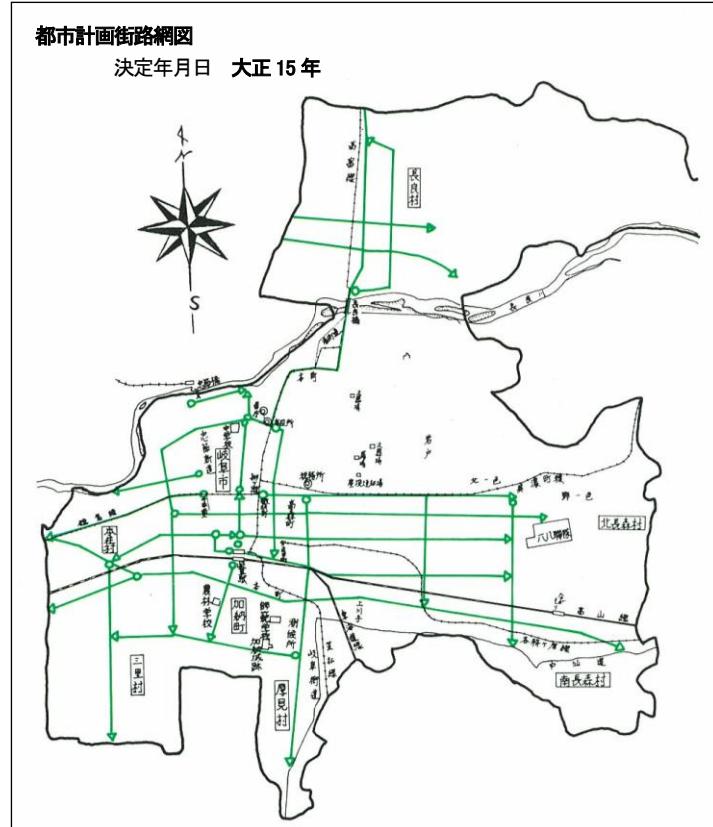
更に長良川の舟運を利用して、現在の湊町、玉井町、元浜町などの一帯を郡上、山県、武儀方面との物資交流の集散地とするなど、都市計画の手法を用いて、岐阜の市街を大きく発展させました。

明治 22 年市制施行以後、市勢の順調な発展の中で、大正 12 年 7 月 1 日都市計画法の適用を受け、翌 13 年には、本市を中心とし、7 町村にわたる都市計画区域 ($43.87k\text{ m}^2$) を決定し、本格的なまちづくりを進めることとなりました。

その後、大正 15 年都市計画街路 27 路線、延長 34,793 間 ($63,260\text{m}$) を決定しました。また、昭和 2 年市街地建築物法の適用を受け、同年都市計画の基礎となる用途地域 8,370,000 坪 ($27.67k\text{ m}^2$) を指定したのに続いて、都市計画公園の決定（昭和 4 年 7 力所総面積 218,650 坪）、風致地区の指定（昭和 9 年総面積 1,315.74 ヘクタール）と、逐次その内容の充実が図られました。

事業についてみると、街路については積極的に県・市によって進められましたが、特に組合施行土地区画整理事業による道路敷地の確保が事業の推進に大きく貢献しました。

また、本市の土地区画整理事業は、当時の県・市都市計画担当者の積極的な奨励指導によって、数多くの組合の設立をみているのは、特筆されるところであり、昭和 3 年から同 17 年ごろまでに設立された組合数は 30 余を数え、その施行面積は約 230 万坪 ($7.6k\text{ m}^2$) に及んでいます。



岐阜市役所

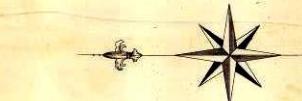
岐阜市域地圖

昭和二十年十一月五日實施

縮尺之分米



城	商業地盤
黃	住居地盤
青	工業地盤



2 戦後の都市計画

①復興都市計画

昭和 20 年 7 月戦災により、市街地のおおむね 8 割とも思える 170 万坪（5.6k m²）を焼失しました。しかし、終戦を迎え直ちに被災市街地の復興に着手し、翌 21 年 6 月、街路及び土地区画整理事業を都市計画決定し、同年 9 月に土地区画整理事業について、総理大臣の施行命令を受け、復興都市計画事業は軌道に乗ることとなりました。

被災区域は、市街地の枢要部で、既に被災前から飽和状態となっており、街路、公園の配置等について区域の拡大や変更が必要とされていました。そのため、広く復興区域の内外にわたり、昭和 21 年都市計画街路の決定、同 24 年に準防火地域の指定、同 25 年に用途地域の指定、更には同 28 年に防火地域の指定及び緑地地域の指定がされ、また昭和 26 年には都市計画公園の決定をみるなど、基幹的な地域、施設について、昭和 40 年を目標とした都市計画の樹立を図っています。

こうして、土地区画整理事業を母体として、街路事業、水路の改廃、公園の新設、鉄軌道、上下水道等の復旧、移設等が順調に進められ、昭和 25 年 7 月、国土建設に寄与した功績が大であるとして、建設大臣から表彰を受けています。

なお、復興都市計画事業の概要についてみると、当初被災面積 170 万坪のうち、164 万坪を事業対象区域としましたが、昭和 24 年に再検討 5 カ年計画において、一部を第 2 次事業区域とし、144 万坪としました。

土地区画整理事業については、全区画を 10 工区に分け、昭和 26 年から順次換地処分を行い、昭和 31 年をもって終了しました。以後換地清算事務等を行い、昭和 47 年度完了しました。

②戦災復興後の都市計画

復興事業は換地清算金の徴収交付事務を残してその大方を終わり、昭和 33 年をもって事業費の国庫補助も打ち切りとなり、事業上の完了となりました。このようにして、被災市街地は整備され、交通、産業、観光等あらゆる面において近代都市としての機能が発揮され、面目を一新するところとなり、この結果が現在の中心市街地のたたずまいとなって都市形成の根幹となりました。

しかし、復興事業は被災市街地の範囲にとどまり、これに続く非戦災市街地、及び市街地周辺においては旧態のままであり、復興を機として定められた街路、地域、公園等の計画を基本として、道路整備を始めとする諸事業を進めることが引き続いて必要となりました。

一方、復興事業区域内の諸都市計画施設も、いわゆる荒仕上げの状態であり、街路舗装、側溝整備、あるいは公園施設整備等の事業が急がれるところとなりました。また、昭和 30 年代になって、高度経済成長期を迎えて、産業の発展とともに人口の都市集中化、市街地の拡大や自動車交通の増大等により、都市計画においても数次にわたる小規模の改訂変更が加えられました。しかし、昭和 20 年における発展予測とはすべての面において大きく食い違つてきており、國の方針指導によっても都市計画道路、用途地域について全面的に再検討を行うことが必要となりました。

そして、昭和 42 年 8 月に、目標年次を昭和 60 年として都市計画道路、用途地域を全面的に変更し、現在の道路網、土地利用の骨格が定めされました。昭和 46 年 3 月には、新都市計画法に基づく市街化区域、市街化調整区域の区分、いわゆる線引きが行われ、市街化区域 4,082 ヘクタール、市街化調整区域 15,538 ヘクタールを定めて、この大綱に制度上の修正がなされました。

また、同時に都市計画区域も広域都市計画として

本市を中心とする1市8町の区域にわたって定められ、その面積は26,697ヘクタールとなりました。

元来都市計画区域については、大正13年初めて決定された際本市を含む1市1町6か村であったように、母都市を中心とした都市圏で構成されるべきものであり、本来の姿に改められたといえます。

用途地域については、市街化区域となった未指定地区において昭和46年追加決定を行いましたが、昭和48年12月25日市街化区域、市街化調整区域の変更（見直し）とともに旧用途地域を廃し新用途地域を決定、その総面積は5,640.6ヘクタールとなりました。

その後、市街地の発展等により現実の土地需要にそぐわざ種々の問題をかかえてきたため、昭和55年4月1日、昭和62年8月18日、平成4年12月1日及び平成6年9月20日の線引き見直しとともに用途地域も変更（追加）しました。平成8年5月1日にはこれまで8種類であった用途地域を廃止し、12種類の新用途地域を決定しました。さらに平成16年5月の線引き見直しに伴い用途地域も変更し、そして平成18年1月、柳津町と合併し8,027ヘクタールとなりました。

道路については、昭和42年決定の道路網を骨格とし、市街化区域の決定や区域の拡大に伴い、都市計画道路の追加や見直しを行ってきました。環状線の完成や東海環状自動車道・岐阜インターチェンジの開通及び関連するアクセス道路の整備により、道路の整備・改良が進められています。

また、防火地域、準防火地域についても、当初決定以後建築物の不燃化、高度化、あるいは共同化の傾向や市街地の拡大等に合わせ変更を重ねてきました。昭和50年7月これを更に拡大し面積3143.9ヘクタールとなりました。その後線引き見直し、用途地域の変更に伴い変更し、防火・準防火地域合わせて面積3,301.4ヘクタールとなり、平成18年1月柳津町と合併し3,313.1ヘクタールとなりました。

一方、市街地周辺部には、さきに述べたように戦前数多くの組合施行による土地区画整理事業が行われ、本市の都市計画上特筆すべき功績を残しました。戦後の混迷を脱した昭和30年代に至り、再び土地区画整理事業の気運が盛り上がり、長良川北部地域及び市街地南部に組合の設立が相次ぎました。

昭和29年制定の土地区画整理法に基づき事業が行われ、現在までに完了した組合は28を数え、総面積は938.91ヘクタールに及んでいます。また、個人・共同施行も4地区あり、その施行総面積は7.40ヘクタールとなっています。更に、昭和46年度から、島地区において市施行による土地区画整理事業が320.19ヘクタールの区域にわたって施行されました。

以上のような市街地周辺における土地区画整理事業と並んで市街地中心部においては逐次防災建築街区が指定され、昭和49年度までに防災建築街区造成事業による12棟のビルが建設されました。その後、昭和52年には市街地再開発事業により柳ヶ瀬地区で再開発ビルが完成し、平成以降は優良建築物等整備事業により8地区、また市街地再開発事業により6地区において再開発ビルが完成しました。現在も2地区で市街地再開発事業の事業認可及び組合設立がなされ、着実に事業が進められています。

公園については、これまで復興事業や組合施行土地区画整理事業によって設けられた公園の整備を主に進め、都市基盤整備の行われていない地域においても取り組んできました。

昭和53年には都市・地域の自然環境、生活環境の整備保全を基本方針とした「岐阜都市計画区域 緑のマスターplan」を策定し、平成8年には都市緑地法の改正を受け、緑のマスターplanと都市緑化推進計画を一体化し、都市公園の整備と合わせて民有緑地の保全や都市の緑化を総合的かつ体系的に推進する「岐阜市緑の基本計画」を策定しました。

その後、社会情勢の変化や関連法令の改正等により「岐阜市みどりの基本計画」を改定し、本市の豊

かな緑の保全、緑化の推進および都市公園の適正な維持管理等を図ることで、昭和 53 年には、都市公園の市民 1 人当たり面積は約 6.0 平方メートルでありましたが、令和 6 年 3 月 31 日時点では約 9.0 平方メートルに増加するなど、都市公園の整備を進めています。

本市の全国に誇るものとして下水道があります。これは昭和 9 年に、旧市街地を対象として着工したもので、当初計画は下水排除区域面積 490 ヘクタール、処理人口 10 万人でした。この計画策定にあたっては、経済的配慮とともに、本市の地形その他の条件を基に、当時では画期的な分流式下水道を日本で最初に採用しました。昭和 12 年に下水処理を開始し、昭和 18 年に当初計画が完工しました。当時の本市の下水道普及率は、常に全国都市の中でトップクラスにあり、戦災直前の昭和 18 年には実に 85%（当時の区域内人口に対し）であったのは驚くべきことです。その後、昭和 27 年以降順次拡張変更が行われました。令和 7 年 3 月 31 日現在で、計画処理面積 8,760 ヘクタール、計画処理人口 338,490 人、プラント（下水処理場）4 カ所となっています。

3 最近の主な都市計画

昭和 30 年代以降の都市部への急速な人口や諸機能の集中と市街地外延部へのスプロールにより都市が急速に拡大した都市化社会においては、線引き制度を導入し都市の無秩序な拡大を抑制しつつ、市街地における道路や公園、下水道等計画的な公共施設整備を中心とした都市計画を実践してきました。

近年においてはスプロールの勢いも弱まっていることから、従来からの都市計画に加えて、個性豊かな都市の整備に本格的に取り組むため、都市の景観や都市の環境保全、住民参加の推進と地域特性を生かしたまちづくり、既成市街地の再構築など成熟した都市型社会に対応した都市計画が必要となっています。

このような中、本市では、多様なニーズに対応した、以下の新しい都市計画を実践しています。

①都市計画マスタープラン

都市計画の方針については、従来、市街化区域及び市街化調整区域の「都市計画の整備・開発又は保全の方針」にて位置付けてきましたが、平成 4 年の都市計画法改正をうけ、平成 13 年 5 月に長期的な視野にたった都市の将来像を住民にわかりやすい形で明示した「岐阜市都市計画マスタープラン」を住民との合意形成を図りながら策定しました。

平成 19 年 11 月には、本マスタープランの土地利用の方針の中に大規模集客施設立地に関わる方針を加える一部変更を行いました。

平成 18 年 1 月の柳津町（平成 8 年 5 月に「柳津町都市計画マスタープラン」を策定）との合併や人口減少などの都市を取り巻く環境の変化、都市計画法の改正、ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画 H20.3）などの上位計画の策定を受けて、平成 20 年 12 月に全体構想を、平成 22 年 5 月に地域別構想の見直しを行いました。

その後、上位計画である総合計画が見直され、「岐阜市未来のまちづくり構想（R4.2）」が策定されたことや「岐阜市立地適正化計画（H29.3）」など各種関連計画の策定に対応した都市づくりを進めるため、令和 4 年 3 月に見直しを行いました。

また、本マスタープランの上位に位置付けられ、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を定めた都市計画区域全体の方針が「岐阜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（岐阜都市計画区域マスタープラン）」として、平成 16 年 5 月に都市計画決定されました。その後、本区域を取り巻く人口減少・超高齢社会の進展、モータリゼーションの進行、中心市街地の空洞化、郊外へのスプロール化などの情勢の変化への対応や、今後求められる快適な生活環境の形成と都市の活力や求心力の高い市街地形成を目指すため、平成 22 年 8 月 27 日と令和 2 年 11 月 13 日に本方針は変更しています。

②立地適正化計画

立地適正化計画は、都市再生特別措置法の一部改正(平成 26 年 8 月施行)により、市町村が策定できることとなった計画で、都市全体の構造を見渡し「コンパクトシティ+ネットワーク」の考え方で住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを行うものです。

本市においても、今後は人口減少とさらなる少子高齢化が見込まれており、健康で快適な生活を確保し、持続可能な都市経営を推進していく必要があることから、平成 29 年 3 月に岐阜市立地適正化計画を策定しました。その後、岐阜市立地適正化計画は、国のコンパクトシティ形成支援チームにおいて、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりが評価され、平成 29 年 5 月に「コンパクト・プラス・ネットワークのモデル都市」の 10 都市の 1 つに選ばれています。

③既成市街地の再構築、都市再生

モータリゼーションの進展等に伴う郊外部への人口流出や、岐阜近鉄百貨店、ダイエー、長崎屋等大型店舗の中心市街地からの撤退等により中心市街地の空洞化が進む中、平成 10 年 7 月の「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的の推進に関する法律」を受けて、平成 11 年 3 月には「岐阜市中心市街地活性化基本計画」を定め、地域特性に応じた市街地の整備改善と商業等の活性化を一体的に推進してきました。

また、市街地再開発事業による「にぎわい」拠点の創出を早期に実現すべく、岐阜駅北地域約 21 ヘクタールと柳ヶ瀬通周辺地域約 9 ヘクタールの併せて約 30 ヘクタールの区域について、平成 15 年 7 月「都市再生特別措置法」に基づく都市再生緊急整備地域の第三次指定を受け、平成 16 年 10 月に柳ヶ瀬通周辺地域の日ノ出町 2 丁目地区に「都市再生特別地区」を定めるとともに、平成 18 年 8 月に改正された中心市街地活性化法に基づき、平成 19 年 5 月「岐阜市中心市街地活性化基

本計画」の内閣総理大臣認定を受け、重点的に市街地再開発事業などに取り組んできました。

現在は、「岐阜市都市計画マスタープラン」、「岐阜市立地適正化計画」、令和 5 年 3 月に認定を受けた 4 期目となる「岐阜市中心市街地活性化基本計画」などに基づき、更なる取り組みを続けています。

こうした取り組みにより、これまでに岐阜駅北地域では市街地再開発事業により 4 地区、優良建築物等整備事業により 1 地区において事業が完了し、現在、「岐阜駅北中央東地区第一種市街地再開発事業(令和 3 年 3 月都市計画決定)」、「岐阜駅北中央西地区第一種市街地再開発事業(令和 3 年 3 月都市計画決定)」が進められています。

また、柳ヶ瀬通周辺地域では市街地再開発事業により 3 地区において事業が完了しました。

岐阜駅周辺鉄道高架事業については、平成 10 年 10 月に岐阜駅南口駅前広場、平成 11 年 3 月にJR高架事業が完成し、踏切による交通渋滞の解消や駅利用者の増加及び駅周辺の活性化などに寄与しています。

平成 14 年 11 月には、岐阜駅北口駅前広場を含む約 6.2 ヘクタールの区域において、駅前広場と都市計画道路の整備などにより、県都の玄関口にふさわしい土地利用を図るため、「岐阜駅北口土地区画整理事業」の都市計画決定と関連する都市計画道路の変更を行いました。その後、平成 21 年 9 月には交通結節機能の強化、にぎわい空間の創出及び環境機能の強化などが図られた岐阜駅北口駅前広場、平成 26 年 3 月には、区域内の都市計画道路等の整備がそれぞれ完了し、平成 28 年 3 月に「岐阜駅北口土地区画整理事業」を終了しました。

また、名鉄名古屋本線鉄道高架化事業については、令和 2 年 3 月に都市計画決定を行い、令和 4 年 2 月に全体事業区間約 2.8km のうち、約 2.1km 区間ににおいて、岐阜県が都市計画事業の認可を受けました。あわせて、3 月には市が施行する加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業の事業計画を決定し、関連する(都)岐阜駅那加線道路改良事業等と併せて事業を進めています。

④地域特性を生かした都市の 景観保全・環境保全

本市は、長良川と金華山に代表される自然の恵みと多くの歴史や文化を積み重ねて発展してきました。これらに彩られた本市の景観を、守り、創り、育て上げることにより、親しみと誇りあるまちの構築を目指して、平成7年に「岐阜市都市景観条例」を制定しました。(平成21年「岐阜市景観条例」に改正。)

特に長良川右岸堤防道路からの眺めは、金華山、長良川とまちなみが一体となった美しい眺望景観を形成しています。この眺望景観保全に向けて、平成15年4月に川原町地区のうち高層建築物が建築可能な商業地域及び第2種住居地域(容積率300%)の区域において、建築物の高さ制限を34mとする「高度地区」の都市計画決定を行いました。その後、平成18年8月には、川原町地区(玉井町筋)の町家が軒を連ねる歴史的な町並み景観の保全に向け、建築物の高さ制限を15mとする「高度地区」の区域を追加するため、都市計画変更を行いました。

都市における自然的景観等を維持するために定められる「風致地区」は、本市では、昭和9年12月に都市計画決定しました。その後2回の区域の変更を行い、平成16年5月には、都市計画法の改正に伴う都市計画変更を行ないました。これにより、これまで1種類であった規制基準を条例に基づき「第1種、第2種風致地区」に種別し、平成21年3月には、鷺山風致地区的指定にあわせて、市街地における規制基準「第3種風致地区」を定めるなど、地区特性にあわせて都市における自然的景観の維持に努めています。

また、平成16年の景観法の制定を受け、平成19年10月に、本市の景観形成の基本的な方向性を定めた岐阜市景観基本計画の策定、平成21年10月には、景観法に基づき具体的な景観形成基準等を規定した岐阜市景観計画を定め、平成22年1月より施行して

います。

このように、本市では、都市計画法、景観法などの諸制度を活用し景観施策を推進しています。



川原町

⑤住民参加と地区計画

都市計画が本来、住民が日常的に利用する空間の計画であることを考えれば、地区計画の案の申し出制度や都市計画の提案制度などを積極的に活用し、都市計画への住民参加を積極的にすすめ、地区レベルのルールづくりを行う地区計画制度の活用が必要とされています。

郊外部では、昭和63年をはじめに平成6年、平成17年に市内23地区(約1,044ヘクタール)について、秩序ある計画的な市街地整備に向けて区画道路拡幅型の地区計画を都市計画決定しました。

周辺部では、平成10年3月に島、則武、日野の3地区(約265ヘクタール)について良好な住宅街区の形成に向けた地区計画を都市計画決定し、平成11年1月には、長良南町地区(約2.4ヘクタール)について、良好な住環境の保全と長良川観光地区の周辺部にふさわしい土地利用誘導に向けた建築物の用途制限や建築物の高さ制限等を行う地区計画を都市計画決定しました。その後、平成21年9月には、岐阜県図書館、岐阜県美術館の西側に位置する市橋二丁目地区(約2.5ヘクタール)について、文化・芸術拠点機能の維持・形成に向けた地区計画を、平成22年3月には、宇佐一丁目東地区(約2.3ヘクタール)について、土地区画整理事業の施行にあわせ緑

豊かで良好な住環境の形成に向けた地区計画を都市計画決定しました。

中心部では、平成 13 年 3 月に吉野町五丁目東地区（約 0.6 ヘクタール）、平成 18 年 3 月に柳ヶ瀬通北地区（約 0.6 ヘクタール）、平成 23 年 12 月には、高島屋南地区（約 1.1 ヘクタール）について、市街地再開発事業の都市計画決定にあわせて高度利用などを目的とした地区計画を都市計画決定しました。平成 28 年 3 月には、高島屋南地区の更なる良好な都市環境の形成並びに一層の賑わいある中心商業地の再生を図るため、地区整備計画区域を拡大し、区画道路の配置及び規模を変更する都市計画変更を行いました。また、平成 18 年 8 月に、JR 岐阜駅北口西側に位置する橋本町一丁目西地区（約 0.3 ヘクタール）について、駅前の秩序ある適正な土地利用の誘導と景観形成に向け地区計画を都市計画決定しました。平成 19 年 11 月には、伊奈波地区（約 1.3 ヘクタール）について、住民相互により策定された「まちづくり協定」のうち、建築物の用途制限、建築物の高さの最高限度並びに建築物及び工作物の形態・意匠に関する協定事項を法的ルールに移行させるため、地区計画を都市計画決定しました。

市街化調整区域では、平成 10 年の都市計画法改正により、計画的な土地利用誘導に向けた地区計画の策定が可能となりました。この制度を活用し、平成 16 年 1 月には岐阜大学医学部及び附属病院の市街化調整区域への移転にあわせて、関連施設を誘導すべく大学西地区（約 4.6 ヘクタール）の都市計画決定を行いました。岐阜大学医学部及び附属病院の移転後は、利用者・関係者へのアンケート調査を行い、岐阜大学、地元まちづくり会及び行政が意見交流会等を重ね、平成 19 年 4 月、利用者・関係者の利便性の向上を目的とした施設の建築物用途の追加と、当該地区の景観形成に向けた建築物の色彩及び屋外広告物等の意匠・形態に関するルールを追加する都市計画変更を行いました。平成 24 年 9 月には、本地区

の更なる学術・研究拠点の形成の推進に向けて、地区施設の配置及び規模を変更する都市計画変更、令和 5 年 9 月には、岐阜薬科大学のキャンパス整備を行うため、一体の敷地利用が可能となるよう地区施設（区画道路）を再編する都市計画変更を行いました。また、平成 22 年 5 月には、「岐阜市ものづくり産業等集積地計画」において、「ものづくり産業集積地」に位置づけられた岐阜流通業務団地の北側の柳津町上佐波西地区（約 4.1 ヘクタール）について、周辺の良好な住環境の保全及び営農環境等との調和に配慮し、計画的に工業団地を整備するため、地区計画を都市計画決定しました。令和 5 年 12 月には、ものづくり産業等の集積によるさらなる産業拠点の形成に向けて、柳津町上佐波西第 2 地区（約 14.9 ヘクタール）を都市計画決定し、さらに令和 7 年 3 月には、複数の企業のニーズを踏まえ、区域を拡大する都市計画変更を行いました。

これら地区計画の決定に当たっては、幾度にもわたる関係者とのワークショップ、意見交流会を通じて意見を集約し、合意形成を図りながら策定を行ったものです。



吉野町 5 丁目東地区



大学西地区

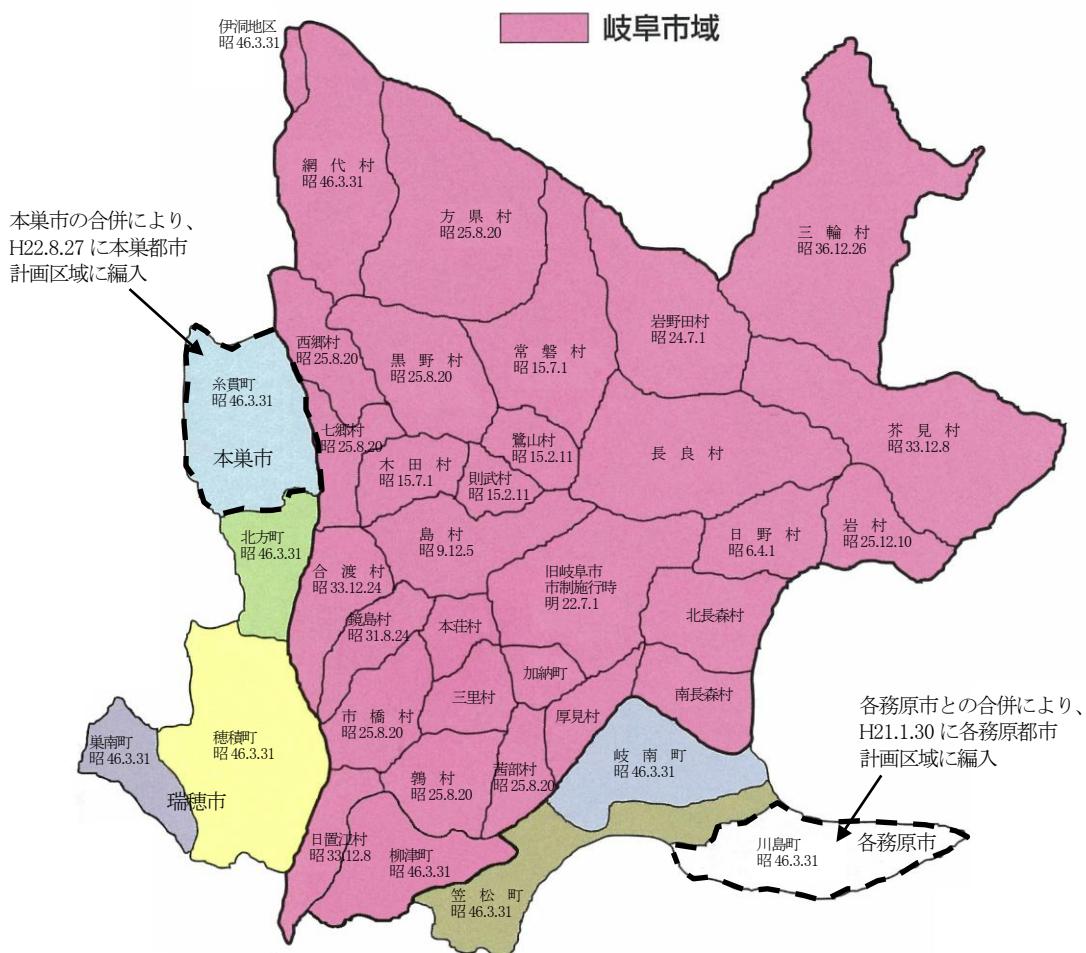
4 岐阜都市計画区域

岐 阜 都 市 計 画

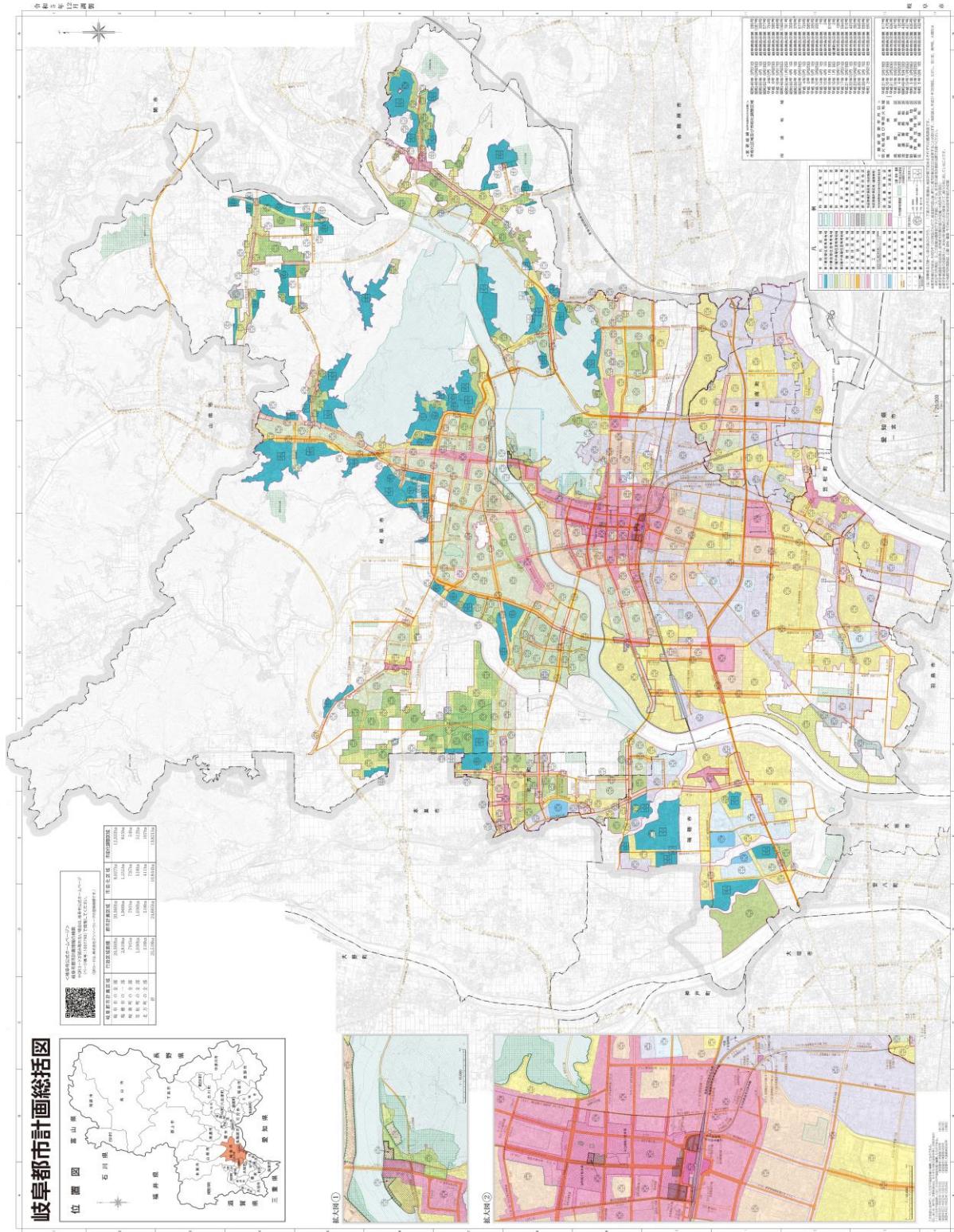
構成市町データ	行政区域面積 R2.3 現在	都計区域内人口 R2 国勢調査	都計区域 H22.8.27 変更	市街化区域 R2.11.13 変更 (岐阜市: H16.5.17 変更)	調整区域 R2.11.13 変更 (岐阜市: H16.5.17 変更)
2市3町	255.18 km ²	525,173人	24,665ha	10,844ha	13,821ha
岐阜市	203.60 km ²	402,557人	20,360ha	8,027ha	12,333ha
(旧岐阜市)	(195.83 km ²)	(388,748人)	(19,583ha)	(7,646ha)	(11,866ha)
(旧柳津町)	(7.77 km ²)	(13,809人)	(777ha)	(381ha)	(396ha)
瑞穂市	28.19 km ²	56,388人	1,966ha	1,151ha	815ha
岐南町	7.91 km ²	25,881人	791ha	737ha	54ha
笠松町	10.30 km ²	22,208人	1,030ha	518ha	512ha
北方町	5.18 km ²	18,139人	518ha	411ha	107ha

他の都市計画区域に編入された区域 (各務原市: H21.1.30、本巣市: H22.8.27)					
本巣市	374.65 km ²	—	812ha	148ha	664ha
各務原市	87.81 km ²	—	802ha	419ha	383ha

岐阜都市計画区域



岐阜都市計画総括図

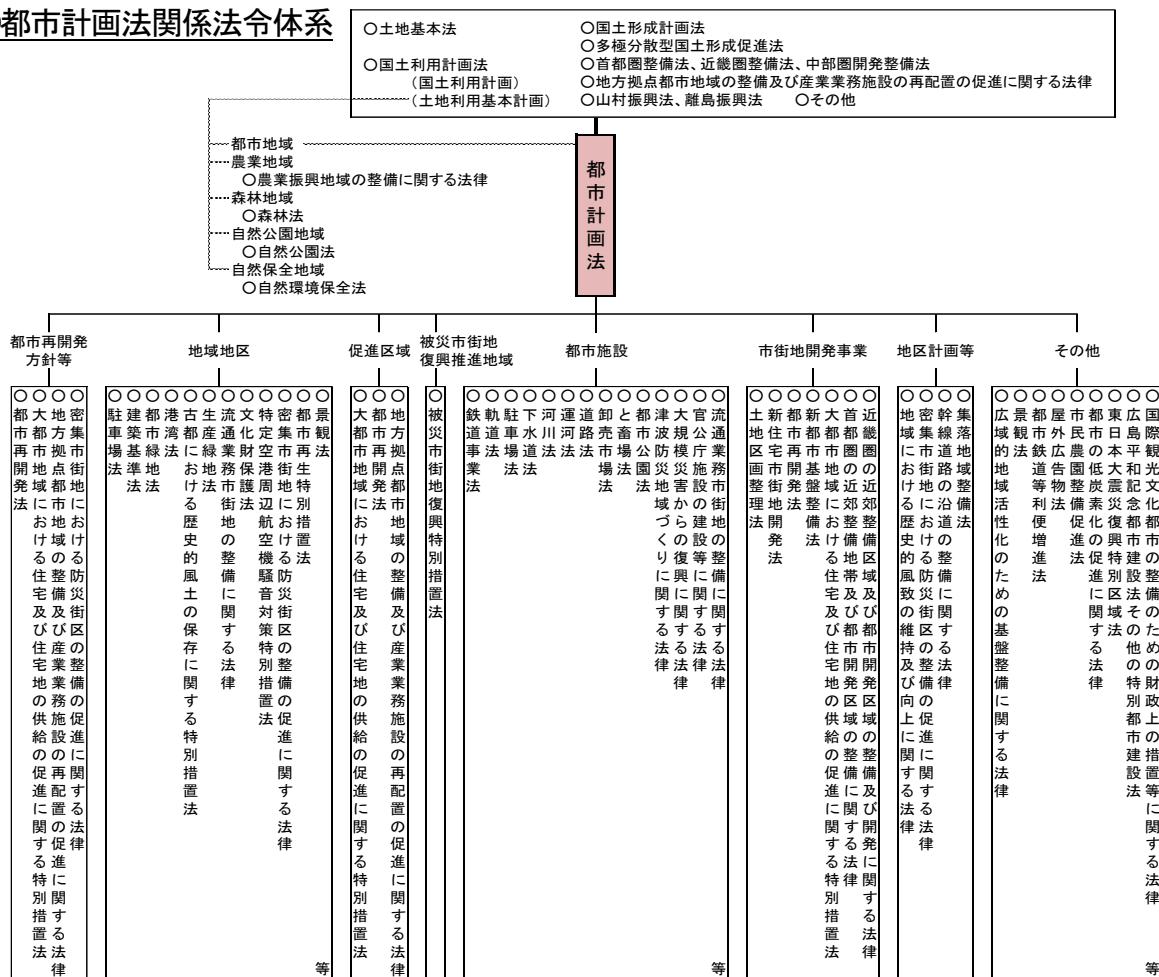


岐阜都市計画総括図の詳細については、都市計画課の窓口でご確認ください。

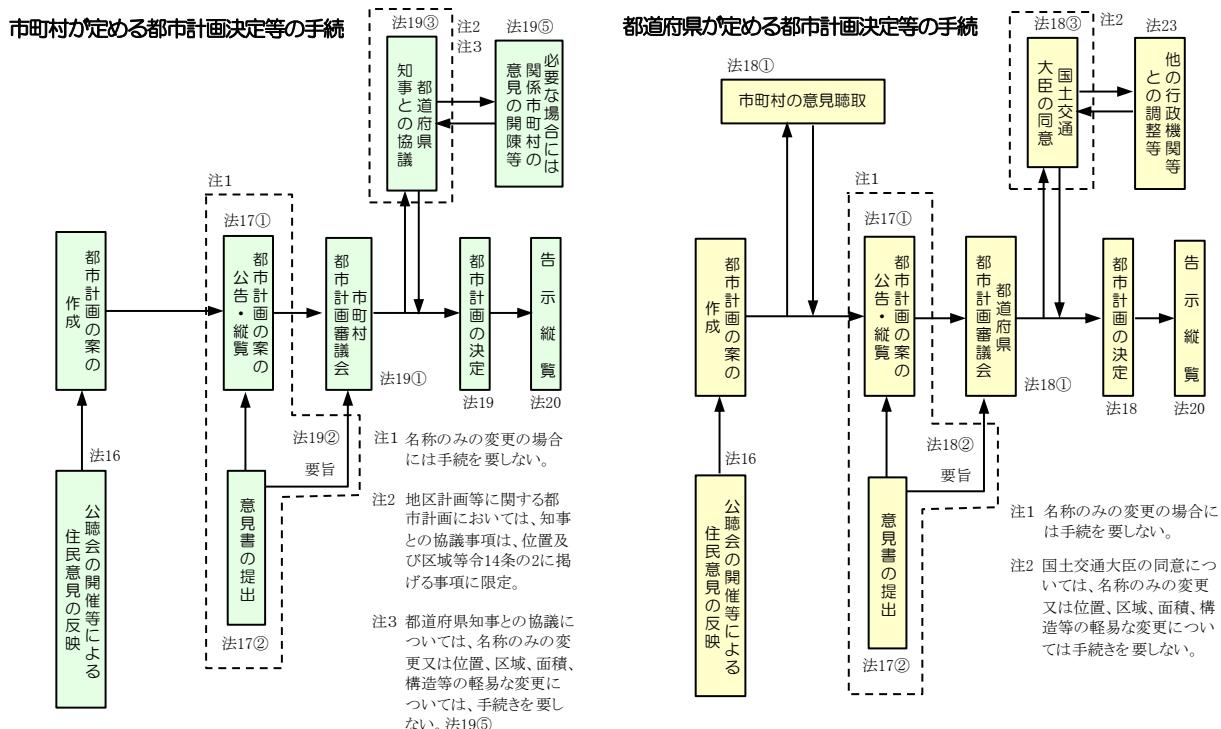
III 都市計画の概要

1 都市計画のしくみ

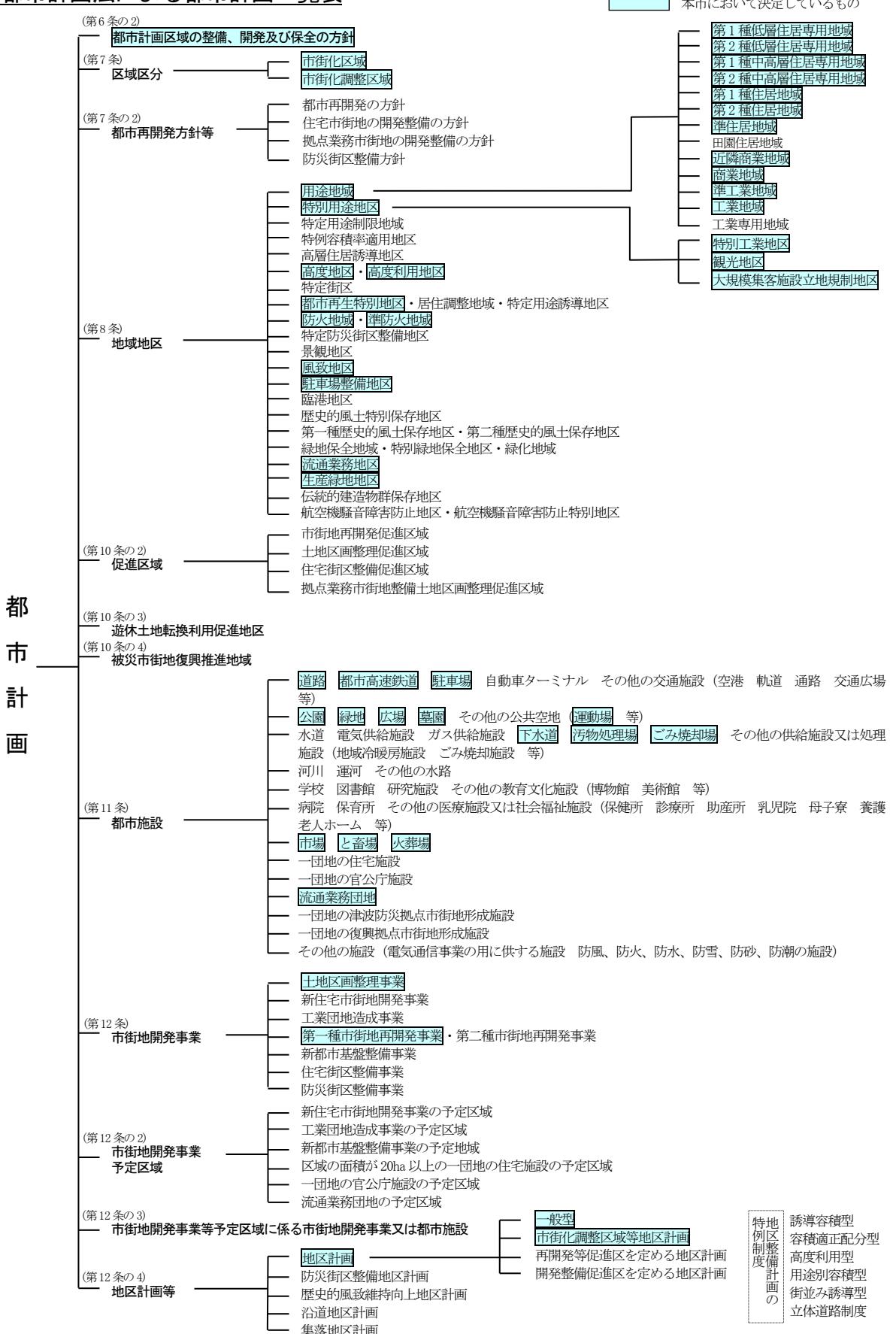
①都市計画法関係法令体系



②都市計画の決定手続き



③都市計画法による都市計画一覧表



④都市計画決定権者

都市計画を定める者については、都市計画法第15条により定められ、都道府県が定める都市計画と市町村が定める都市計画があります。

本来都市計画は、現在及び将来における都市の機能を確保し、発展の方向を定めるものなので、その策定に当たっては、都市行政上の基礎的な単位である市町村の立場が十分に尊重されなければならず、このことは土地利用の規制、事業の実施等を通じて都市計画の内容を効果的に実現するという観点からも必要です。しかし、一方では都市の広域化に対処して、国又は都道府県からの広域的調整を図ることができるようになります。

このような二つの立場から都市計画の決定について、広域的な観点から定めるべきもの及び根幹的施設等については、都道府県が関係市町村の意見を聞き、一定の場合には国土交通大臣の同意を得て定めるべきこととし、その他のものについては、市町村が都道府県と協議を実施し、町村においては同意を受けて定めることとなっています。



都市計画の内容		市町村 決定(*1)	都道府県(指定 都市(*2))決定	知事協議 (市)、同 意(町村)	大臣同意 不 要	大臣同意 必 要
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	区域区分の方針並びに市の判断に重大な関係のある都市計画の決定の方針		●			
その他		●				
区域区分			○			
都市再開発方針等			○			
用途地域	O(*3)					
特別用途地区	○					
特定用途制限地域	○					
特例容積率適用地区	O(*3)					
高層住居誘導地区	O(*3)					
高度地区	○					
高度利用地区	○					
特定街区	O(*3)					
都市再生特別地区			○			
防火地域・準防火地域	○					
特定防災街区整備地区	○					
景観地区	○					
風致地区	2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のおのの その他	○				
駐車場整備地区	○					
臨港地区	国際戦略港湾・国際拠点港湾		○			
重要港湾		○				
その他	○					
歴史的風土特別保存地区			○			
特別緑地	2以上の市町村の区域にわたる面積10ha以上のおのの 保全地区	○				
その他	○					
(近郊緑地特別保全地区)			○			
緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたるもの その他	○				
緑化地域	○					
流通業務地区		○				
生産緑地地区	○					
伝統的建造物群保存地区	○					
航空機騒音障害防止地区		○				
航空機騒音障害防止特別地区		○				
促進区域	市街地再開発促進区域	○				
土地区画整理促進区域	○					
住宅街区整備促進区画	○					
拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○					
遊休土地転換利用促進地区	○					
被災市街地復興推進地域	○					
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超 その他	△ ○			
新住宅市街地開発事業		○				
工業団地造成事業		○				
市街地開発事業	市街地	面積3ha超 その他	△ ○			
新都市基盤整備事業		○				
住宅街区整備事業	住宅街区	面積20ha超 その他	△ ○			
防災街区整備事業	防災街区	面積3ha超 その他	△ ○			
予定街区開発事業等	新住宅市街地開発事業予定区域		○			
	工業団地造成事業予定区域		○			
	新都市基盤整備事業予定区域		○			
	面積20ha以上の一団地の住宅施設予定区域	○				
	一団地の官公庁施設予定区域			○		
	流通業務団地予定区域		○			
地区計画		O(*3)*10				
防災街区整備地区計画		O(*10)				
歴史的風致維持向上地区計画		O(*10)				
沿道地区計画		O(*3)*10				
集落地区計画		O(*10)				

平成24年4月1日施行

都市計画の内容		市町村 決定(*1)	都道府県(指定 都市(*2))決定	知事協議 (市)、同 意(町村)	大臣同意 不 要	大臣同意 必 要
道路	一般国道	指定区間 指定区間外	○	●	○	○
	都道府県道		△	○		
	その他の道路	○				
	自動車専用道路	高速自動車国道 その他	○(*6)			
都市高速鉄道					○	
駐車場			○			
自動車ターミナル			○			
空港	成田国際空港等(*7)				●	
	新千歳空港等(*8)、地方管理空港			●		
	その他	○				
公園緑地	国が設置する面積10ha以上のもの	△(*4)		●		
	都道府県が設置する面積10ha以上のもの	△	○			
	その他	○				
広場墓園	国又は都道府県が設置する面積10ha以上のもの	△(*4)(*11)	○			
	その他	○				
その他の公共施設		○				
水道	水道用水供給事業			●		
	その他	O(*3)				
電気・ガス供給施設		O(*3)				
都市施設	公共下水道	排水区域が二以上の市町村の区域	●			
	その他	O(*3)				
	流域下水道		●			
	その他	O(*3)				
汚物処理場ゴミ焼却場	産業廃棄物処理施設			○		
	その他	○				
地域冷暖房施設		○				
河川	一級河川	△(*4)		●(*5)		
	二級河川	△	O(*9)			
	準用河川	○				
運河			○			
学校	大学・高専	○				
	その他	○				
図書館・研究施設等		○				
病院・保育所等		○				
市場・と畜場		O(*3)				
火葬場		○				
一団地の住宅施設		○				
一団地の官公庁施設		○				
流通業務団地		○				
一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○				
電気通信事業用施設		○				
防風・防火・防水・防雪及び防砂施設		○				
防潮施設		○				

*1 △印の都市計画は、市町村が作成する都市再生整備計画に都道府県知事の同意を得て当該都市計画の決定等を記載した場合に限る

*2 ●印の都市計画は、指定都市の区域においても、都道府県決定

*3 特別区の存する区域においては、都が決定。なお、特定街区については面積が1haを超えるもの、地区計画及び沿道地区計画についてはそれぞれ3haを超える再開発等促進区又は沿道再開発等促進区を定めるものに限る

*4 知事同意に加えて、大臣同意が必要

*5 原則は都道府県決定だが、都市再生整備計画に係る都市計画の決定等の場合は指定都市決定

*6 首都高速道路及び阪神高速道路については大臣同意が必要

*7 成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港

*8 新千歳空港、旭川空港、稚内空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、山形空港、新潟空港、大阪国際空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那霸空港

*9 指定都市が決定するのは、一の指定都市の区域内に存するものに限る

*10 都道府県知事の協議・同意事項は地区計画等の位置及び区域、地区施設等の配置及び規模等に限定

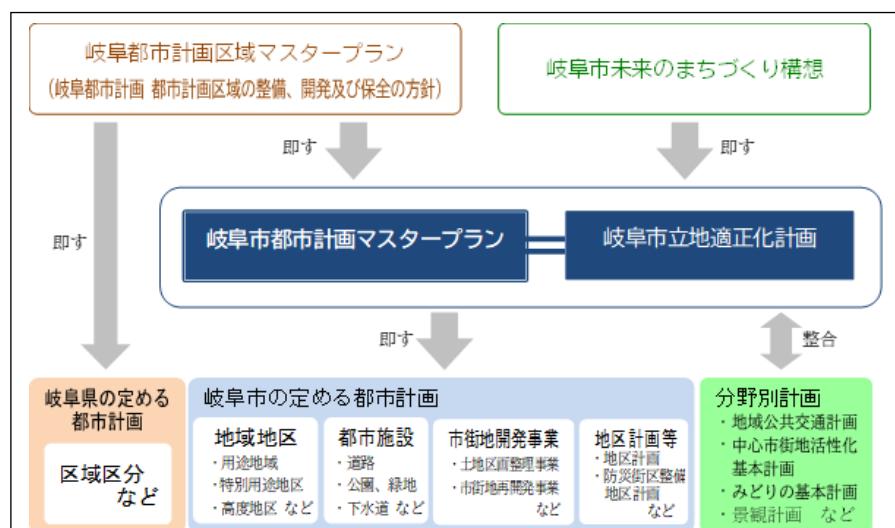
*11 広場に限る

2 都市計画のマスタープラン

(令和4年3月24日)

都市計画のマスタープランには、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示す「岐阜都市計画区域マスタープラン」と、市の都市計画に関する基本的な方針を示す「岐阜市都市計画マスタープラン」があります。

その関係について右図に示します。



3 岐阜都市計画区域マスタープラン

(令和2年11月13日)

岐阜都市計画区域を構成する岐阜市、瑞穂市、岐南町、笠松町及び北方町の都市づくりにあたっては、自然環境及び歴史的・文化的な環境と高次な都市機能が共存するといった本都市計画の持つ独自性を十分に發揮しながら、快適な生活環境の形成と都市の活力や求心力の高い市街地の形成を目指すことが重要です。

こうしたことから、本区域の都市づくりの基本理念を「豊かな自然・歴史・文化に恵まれ 高度で多様な都市機能が集積した中心市街地と身近

な生活拠点が互いに連携し、快適に暮らせる県の中心都市の創造」と設定しています。

また、この基本理念を実現するため、「コンパクトな市街地が互いに連携した都市づくり」「求心力の高い、活力ある都市づくり」「地球環境への負荷の小さい都市づくり」「自然環境や歴史・文化、景観を活かした魅力ある都市づくり」「安全・安心で快適に暮らせる都市づくり」「みんなで進める都市づくり」を都市づくりの目標としています。

① 人口

岐阜都市計画区域の将来における概ねの人口を次のとおり想定します。

	2020年	2030年
都市計画区域内人口	509.4千人	480.4千人
市街化区域内人口	470.7千人	444.4千人
市街化調整区域内人口	38.7千人	36.0千人

② 産業

岐阜都市計画区域における将来の産業の規模を次のとおり想定します。

	2020年	2030年
生産規模	製造品出荷額 12,728億円	13,908億円
	商品販売額 29,833億円	30,691億円

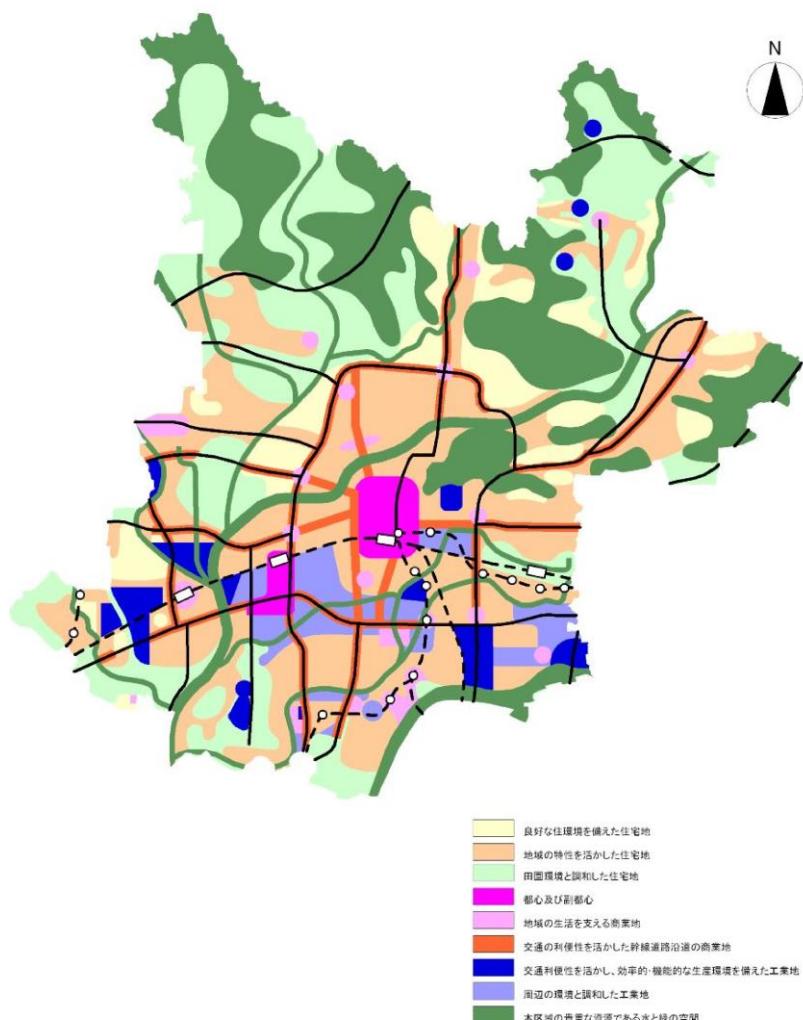
③ 市街化の規模

岐阜都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街地の現況及び動向を勘定し、市街化区域の規模を次のとおり想定します。

年 次	市街地の面積(ha)	
	平成 22 年	令和 2 年
岐 阜 市	約 8,026.7	約 8,026.7
旧 岐 阜 市	約 7,645.9	約 7,645.9
旧 柳 津 町	約 380.8	約 380.8
瑞 穂 市	約 1,150.5	約 1,150.5
岐 南 町	約 737.3	約 737.3
笠 松 町	約 518.2	約 518.2
北 方 町	約 381.8	約 401.0
合 計	約 10,814.5	約 10,833.7

年 次	2020 年	2030 年
市街化区域面積	10,834ha	10,844ha

まちづくりのイメージ図(岐阜都市計画区域マスターplanより)



4 岐阜市都市計画マスタープラン

本市における都市計画マスターplanは、当初平成13年5月にこれからの中づくりに必要な事柄を中心・長期的な視点に立って、市民の参加や理解を得て策定しました。

柳津町との合併、人口減少や超高齢社会の進展などの社会情勢の変化への対応や都市計画法改正、ぎふ躍動プラン・21（岐阜市総合計画 H20.3）などの上位・関連計画の策定を受けて平成20年12月に全体構想を平成22年5月に地域別構想の見直しを行いました。

その後、上位計画である総合計画が見直され、「岐阜市みらいのまちづくり構想（R4.2）」が策定されたことや「岐阜市立地適正化計画（H29.3）」など各種

関連計画の策定に対応した都市づくりを進めるため、令和4年3月に見直しを行いました。見直した都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本理念を「豊かな自然と歴史に恵まれ、快適でコンパクトな市街地が互いに連携した、健やかに住み続けられる活力あふれる県都」として、都市づくりを進めています。

【参考】

- 平成 8 年 5 月柳津町都市計画マスタープラン 策定

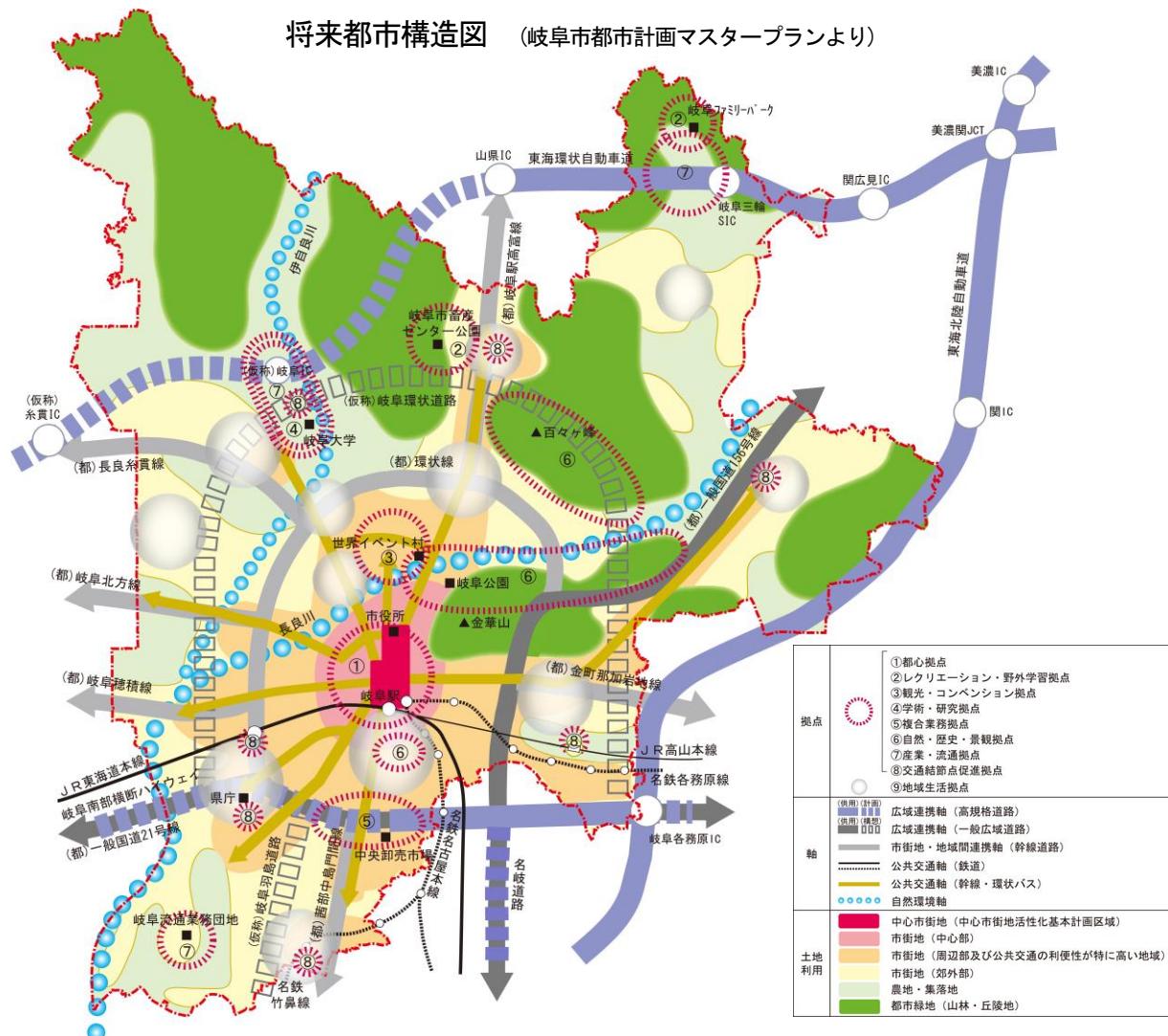
平成 13 年 5 月岐阜市都市計画マスタープラン 策定

平成 19 年 11 月岐阜市都市計画マスタープラン全体構想 一部変更

平成 20 年 12 月岐阜市都市計画マスタープラン全体構想 変更

平成 22 年 5 月岐阜市都市計画マスタープラン地域別構想 変更

令和 4 年 3 月岐阜市都市計画マスタープラン 変更



5 岐阜市立地適正化計画

立地適正化計画は、都市再生特別措置法の一部改正（平成 26 年 8 月施行）により、市町村が策定できることとなった計画で、都市全体の構造を見渡し「コンパクト＋ネットワーク」の考え方で住宅と生活サービスに関する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを行うものです。

本市では、これまで岐阜市総合計画や岐阜市都市計画マスター プランなどにおいて、多様な地域核のある集約型都市の実現を目指してまちづくりを進めており、このまちづくりを推進し今後の人口減少とさらなる少子高齢化のなかでも健康で快適な生活を確保し持続可能な都市経営を図るため、平成 29 年 3 月 31 日に岐阜市立地適正化計画を策定しました。

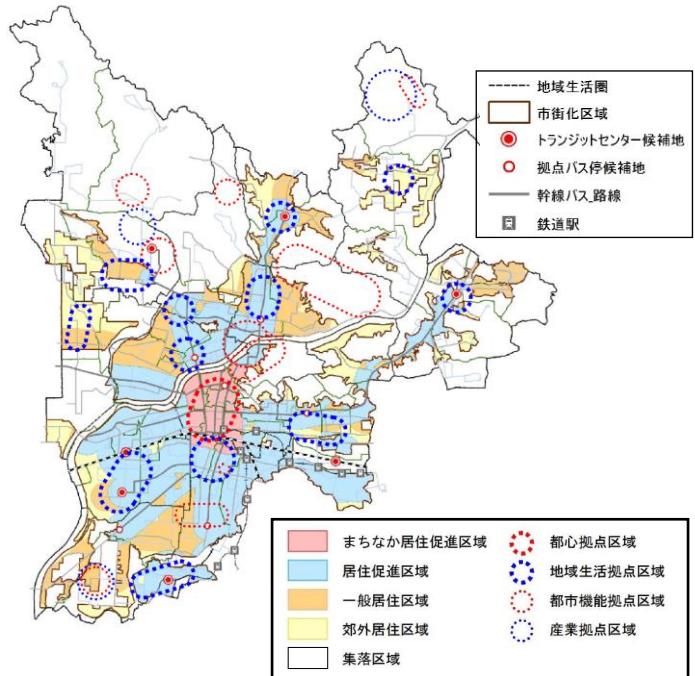
本計画では、公共交通ネットワークを都市の基軸と位置付け、まちづくりと公共交通が連携した持続可能な都市構造の実現の観点から、5 種類の居住区域と 3 種類の拠点区域を位置付けた都市構造イメージを示し、それぞれの公共交通の利便性等に応じたまちづくりを進めて行くこととしています。そして、居住区域と拠点区域を基に、生活サービスやコミュニティを持続的に確保するため、居住を誘導し、人口密度を維持するための居住誘導区域と、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に維持・誘導し、地域の利便性を確保するための都市機能誘導区域を設定しています。

本計画の目指す将来都市像の実現には、居住や医療・福祉、商業などを誘導するための各種施策を計画に組み入れていくことが重要であるため、施策の進捗状況や効果などを確認し、効果的な施策を実施できるよう、人口密度の維持やバス利用者の増加などの数値目標を設定しました。

今後は、PDCA サイクルをとおし、施策、事業について都市の進捗状況に合わせた見直しを行い、関係部局と連携しながら、目指す将来都市像の実現に努めていきます。

目指すべき都市構造イメージ

（岐阜市立地適正化計画より）



まちなか居住促進区域

高度で多様な都市サービスを享受できる区域

- ・多様な都市機能が立地した魅力ある住環境の形成
- ・都市機能の集積による幹線バス路線沿線にぎわいの形成

居住促進区域

特に公共交通の利便性が高い区域

- ・公共交通駅周辺で歩いて生活ができる住環境の形成
- ・幹線バス等によるサービス水準の高い公共交通環境の形成

一般居住区域

比較的公共交通の利便性が高い区域

- ・比較的便利な公共交通環境の中で、良好な住環境を保全
- ・支線バス等の地域ニーズに適した効率的なサービスの提供

郊外居住区域

ゆとりある低層住宅地がある良好な居住区域

- ・継続して居住が出来るように良好な住環境を保全
- ・地域交通等による移動手段の確保に向けた取り組み

集落区域

住環境が自然環境や農業環境と調和する区域

- ・豊かな自然や農業環境と調和した住環境を維持
- ・地域交通等による移動手段の確保に向けた取り組み

都心拠点区域

集約型都市を先導する都市の顔となる拠点

- ・高密度利用を図り魅力ある市街地形成を促進
- ・便利で快適なまちなか居住の推進

地域生活拠点区域

地域生活圏の核となる集約拠点

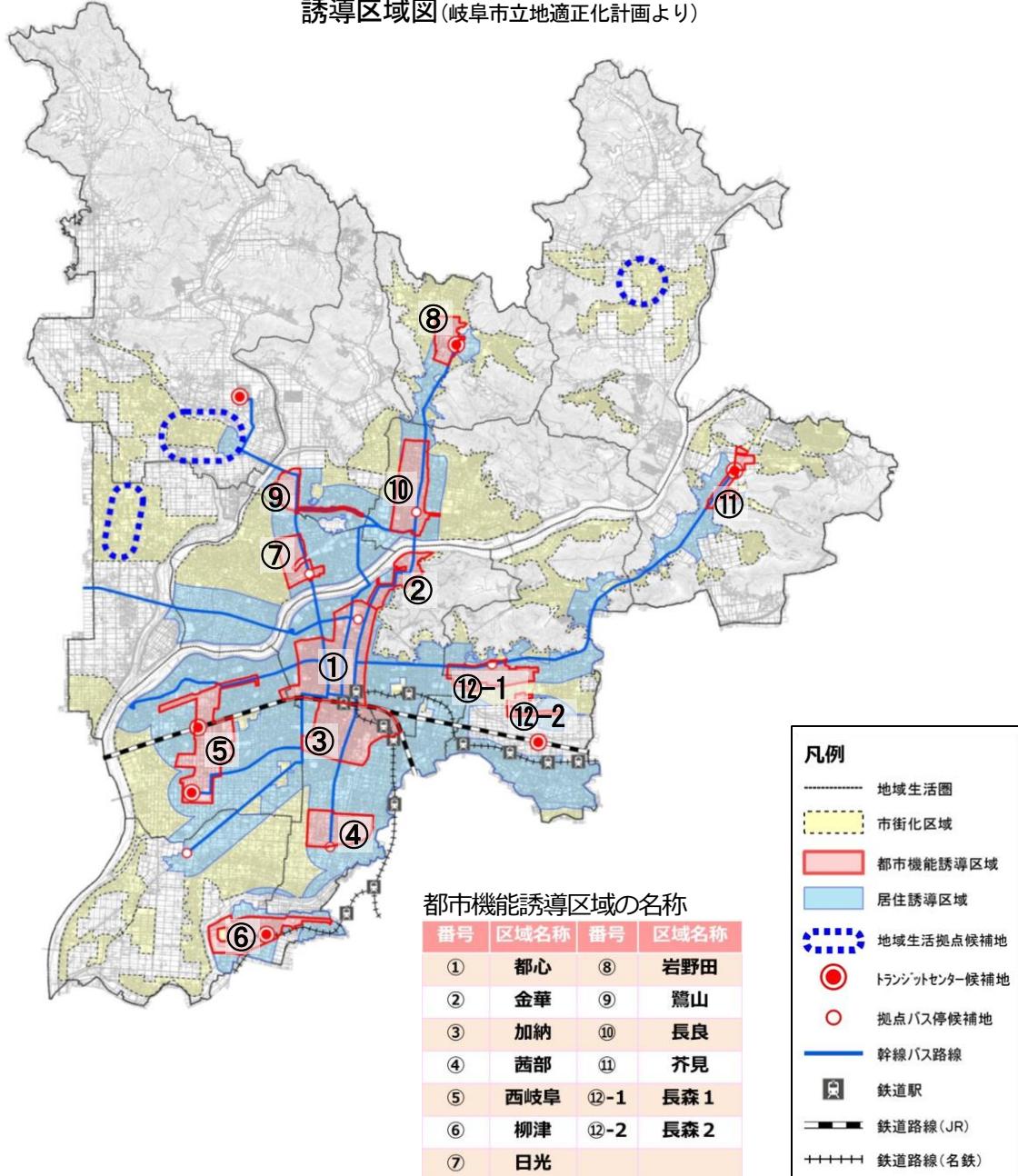
- ・日常生活に必要な都市機能の充足
- ・公共交通により中心部と結ばれた拠点の形成

都市機能拠点区域・産業拠点区域

都市の活力と魅力の向上を先導する拠点

- ・特定の都市機能を中心とした集約拠点の強化
(観光・コンベンション拠点、学術・研究拠点等)

誘導区域図(岐阜市立地適正化計画より)



居住誘導区域

人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続されるよう居住を誘導する区域

都市機能誘導区域

医療、福祉、商業などの各種サービスを持続的に提供するため、都市機能施設の維持・誘導を図る区域

地域生活拠点候補地

都市計画マスタープランに基づき、日常生活を支える都市機能の誘導を図る区域

IV 都市計画決定の概要

1 市街化区域および市街化調整区域

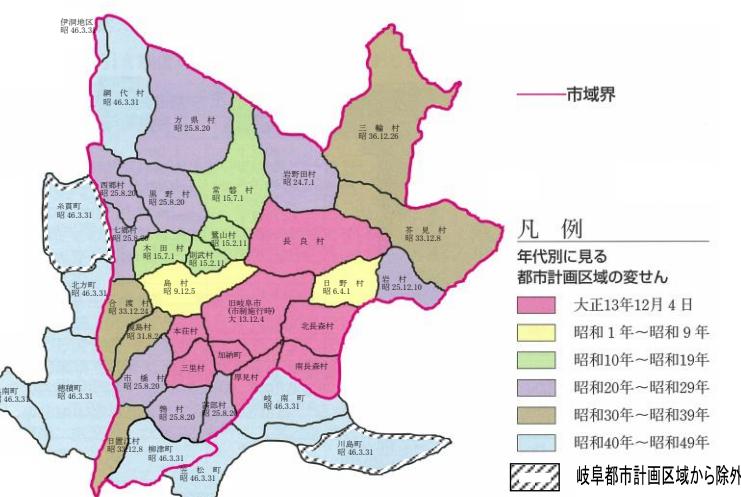
市街化区域と市街化調整区域の推移

単位 : ha

告示年月日	都市計画区域面積	市街化区域面積	市街化調整区域面積
S46. 3. 31	26,697 (19,620)	7,015 (4,082)	19,682 (15,538)
S48. 12. 25	26,697 (〃)	9,404 (5,641)	17,293 (13,979)
S55. 4. 1	26,278 (〃)	10,254 (6,524)	16,024 (13,096)
S62. 8. 18	26,278 (〃)	10,344 (6,561)	15,934 (13,059)
H4. 12. 1	26,278 (〃)	10,373 (6,590)	15,905 (13,030)
H6. 9. 20	26,322 (〃)	11,378 (7,642)	14,944 (11,978)
H16. 5. 17 合併 (H18. 1. 1)	26,211 (19,512) 26,211 (20,289)	11,382 (7,646) 11,382 (8,027)	14,829 (11,866) 14,829 (12,262)
H21. 1. 30	25,409 (20,289)	10,963 (8,027)	14,446 (12,262)
H22. 8. 27	24,598 (20,289)	10,834 (8,027)	13,764 (12,262)
再計測 (H26. 10. 1)	24,665 (20,360)	10,834 (8,027)	13,831 (12,333)
R2. 11. 13	24,665 (20,360)	10,844 (8,027)	13,821 (12,333)

※ () 内数字は本市域分

岐阜都市計画区域の変遷図



都市計画区域

告示	都市計画区域	備考
T13.12.4	4,387	市域外町村、加納町、北長森村、南長森村、厚見村、本荘村、三里村、長良村
S6.4.1	5,009	日野村編入
S9.12.5	5,710	島村編入
S10.6.15	6,029	鷺山村編入
S15.2.11		則武村編入
S15.7.1	7,303	木田村、常盤村編入
S24.7.1	8,264	岩野田村編入
S25.8.20	12,738	黒野村、七郷村、西郷村、茜部村、鶴村、市橋村、方県村編入
S25.12.10	13,181	岩村編入
S31.8.24	13,556	鏡島村編入
S33.12.8	15,446	芥見村、日置江村編入
S33.12.24	16,065	合渡村編入

告示	都市計画区域	備考
S36.12.26	18,298	三輪村編入
S46.3.31		網代地区編入
S46.3.31	26,697	岐阜市、川島町、岐南町、笠松町、柳津町、北方町、穂積町の各全域及び糸貫町、巣南町の各一部
S49.8.6	26,689	穂積町の一部を除外
S55.4.1	26,278	行政区域の変更(境界)
H6.9.20	26,322	"
H10.10.1	26,214	行政区域の境界確定
H12.1.7	26,216	行政区域の変更(境界)
H14.1.18	26,211	"
H14.12.27	26,211	"
H21.1.30	25,409	旧川島町の各務原都市計画区域への編入
H22.8.27	24,598	旧糸貫町の本巣都市計画区域への編入

2 地域地区

①用途地域

本市の用途地域は、昭和2年11月15日に初めて決定され、その内訳は、商業地域1,064,172坪（352ヘクタール）、工業地域1,684,490坪（557ヘクタール）、住居地域5,618,893坪（1,857ヘクタール）、未指定地域2,445坪（0.8ヘクタール）の計8,370,000坪（2,767ヘクタール）でした。

また、さきに述べたように、その区域は、岐阜市のはか隣接の加納町・北長森村・厚見村・本荘村・長良村にわたっていました。更にこの決定に先立ち、

昭和2年5月15日8,370,000坪（2,767ヘクタール）の全区域について、市街地建築物法が適用されました。

昭和25年7月25日復興都市計画に伴って、用途地域の変更を行い、商業地域320ヘクタール、工業地域470ヘクタール、未指定地域230ヘクタール、住居地域1,713ヘクタールの合計2,733ヘクタールが定められました。また、昭和28年4月14日特別都市計画法に基づき、全国戦災都市の中で数少ない緑地地域2,315ヘクタールの指定を行いましたが、土地区画整理事業の施行等に合わせ一部を縮小し、

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さ制限	備考
第1種低層住居専用地域	約133ha	6/10以下	4/10以下	1.0m		10m	1.65%
	約0ha	6/10以下	4/10以下			10m	0%
	約436ha	8/10以下	5/10以下			10m	5.43%
	約103ha	8/10以下	5/10以下			10m	1.28%
	約40ha	10/10以下	6/10以下			10m	0.50%
	約123ha	10/10以下	6/10以下			12m	1.53%
	約835ha	10/10以下					10.4%
小計							
第2種低層住居専用地域	約0ha	8/10以下	5/10以下	1.0m		10m	0%
	約9ha	10/10以下	6/10以下			12m	0.11%
	約9ha						0.11%
第1種中高層住居専用地域	約13ha	10/10以下	5/10以下				0.16%
	約21ha	10/10以下	6/10以下				0.26%
	約596ha	20/10以下	6/10以下				7.43%
	約630ha						7.84%
第2種中高層住居専用地域	約8ha	10/10以下	6/10以下				0.10%
	約51ha	15/10以下	6/10以下				0.64%
	約1,137ha	20/10以下	6/10以下				14.17%
	約1,196ha						14.91%
小計							
第1種住居地域	約2,055ha	20/10以下	6/10以下				25.61%
第2種住居地域	約782ha	20/10以下	6/10以下				9.74%
	約78ha	30/10以下	6/10以下				0.97%
	約860ha						10.71%
準住居地域	約226ha	20/10以下	6/10以下				2.82%
田園住居地域	約0ha	20/10以下	6/10以下				0%
近隣商業地域	約214ha	20/10以下	8/10以下				2.67%
	約49ha	30/10以下	8/10以下				0.61%
	約263ha						3.28%
商業地域	約14ha	20/10以下	8/10以下				0.18%
	約8ha	30/10以下	8/10以下				0.1%
	約487ha	40/10以下	8/10以下				6.07%
	約79ha	50/10以下	8/10以下				0.99%
	約62ha	60/10以下	8/10以下				0.77%
	約1ha	80/10以下	8/10以下				0.01%
	約652ha						8.12%
準工業地域	約1,213ha	20/10以下	6/10以下				15.11%
工業地域	約88ha	20/10以下	6/10以下				1.09%
工業専用地域	約0ha	20/10以下	6/10以下				0%
合計	約8,027ha						100%

令和3年3月31日現在

その後新都市計画法施行とともに廃止されました。

昭和30年代の高度成長期を迎えて、人口の都市集中等に伴う市街地の拡大が著しくなり、土地利用計画の根本的な再検討を行うこととし、昭和42年8月21日、用途地域の大規模な拡大変更を行いました。その内容は、商業地域519.1ヘクタール、住居地域3,312.8ヘクタール、準工業地域1,096.4ヘクタール、工業地域155.9ヘクタールの合計5,084.2ヘクタールです。

その後、新都市計画法による線引き制度の導入に伴い緑地地域が廃止されることになり、昭和46年8月10日一部用途地域の拡大を新用途地域決定までの暫定措置として行いました。8種類の新用途地域

の決定は、昭和48年12月25日に市街化区域、市街化調整区域の見直しによる変更と同時に実施され、その後、市街化区域の変更に関連して4回、既存用途の見直しに関連して2回の計6回変更されました。そして、平成8年5月1日に都市計画法の改正に伴い12種類の新用途地域が決定されました。

その後は、平成18年1月に柳津町との合併、岐阜駅東地区の基盤整備の進捗や市街地再開発事業の都市計画決定に合わせた変更、都市計画道路の見直しに伴う変更などを13回行い、現在に至っています。

(令和2年3月31日最終変更) 都市計画法は、平成30年4月1日に田園住居地域を加えた13種類の用途地域に変更されております。

第一種低層住居専用地域	低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や小中学校などが建てられます。											
第二種低層住居専用地域	主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150m ² までの一定のお店などが建てられます。											
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅のための地域です。病院、大学、500m ² までの一定のお店などが建てられます。											
第二種中高層住居専用地域	主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500m ² までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。											
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域です。3,000m ² までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。											
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。											
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。											
田園住居地域	農業の利便の増進を図りつつ、低層住居の良好な環境を守るための地域です。150m ² までの一定のお店や500m ² までの農産物直売所などが建てられます。											
近隣商業地域	まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。											
商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。											
準工業地域	主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。											
工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。											
工業専用地域	工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。											

例示	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない地域(市街化調整区域は除く)
住宅、小規模の兼用住宅														
幼稚園、小・中・高等学校														
神社、寺院、教会、診療所														
病院、大学									◎					
2階以下かつ床面積150m ² 以内の店舗、飲食店(※を除く)														
2階以下かつ床面積500m ² 以内の店舗、飲食店(※を除く)								■						
上記以外の物販販売業を営む店舗、飲食店(※を除く)		★	★											
上記以外の事務所等		▲	★											
ホテル、旅館			★											
カラオケボックス等(※を除く)														
劇場、映画館、ナイトクラブ(※を除く)						◇								
※劇場、映画館、店舗、飲食店、遊技場等で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000m ² を超えるもの														
キャバレ														
2階以下かつ床面積300m ² 以下の独立倉庫								▼						
倉庫業の倉庫、上記以外の独立車庫														
自動車修理工場					○	○	△		▲	▲				
危険性・環境悪化のおそれがあるやや多い工場														
危険性・環境悪化が大きい工場														

★印については、3階以上又は1,500m²を超えるものは建てられない。
▲印については、3,000m²を超えるものは建てられない。

◎印については、客席部分が200m²以上のものは建てられない。

●印については、物販販売店舗、飲食店が建てられない。

○印については、作業場の床面積が50m²を超えるものは建てられない。
△印については、作業場の床面積が150m²を超えるものは建てられない。

▲印については、作業場の床面積が300m²を超えるものは建てられない。

■印については、農産物直売所、農家レストラン等のみ。

●印については、日用品販売店舗、食堂、喫茶、サービス業店舗のみ。

▼印については、農産物の生産、集荷、処理、貯蔵、生産資材の貯蔵に限る。

②特別用途地区

昭和 42 年 8 月 21 日の用途地域の変更に際し、長森地区、鏡島地区の住居地域について、地場産業である織物業等の保護育成を目的に、特別用途地区として特別工業地区 432.7 ヘクタールを決定しました。そして、昭和 49 年 4 月 1 日には観光地区の 30.0 ヘクタールを決定し、また同時期に特別工業地区を変更し 275.0 ヘクタールとしました。この観光地区は、本市の観光及び景勝の地である長良川沿いに位置する住居地域の一部について旅館業等を対象として風格ある観光地の形成を図るためのものです。その後、特別工業地区的変更を 3 回行い、372.9 ヘクタールとし、観光地区的変更を平成 8 年 5 月 1 日に行い、41.8 ヘクタールとなっています。

また、平成 19 年 11 月 30 日には、都市の構造に影響を及ぼすような大規模集客施設（床面積 10,000 平方メートル超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場など）の適正立地を図るため、準工業地域全域（約 1,213 ヘクタール）に大規模集客施設立地規制地区を定めました。

③高度地区

金華山、長良川、岐阜公園は岐阜市を代表する観光資源であり、これらを眺める景観は近隣住民のみならず岐阜市民共有の財産となっています。

平成 15 年 4 月 1 日に金華山、長良川に囲まれた川原町地区 7.1 ヘクタールについて、金華山、岐阜城の眺望景観の保全と自然環境に調和したまちなみ景観の形成を目的として、長良川左岸の建築物の高さの最高限度を 34 メートルとする高度地区を決定しました。

これは、長良川右岸の長良橋北詰広場や鵜飼広場、長良川国際会議場桃林広場などから金華山塊等を眺めた場合に、山並みの稜線に影響を与えない限度として設定しました。

その後、平成 18 年 8 月 31 日に玉井町筋の歴史的町並み景観と調和した背景景観の保全に向けた建築物の高さの最高限度を 15 メートルとする高度地区を追加変更する都市計画を決定し、現在、建築物の高さの最高限度が 34 メートルである川原町 A 地区

(34 メートルである川原町 A 地区 (6.5 ヘクタール) と 15 メートルである川原町 B 地区 (6.7 ヘクタール) の合計 13.2 ヘクタールとなっています。



④高度利用地区

戦後の復興土地区画整理事業により中心市街地の基盤が整備されたところですが、昭和 30 年から 40 年代にかけての高度経済成長が新しい市街地の再開発を促し、高度な土地利用を必要とするようになりました。

特に、駅前から柳ヶ瀬地区に至る都心商業地の再開発気運は非常に大きなものとなり、大半は個別の建て替えにより充足されました。なお、組合施行によるものとしては、防災建築街区造成事業によるものと、市街地再開発事業によるものがあります。

昭和 44 年に都市再開発法が公布されると同時に、これまでの防災建築街区造成法が廃法となり、事实上、市街地再開発事業に一元化せざるを得なくなつたのを契機に、昭和 50 年 11 月 12 日、柳ヶ瀬地区に高度利用地区 0.61 ヘクタールを定め、合わせて市街地再開発事業と同じ区域に決定しました。昭和 62 年 8 月 18 日には岐阜駅西地区市街地再開発事業の計画に合わせて 1.1 ヘクタールを追加変更しました。その後、平成 16 年 10 月 22 日に柳ヶ瀬地区の 0.61 ヘクタールの高度利用地区を廃止し、都市再生特別地区を決定しました。



平成 18 年 3 月 31 日には間屋町西部南街区市街地再開発事業に合わせて 1.4 ヘクタールを、平成 21 年 3 月 18 日には岐阜駅東地区市街地再開発事業に合わせて 0.9 ヘクタールを高度利用地区に指定しました。その後、平成 26 年 6 月 16 日に岐阜駅北口土地区画整理事業の進捗に伴い、岐阜駅東地区の区域を 0.8 ヘクタール追加変更しました。

更に、令和 3 年 3 月 12 日には岐阜駅北中央東・中央西市街地再開発事業に合わせて 1.2 ヘクタールを追加変更し、現在は 4 地区 5.4 ヘクタールとなっています。

⑤都市再生特別地区

都市再生特別地区とは、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域（都市の再生の拠点として都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域）のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用をはかる特別の用途、高さ、配置等の建築物の建築を誘導することを目指した地域地区です。

本市における都市再生特別地区は、平成 15 年 7 月 18 日に都市再生特別措置法に係る都市再生緊急整備地域の指定を受けた柳ヶ瀬周辺地区において、商業機能を強化し、賑わいのある都市拠点を形成するため、平成 16 年 10 月 22 日、日ノ出町 2 丁目地区的 0.59 ヘクタールについて定めるとともに、既存の高度利用地区（柳ヶ瀬地区） 0.61 ヘクタールを廃止しました。

⑥防火地域および準防火地域

昭和 24 年 6 月 22 日、市街地のうち建築密度の高い区域について、準防火地域を決定しました。その後昭和 28 年 2 月 12 日防火地域 7.3 ヘクタール（幅 11m、総延長 6,544m の路線式）を主要幹線道路沿いに決定し、同時に準防火地域を 528.2 ヘクタールと変更しました。ついで、昭和 37 年 12 月 8 日防火地域を 3.5 ヘクタール、集団式 21.4 ヘクタールの計 24.9 ヘクタールと、また準防火地域を 511.4 ヘクタールと変更し、防災建築の促進を図ることとなりました。

更に、昭和 43 年 3 月 19 日には、防火地域を 36.9 ヘクタール（路線式 15.5 ヘクタール、集団式 21.4 ヘクタール）、準防火地域は、市街地の拡大に合わせ 1,374.9 ヘクタールと拡大変更しました。

昭和 50 年 7 月 10 日、市街地中心部について、新用途地域による商業地域のうち、容積率の高い地区について、市街地再開発事業の促進との関連から防火地域の拡大を図り、これを 63.7 ヘクタール（路線式 4.7 ヘクタール、集団式 59.0 ヘクタール）とし、また準防火地域も昭和 45 年国勢調査における人口集中地区及び昭和 50 年予想人口集中地区等を勘案し、3,080.2 ヘクタールにそれぞれ拡大変更しました。

また、昭和 55 年 4 月 1 日の用途地域の変更に伴い一部区域を準防火地域から除外し、面積 3,059.2 ヘクタールに変更しました。

その後、市街化区域の変更に伴い 2 回、及び用途地域の変更に伴い 2 回、防火地域及び準防火地域の

変更を行い、それぞれ 68.2 ヘクタールと 3,233.2 ヘクタールとなりました。そして、平成 18 年 1 月に柳津町と合併し準防火地域が 3,244.9 ヘクタールとなりました。

更に、平成 21 年 3 月に行った岐阜駅東地区の基盤整備の進捗や市街地再開発事業の都市計画決定に合わせた変更により、防火地域が 71.0 ヘクタール、準防火地域が 3242.1 ヘクタールとなりました。

⑦風致地区

昭和 9 年 12 月 4 日、金華山、雄総山、船伏山を中心とする一体の地域と、加納城址付近、前一色山の区域の計 1,315.74 ヘクタールについて、風致地区が決定されました。

昭和 45 年 6 月 13 日には、一部既定地区の変更を含め、2,117 ヘクタールに拡大決定し、平成元年 12 月 22 日、日野地区の一部の変更を行い、2,116.6 ヘクタールとしました。



その後、平成 12 年 5 月の都市計画法の改正に伴い、平成 16 年 3 月 30 日には長森前一色風致地区 5.8 ヘクタール、加納城址風致地区 4.0 ヘクタール、同年 5 月 18 日には金華山・長良川風致地区 2,144 ヘクタールとなりました。

平成 21 年 3 月 30 日には、鷺山とその周囲の市街地 9.9 ヘクタールの一体を鷺山風致地区に指定しました。

⑧駐車場整備地区

駐車場整備地区は、中心市街地において、路上駐車場の設置、路外駐車場の整備及び大規模建築物における駐車施設の附置などの施策を総合的に行うことにより道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与することを目的として、都市計画法で定められた地区です。

本市における駐車場整備地区は、昭和 43 年 12 月、柳ヶ瀬及び岐阜駅周辺地区における商業・業務機能が集積し、自動車交通が著しくふくそうする地区 139.2 ヘクタールを対象に指定され、その後の著しいモータリゼーションの進展による交通量増大に伴い、昭和 61 年 7 月には 234.2 ヘクタールに拡大・変更し、さらに、香蘭地区などの商業地域の拡大や、鉄道高架事業の完成による影響などを考慮し、平成 12 年 4 月 1 日には、約 363 ヘクタールとなりました。

その後、自動車交通量の減少に伴う駐車需要の減少や駐車場の増加などにより、駐車場の供給量は十分確保されていることから、中心市街地におけるまちの再生や活性化に向けた様々な取り組みを踏まえ、まちづくりの一環として駐車場施策を重点的に取り組むため、令和 5 年 3 月 29 日には、現在の約 155 ヘクタールとなりました。

⑨流通業務地区

流通業務地区とは、流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務施設に関する基本方針に係る都市の区域のうち、幹線道路、鉄道等の交通施設の整備の状況に照らして、流通業務市街地として整備することが適当であると認められる区域について都市における流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るために定める地域地区です。昭和 49 年 5 月 10 日に流通業務地区 47.2 ヘクタールが都市計画決定されました。当時本市の都心の区域に流通業務施設が集中しており、流通機能の低下と自動車交通の渋滞をきたしていました。また、将来の物資流通量の増加に対応し、流通機能の向上と道路交通の円

滑化を図るために、既成市街地の外周の地域のうち、交通的、地理的条件が良好で、土地利用上適正な位置であるため、流通業務施設が計画的・集約的に立地ができる柳津町に定められました。

本市においては、平成 18 年 1 月柳津町との合併に伴い当該地区が加わりました。



⑩生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内の農地等を対象に、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の形成等、良好な生活環境の確保を図るため都市計画に定める地域地区です。

平成 27 年に都市農業振興基本法が制定され、都市農業の振興の観点からも都市農地の保全への期待が高まりました。それにともない、本市でも令和 4 年に岐阜市内の市橋、島、合渡、長森東、則武、長良地域の 18 地区約 2.5 ヘクタールを生産緑地地区に指定し、令和 5 年には島地域の 7 地区約 0.8 ヘクタールを、令和 6 年 12 月 4 日には島地域の 2 地区約 0.1 ヘクタールを追加しました。



3 都市施設

①交通施設

■道路

本市の都市計画道路は、周辺町村を含む都市計画区域について、大正 15 年に 27 路線、総延長 63,260m が決定され、市街地建築物法の運用及び土地区画整理事業の施行に備えることとされました。

これらの道路は、その後変更を重ねましたが、組合施行の土地区画整理による用地の生み出しが大きく寄与し、加えて、県・市の努力によって着々と事業化されて大きな成果をあげました。そのため、復興都市計画に伴う道路の決定及び変更に当たっては、既定計画を尊重しつつ、新路線の追加を図り、昭和 40 年を目標とした計画が昭和 21 年に決定されました。復興事業によって、実施された大要を見ますと、幅員 36~20m の幹線街路総延長 20,590m、幅員 20m 未満、補助幹線街路総延長 10,205m を生み出し、更に国鉄（現 JR）岐阜駅前に 33,000 m² の広場を設けました。

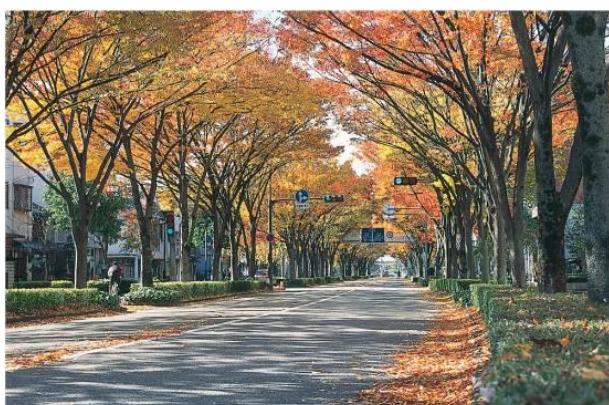
復興事業が一応の完了をみるとともに、周辺地域における土地区画整理事業の発足、あるいは自動車交通の増大等により、都市計画道路の再検討が必要となり、昭和 42 年に根本的な変更を行いました。その概要は、幅員 22m 以上の幹線道路が 20 路線、総延長 75,150m、幅員 22m 未満 11m 以上の補助幹線街路が 44 路線、総延長 118,500m、幅員 11m 未満の街路が 1 路線、延長 2,480m で、これらの合計は 65 路

線であり、総延長において 196,130m に及んでいます。

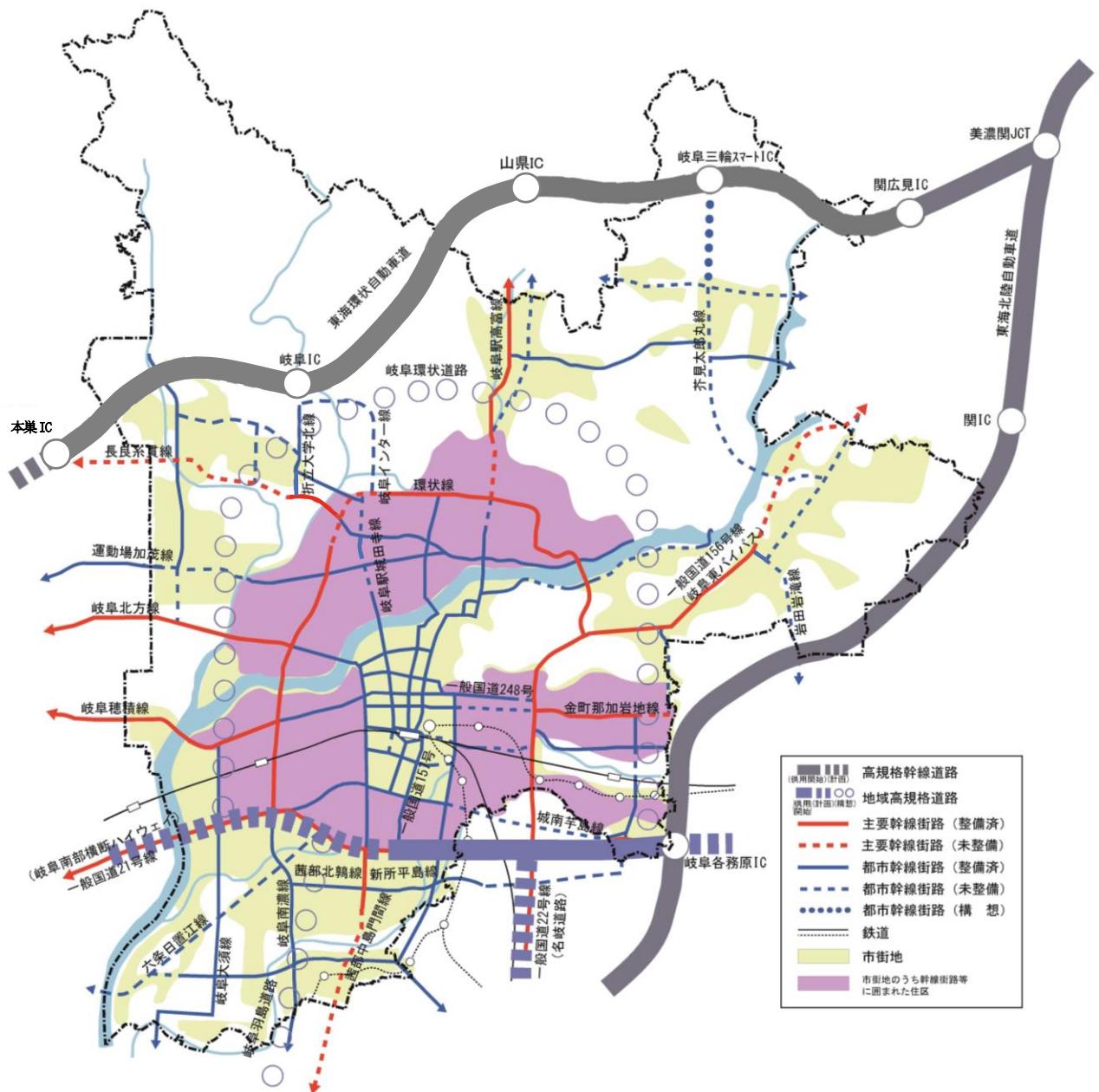
その後、市街化区域拡大等の計画に伴い、昭和 60 年 10 月に北西部道路網、平成 4 年 12 月に岐阜駅南口駅前広場、平成 6 年 4 月に北東部道路網、平成 8 年 10 月に東海環状自動車道とその関連する道路、平成 14 年 11 月に岐阜駅北口駅前広場の追加決定や変更を行い、平成 18 年 1 月 1 日の柳津町との合併を経て、路線数 125 路線、総延長 331,640m となりました。

このように市街化区域拡大等にあわせて、都市計画道路を決定してきましたが、人口減少や高齢化社会などの社会情勢の変化に対応した道路網の再構築が必要となりました。

このため、平成 17 年度から平成 23 年度にかけて第 1 次見直しを実施し、11 路線の計画の廃止や幅員の変更を行いました。その後、平成 27 年度より第 2 次見直しに取り組み、16 路線の都市計画道路の変更手続を進め、令和 2 年 3 月に市内中心部 8 路線の計画変更・廃止及び名鉄名古屋鉄道本線鉄道高架化事業に関する路線の追加・変更を行い、令和 4 年 4 月には市郊外部の 8 路線の計画変更・廃止を行い、133 路線、総延長 312,800m となりました。



交通施設の骨格図



都市計画道路規模別整備状況

令和7年3月31日現在
(単位: m)

区分	規模(幅員)	本数	計画延長	改良済延長	未改良延長
自動車専用道路	3 (22m以上 30m未満)	1	12,630	1,970	10,660
	計	1	12,630	1,970	10,660
幹線街路	2 (30m以上 40m未満)	7	28,240	19,760	8,480
	3 (22m以上 30m未満)	23	88,440	68,670	19,770
	4 (16m以上 22m未満)	23	65,280	36,570	28,710
	5 (12m以上 16m未満)	38	67,510	44,380	23,130
	6 (8m以上 12m未満)	16	42,880	32,080	10,800
	計	107	292,350	201,460	90,890
区画街路	4 (16m以上 22m未満)	3	530	530	0
	5 (12m以上 16m未満)	3	1,230	1,230	0
	6 (8m以上 12m未満)	9	3,330	1,700	1,630
	7 (8m未満)	7	2,560	2,000	560
特殊街路	計	22	7,650	5,460	2,190
	7 (8m未満)	3	170	0	170
総計		133	312,800	208,890 (66.78%)	103,910

※改良済延長とは次の区間の延長の合計とする。

1. 道路用地が計画幅員通り確保されており、一般の通行の用に供されている道路延長。
2. 事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する令和6年度末の換算完成延長。
3. 自動車専用道路の改良済延長は、東海環状自動車道の暫定2車線供用区間を1/2とした延長を計上。

■都市高速鉄道

本市の中心部は、東海旅客鉄道東海道本線・高山線が東西に貫通しているほか、名古屋鉄道名古屋本線・各務原線が交差しており、これらの鉄道は本市の発展に大きな役割を果たしてきました。

しかし、自動車交通の発展や社会状況の変化等により、鉄道による市街地の分断や踏切による慢性的な交通渋滞は、南北市街地の一体的な発展の大きな障害となっていました。

このため、周辺地域の新たなまちづくりや交通渋滞の解消等を目的として、鉄道高架事業を進めることとし、昭和53年2月岐阜県都市計画審議会の「国鉄3階、名鉄現線2階」の答申に基づいて、昭和55年12月5日に岐阜駅周辺連続立体交差事業(国鉄東海道本線・高山本線)の都市計画決定を行いました。

昭和56年12月4日には事業認可を受け、昭和58年3月30日に国鉄岐阜工事局長と岐阜県知事との間で工事協定書の締結が交わされ、鉄道高架事業に着手しました。昭和61年11月には岐阜貨物ターミナル駅開業、平成元年4月には高架本体工事着工、平成4年11月には東海道本線下り線と高山本線(一部)の高架化が完成しました。

そして、平成8年2月に全線高架化が完成し、平成9年3月にJR岐阜駅新駅舎が営業を開始しました。さらに、平成11年3月のJR高架事業完成を契機に県・市・JR東海の三者が一体となって、高架下の開発を行いました。

また、平成14年11月に岐阜駅北口駅前広場及び岐阜駅北口土地区画整理事業の都市計画決定を行い、6年余りの年月を経て、平成21年9月に岐阜駅北口駅前広場が完成し、平成28年3月には土地区画整理事業が完了しました。

名鉄名古屋本線・各務原線の高架化については、平成11年4月に名鉄名古屋本線が国の着工準備採択を受け、平成12年3月に『名鉄高架事業基本構想(案)』が策定されました。その後、令和2年3月に都市計画決定を行い、令和4年2月に、全体事業区間約2.8kmのうち、約2.1km区間ににおいて、岐阜県が都市計画事業の認可を受けました。あわせて、3月には市が施行する加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業の事業計画を決定し、関連する(都)岐阜駅那加線道路改良事業等と併せて事業を進めています。

岐阜都市計画都市高速鉄道

線路部分

名 称	位 置			区 域	構 造		備 考
	起 点	終 点	主な経過地		延 長 (m)	構 造 型 式	
東海旅客鉄道 東海道本線	羽島郡笠松町 (木曽川県境)	瑞穂市 大字別府	岐阜市 橋本町1丁目	岐阜市 橋本町1丁目	約10,890		連続立体交差化事業 「線路線数2」
	羽島郡笠松町 (木曽川県境)	岐阜市上川手			約 3,400	地表式	
	岐阜市上川手	岐阜市 敷島町9丁目			約 4,380	嵩上式	
	岐阜市 敷島町9丁目	岐阜市 今嶺6丁目			約 2,140	地表式	
	岐阜市 今嶺6丁目	岐阜市江崎			約 470	嵩上式	
	岐阜市江崎	瑞穂市 大字別府			約 500	地表式	
東海旅客鉄道 高山本線	岐阜市 橋本町1丁目	岐阜市 切通東浦			約 3,840		連続立体交差化事業 「線路線数1」
	岐阜市 橋本町1丁目	岐阜市 祈年町5丁目			約 1,140	嵩上式	
	岐阜市 祈年町5丁目	岐阜市 切通東浦			約 2,700	地表式	
名古屋鉄道 名古屋本線	羽島郡岐南町 下印食4丁目	岐阜市加納 西広江町2丁目	岐阜市 加納安良町		約 2,320		線路線数2 連続立体交差事業
	岐阜市 下川手	岐阜市加納 西広江町2丁目			約 2,080	嵩上式	
					約 240	地表式	

主要施設

名 称	位 置	区 域 (m ²)	備 考	
			都 市 高 速 鉄 道	施 設 名
東海旅客鉄道 東海道本線	岐 阜 駅	岐阜市橋本町1丁目	約 42,300	
東海旅客鉄道 高山本線	岐 阜 駅	岐阜市橋本町1丁目	約 42,300	東海道本線の岐阜駅と同駅であるため、区域は東海道本線岐阜駅と重複している。
日本貨物鉄道 東海道本線	岐阜貨物 ターミナル駅	岐阜市西莊2丁目 岐阜市江崎	約105,000	

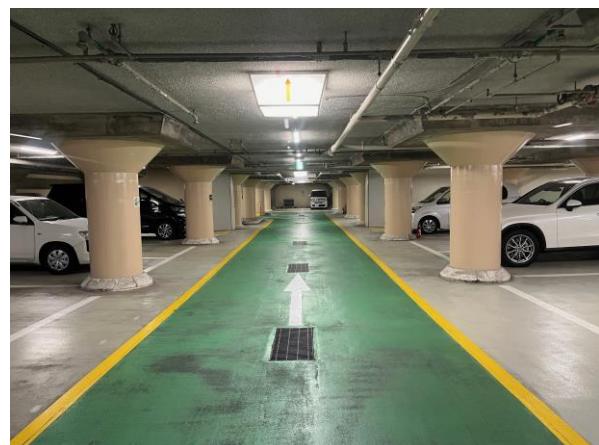
■駐車施設

本市の都市計画駐車場は、岐阜金公園地下駐車場が決定されており、現在供用中です。

その他に市営駐車場（都市計画課管理分）は、駅西駐車場、岐阜シティ・タワー43 地下駐車場の2か所が現在供用中です。

都市計画駐車場の概要

名 称	位 置	面積(ha)		台数(台)		構 造	計画決定告示		供用年月日
		計画	供用	計画	供用		年 月 日	告 示 番 号	
岐阜金公園地下駐車場	岐阜市金町5丁目	1.16 0.90 0.93 0.75	0.75	320 203 218 145	145	地下1層	昭和43年12月28日 昭和57年 3月31日 昭和61年 7月28日 令和7年 3月12日	省告第4034号 市告第 257号 市告第 81号 市告第 784号	(一期)昭和44年11月 1日 (二期)昭和45年 9月 1日



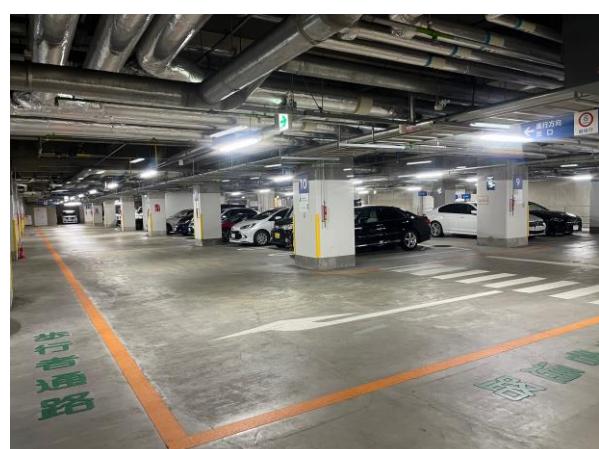
岐阜金公園地下駐車場

その他の市営駐車場の概要

名 称	位 置	区域面積(ha)	延床面積(ha)	供用台数	構 造	形 式	供用年月日
岐阜市駅西駐車場	岐阜市橋本町2丁目16番地	0.70	2.11	623	地下1階 地上6階	機械・自走	平成11年11月 1日
岐阜シティ・タワー43地下駐車場	岐阜市橋本町2丁目52番地	0.28	0.28	56	地下1階	自走	平成19年10月 1日



岐阜市駅西駐車場



岐阜シティ・タワー43 地下駐車場

②公共空地

■公園

本市の都市計画公園は、昭和4年3月、岐阜公園をはじめとする7か所、総面積218,650坪（公園道路、延長1,025間を含む）が決定されたのが最初です。このうち、岐阜公園は明治15年9月、太政官布告によって開設されたものであり、明治26年岐阜県から本市へ移管され、自然の地形と景観を取り入れた自然公園式の公園として広く利用されていました。またこのほか、美江寺公園（昭和16年開設）、金公園（昭和12年開設）、岩戸公園（昭和19年一部開設）、加納公園（昭和19年用地取得）、梅林公園（民有地のまま公開）等が利用されていました。

戦災都市復興計画の一環として、特に児童公園（現：街区公園）の配置に意を用い、昭和26年6月復興計画の内外にわたり、都市計画公園の決定を行いました。また、昭和30年代になって組合施行の土地区画整理事業が発足するに伴い、順次都市計画公園の決定及び整備が活発となりました。

昭和40年代以降には、岐阜ファミリーパーク等の総合公園をはじめとし、地区、近隣、街区公園等、数多くの公園が計画決定及び整備され、現在では、379箇所の都市公園が開設するに至っています。

令和7年3月31日現在

○都市計画区域面積	203.60k m ²
○都市計画区域人口	402,557人 (R2国調)
○人口1人当たり都市計画決定公園面積	9.01m ² /人
○都市計画決定公園の開設率	78.79%
○人口1人当たり開設都市公園面積の岐阜市平均	8.97m ² /人
○人口1人当たり開設都市公園面積の全国平均	10.9m ² /人 ※
※ 国交省HPより（R6.3.31時点）	

公園の整備や管理、運営については「岐阜市みどりの基本計画」（令和4年改定）等に基づき行っています。

■緑地

緑地は、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられ、河川敷を利用した長良川公園を昭和45年9月に都市計画緑地の計画決定を行い、整備をしました。それ以後、4公園を順次計画決定し、都市緑地として整備を行っています。平成18年1月に柳津町と合併し境川緑地（境川緑道公園）を加え6公園となりました。

■広場

令和4年3月、都市計画広場として日ノ出町1丁目に柳ヶ瀬広場の都市計画決定をしました。

■墓園

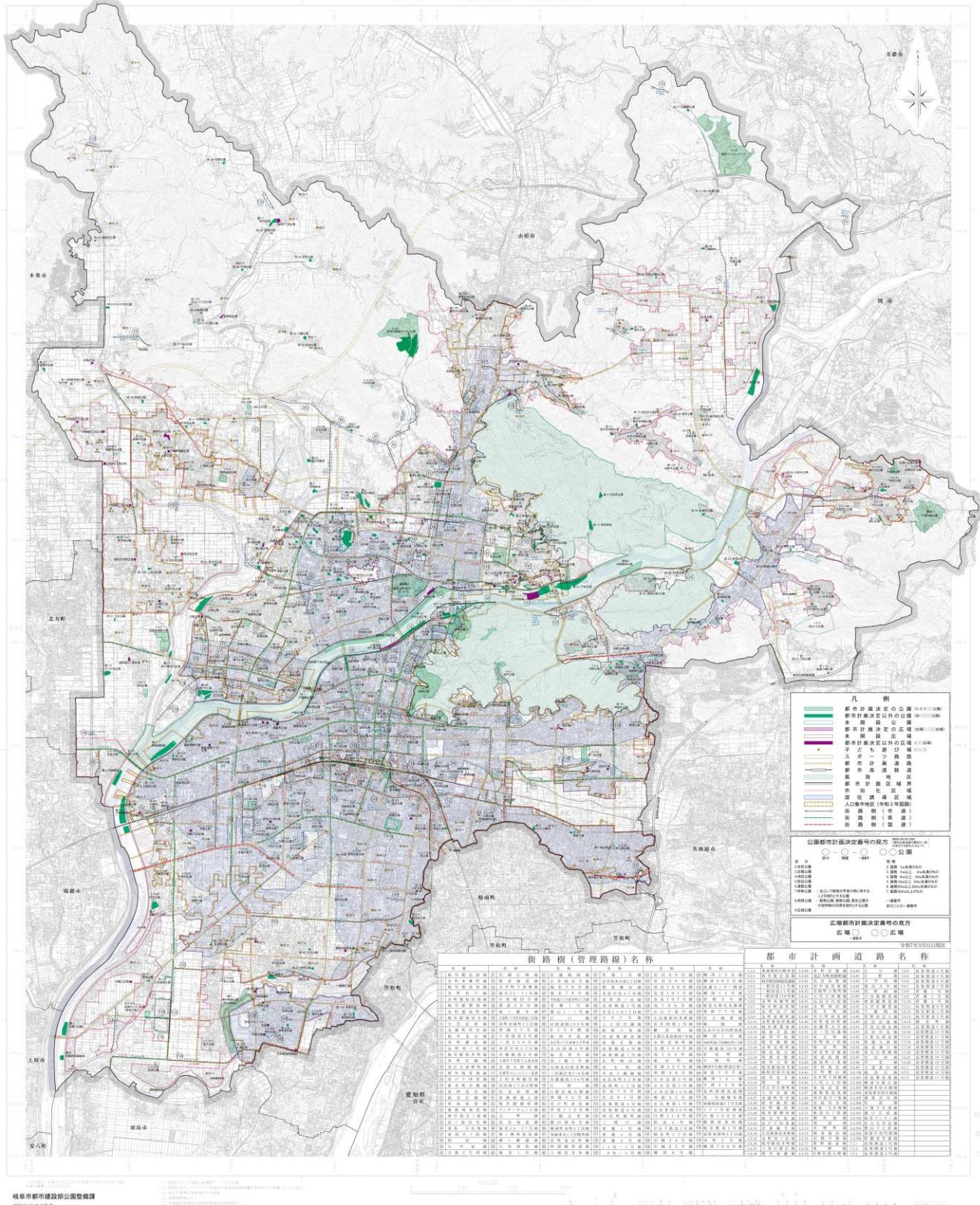
昭和40年8月、都市計画墓園として芥見大洞に大洞光輪公園の都市計画決定をしました。その後、昭和48年3月及び昭和55年4月に区域拡張の変更を行い、現在23.7ヘクタールとなっています。

岐阜市公園緑地総括表

令和7年3月31日現在

名 称	都市計画決定公園						都市計画決定以外都市公園		開設公園合計		
	計画		開設		未開設		開設		箇所	面積（m ² ）	
	箇所	面積（ha）	箇所	面積（m ² ）	箇所	面積（ha）	箇所	面積（m ² ）			
都 市 公 園	街 区 公 園	155	37.61	154	367,441	2(1)	0.85	143	186,644	297	554,085
	近隣公園	15	23.50	15	235,487					15	235,487
	地区公園	4	28.10	4	177,174	3(3)	10.07	1	41,886	5	219,060
	総合公園	3	120.80	3	1,020,151	3(3)	19.30			3	1,020,151
	運動公園	3	28.70	3	288,919			11	245,412	14	534,331
	風致公園	5	59.60	4	281,876	5(4)	31.41	27	276,694	31	558,570
	小 計	185	298.31	183	2,371,048	13(11)	61.63	182	750,636	365	3,121,684
	緑 地	6	51.19	6	300,964	5(5)	20.30			6	300,964
	墓 園	1	23.70	1	185,000	1(1)	5.20			1	185,000
	そ の 他							7	6,038	7	6,038
合 計		192	373.20	190	2,857,012	19(17)	87.13	189	756,674	379	3,613,686

岐阜市公園緑地配置図



岐阜市公園緑地配置図の詳細については、公園整備課の窓口でご確認ください。

③下水道

■公共下水道

本市の下水道は、昭和9年7月に、当時では画期的な汚水と雨水を分けて処理する分流式下水道を日本で最初に採用し、旧市街地490ヘクタールを対象として着工しました。昭和12年7月には下水処理場(現中部プラント)が処理を開始し、当時の東京市、名古屋市、京都市、豊橋市に次ぐ国内5番目の下水処理場を有する都市となりました。その後、昭和18年3月までに約300万円を投じ、中部処理区が完成しました。

昭和20年には戦災により大きな被害を受けましたが、戦災復興事業として昭和26年までに復旧を完了し、翌昭和27年からは一部区域の拡大を図り、昭和38年までに計741ヘクタールの整備が完了しました。

これと前後し、昭和37年には、戦後特に住居地区・文教地区として著しく発展していた長良川以北の地域を対象とした北部処理区の整備事業に着工し、北部プラントが昭和41年7月に一次処理、昭和43年5月に二次処理を開始しました。

また、県庁を中心に急速に市街化しつつあった南部地域を対象とした南部処理区は、昭和45年に整備事業に着工し、南部プラントが昭和48年6月に処理を開始しました。

平成10年には、北西部地域を対象とした北西部処理区の整備事業に着工し、平成14年12月に木田・七郷・合渡地区の一部を供用開始し、北西部プラントが平成16年2月に処理を開始しました。

流域関連公共下水道では、昭和59年に旧市街地に隣接し市街化の進んでいた長森・日野地区を東部第1処理分区及び東部第2処理分区、平成元年には宅地開発等が進んでいた芥見・岩地区を芥見処理分区、平成7年には前年に市街化区域へ編入された南西部地区を日置江処理分区、さらに平成19年には、住宅団地や住居系の地域がある藍川・三輪地区を北東部処理分区として順次着工し、平成3年4月に東部第1・東部第2処理分区、平成4年3月に芥見処理分区、平成9年3月に日置江処理分区、平成23年3月に北東部処理分区の供用を開始しました。また、平成18年1月には羽島郡柳津町との合併に伴い、平成7年4月より順次供用を開始していた柳津東、柳津西、佐波、高桑の4処理分区が編入されました。



北西部プラント

◆岐阜市公共下水道

区分	単独公共下水道	流域関連公共下水道
都市計画決定	岐阜市告示第 210 号 (H26.6.16)	
下水道法事業計画	下第 292 号 (R7.3.4)	下第 254 号 (R3.2.24)
都市計画法事業計画認可	岐阜県告示第 145 号 (R7.3.18)	岐阜県告示第 127 号 (R3.3.23)
認可期間	昭和 9 年 7 月～令和 12 年 3 月	昭和 59 年 3 月～令和 8 年 3 月

(令和 7 年 3 月 31 日)

区分	拡張計画及び現況										計	
	単独公共下水道				流域関連公共下水道							
	中部 処理区	北部 処理区	南部 処理区	北西部 処理区	東部第1 処理分区	東部第2 処理分区	芥見 処理分区	北東部 処理分区	日置江 処理分区	柳津地域		
処理面積 (ha)	計画	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	498	157	431	8,760
	現況	625	1,596	2,323	1,261	787	185	416	320	124	393	8,030
処理人口 (人)	計画	37,640	81,360	95,930	34,790	39,460	9,030	18,050	11,850	3,430	11,560	338,490
	現況	38,000	82,000	109,250	50,050	41,270	9,280	17,320	11,430	3,730	12,480	374,810
処理能力 (m ³ /日)	計画	34,200	44,200	69,000	32,000	—	—	—	—	—	—	179,400
	現況	34,200	44,200	69,000	19,600	—	—	—	—	—	—	167,000
流入水量 (m ³ /日)	現況	23,110	34,804	50,961	11,387	15,132	2,510	8,355	5,187	—	—	151,446
污水管延長 (m)	現況	173,218	471,163	585,015	346,476	250,451	51,077	133,524	36,190	111,056	103,165	2,261,335
計画年次 (年度)	計画	S9～R11	S37～R11	S45～R11	H10～R11	S58～R7	S58～R7	H1～R7	H17～R7	H6～R7	S63～R7	—
建設事業費 (百万円)	現況	25,713	34,422	46,458	44,282	17,971	3,551	11,213	11,058	2,478	11,371	208,517
排除方式	現況	分 流 式										—
処理方式	現況	凝聚剤併用型 ステップ流入式 多段硝化脱窒法 + 急速ろ過法	嫌気好気活性汚泥法	凝聚剤併用型 循環式硝化脱窒法 + 急速ろ過法	木曽川右岸流域下水道に接続 (岐阜県各務原浄化センター)							

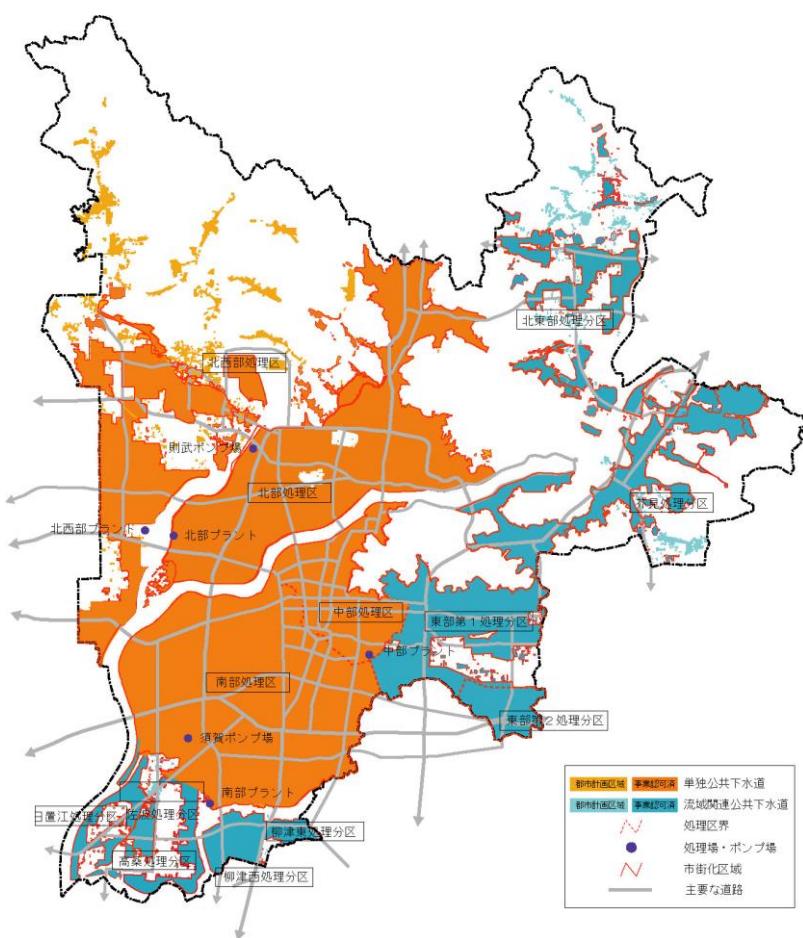
注: 計画欄数値は、事業計画数値である。

污水管延長は、令和5年度繰越を含み、令和6年度繰越を含まない。

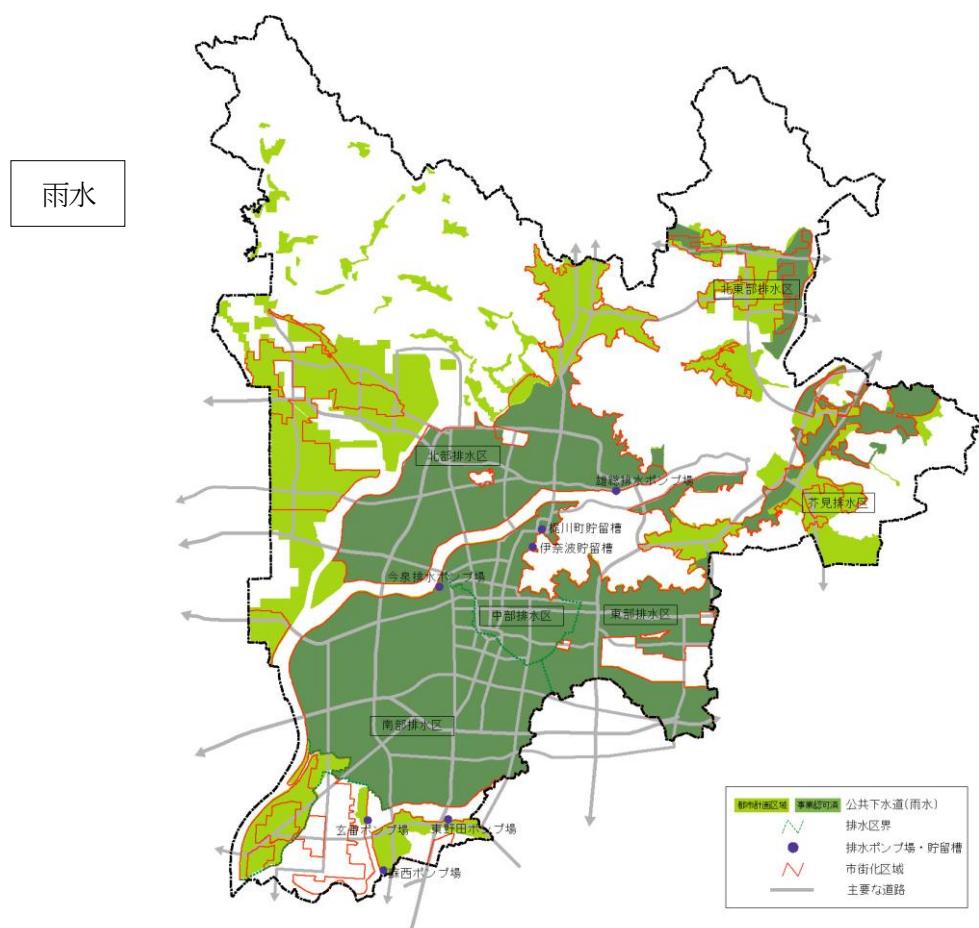
建設事業費は、雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

柳津地域欄数値は、高桑、佐波、柳津西、柳津東の4処理分区の合計値である。

岐阜市の下水道計画



汚水



雨水

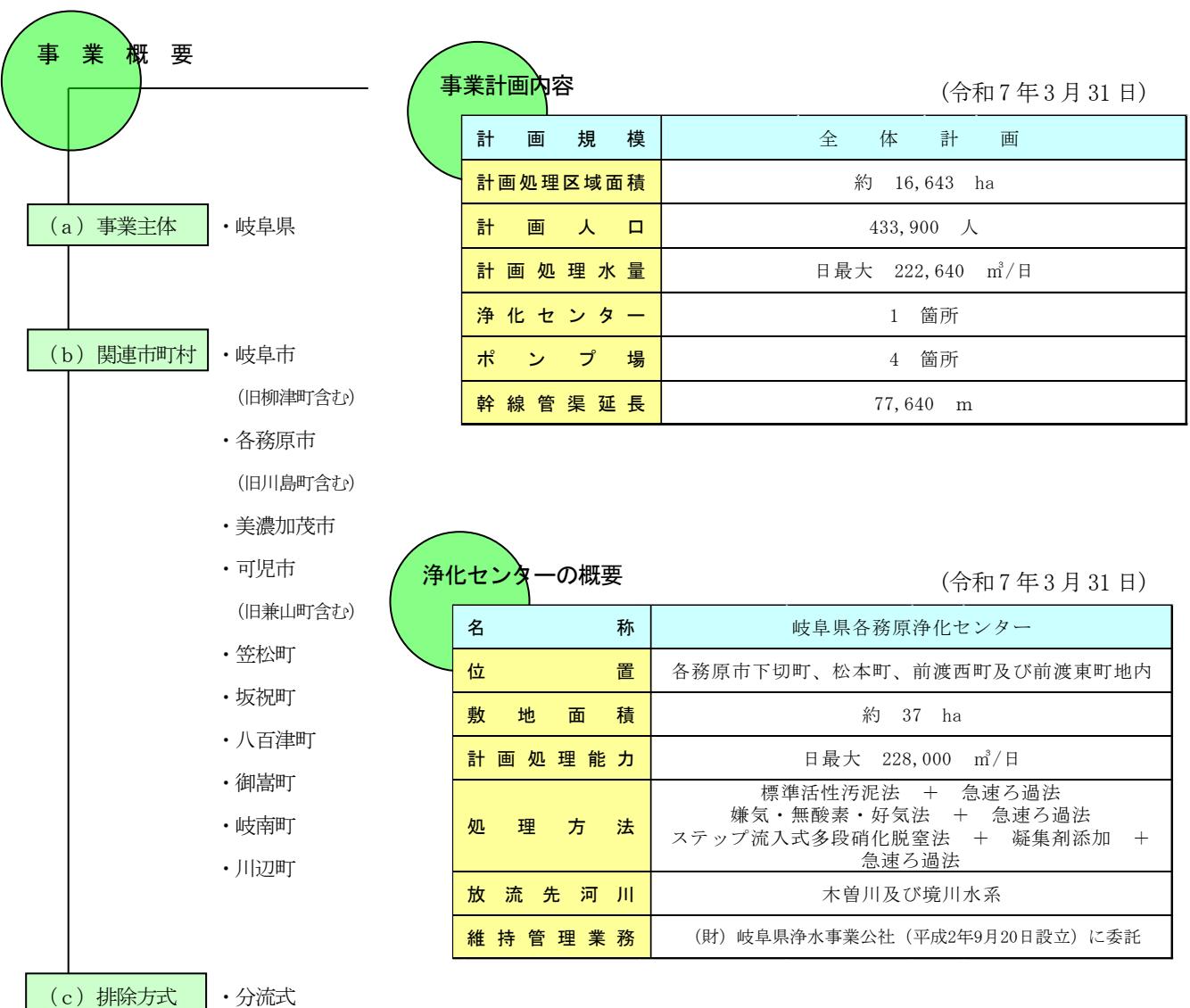
■流域下水道

昭和45年12月のいわゆる公害国会において下水道法が一部改正され、この改正により公害対策基本法による水質環境基準が設定された水域について、土地及び水利用の見通し等を勘案して流域別下水道整備総合計画が策定されることになりました。

木曽川及び長良川流域を市町の行政区域にとらわれず広域的な環境整備を経済的かつ合理的に達成

するため、昭和49年8月に岐阜市を含む4市9町（岐阜市、各務原市、美濃加茂市、可児市、川島町、笠松町、柳津町、坂祝町、八百津町、御嵩町、兼山町、岐南町、川辺町）において、木曽川右岸流域下水道の当初計画決定が行われました。

岐阜市分は、東部第1、東部第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の合計約2,860ヘクタールが区域に含まれています。



④ その他の施設

記号	施設名称	計画決定・変更年月日		場 所	面積 (ha)	備 考
		年月日	告示番号			
①	掛洞ごみ焼却場 (岐阜市掛洞プラント)	昭和50年11月21日	岐阜市告示 第169号	岐阜市奥字掛洞及び秋沢字落合	4.2	ごみ処理施設150t/日×2基（1基休止）前処理施設100 t ×1基（休止）
②	岐阜市東部クリーンセンター	平成3年7月20日	岐阜市告示 第66号	岐阜市芥見6丁目地内、岐阜市芥見7丁目地内	7.54	ごみ焼却炉150t/日×3基 前処理施設50t/日×1基
③	岐阜市寺田プラント	昭和46年10月13日	岐阜市告示 第193号	岐阜市大字寺田堤際	1.3	し尿処理施設150k1/日×2系列 湿式酸化処理方式
		昭和48年1月19日	岐阜市告示 第7号	"	1.3	区域の変更
		昭和59年7月30日	岐阜市告示 第74号	"	1.57	処理能力300k1/日
		平成23年1月14日	岐阜市告示 第471号	岐阜市大字寺田堤際、岐阜市寺田1丁目	1.3	区域を縮小、処理量120m ³ /日
④	岐阜市リサイクルセンター	平成30年1月5日	岐阜市告示 第557号	岐阜市木田5丁目地内	1.6	カン、ビン、ペットボトル、その他プラの選別・圧縮施設 処理能力53.6t/日
⑤	岐阜市中央卸売市場	昭和43年3月19日	建設省告示 第377号	岐阜市茜部新所	8.8	岐阜市都市計画第1号卸売市場
		昭和44年3月31日	建設省告示 第1267号	岐阜市茜部新所及び下川手	11.1	変更下川手を追加
⑥	岐阜市食肉地方卸売市場	昭和50年3月26日	岐阜市告示 第275号	岐阜市境川5丁目	2.2	大動物75頭/日 小動物600頭/日
⑦	岐阜市斎苑	昭和62年12月25日	岐阜市告示 第138号	岐阜市上加納山、雲竜町、旭見ヶ池町	1.4	人体炉15基 汚物・動物炉2基
		平成3年1月7日	岐阜市告示 第142号	"	1.47	"
⑧	岐阜流通業務団地	昭和49年5月10日	岐阜県告示 第437号	羽島郡柳津町大字佐波宇野田	38.5	
		昭和51年4月21日	岐阜県告示 第288号	"	38.5	
		昭和54年5月29日	岐阜県告示 第475号	羽島郡柳津町流通センター 1・2・3丁目	38.5	
		平成17年9月13日	岐阜県告示 第700号	"	32.8	合併により岐阜市柳津町流通センター 1・2・3丁目

その他の都市施設分布図



4 市街地開発事業

① 土地区画整理事業

本市では、昭和3年、耕地整理組合により実施された農業生産性の向上等を目的とする加納町耕地整理をはじめ、同年の宅地の利用増進を目的とした東栄土地区画整理事業の設立以後、積極的な土地区画整理事業が展開されており、昭和17年の平河土地区画整理事業組合までの間に設立された組合数は35組合を数え、その内31組合（764.05ヘクタール：重複分控除後684.41ヘクタール）が事業の完成を見たことは、当時本市が全国有数の土地区画整理事業施行都市であったことを物語っています。

その後、昭和20年8月15日の終戦を迎え、本市も直ちに被災市街地の復興に着手しました。

同年12月30日の閣議決定による戦災復興計画基本方針に基づき、昭和21年6月に街路と土地区画整

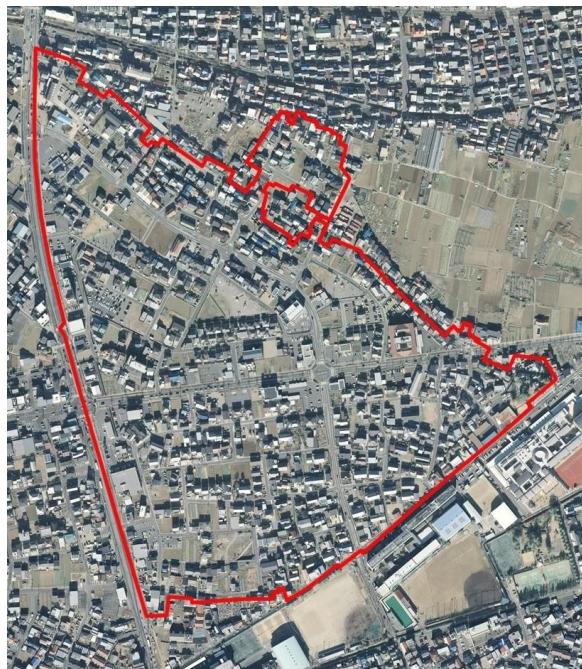
理事業の都市計画決定がされると、同年9月には土地区画整理事業に関する総理大臣の施行命令を受け事業は急速に進展しました。この476.35ヘクタール（重複分控除後470.13ヘクタール）に及ぶ戦災復興事業は昭和31年をもって終了し、以後換地清算の実施を経て、昭和47年度に全ての事業が完了しました。

昭和30年代になって高度成長期を迎えると、産業の発展とともに人口の都市への集中や市街地の拡大により、再び土地区画整理事業の気運が盛り上がり、組合施行、個人施行及び市施行による事業が相次いで実施されました。現在までに、昭和29年制定の土地区画整理事業法に基づき施行され、事業完了をみた地区は、昭和31年に設立された島土地区画整理事業組合を始めとし、組合施行28地区938.91ヘクタール、個人・共同施行4地区7.40ヘクタール、市施行3地区335.45ヘクタールとなっています。

◀ 施行前



▶ 施行後



則武新田土地区画整理事業

なお、本市の土地区画整理事業は、組合施行を主体として行われてきましたが、昭和47年、市街地北西部における重要な基幹道路である岐阜環状線、岐阜北方線の整備が緊急を要し、また、人口の急激な都市集中による市街地のスプロール化を防ぐために、島地区において320.19ヘクタールという全国的にもまれな規模をもつ公共団体（市）施行による島土地区画整理事業が施行されました。同事業は、平成9年12月に登記が完了し、島地区は、今日覚ましい発展を遂げています。このことは、本市における長い土地区画整理事業の歴史の中でも特筆すべきことがあります。

また、本市の表玄関であるJR岐阜駅周辺の整備を促進するため、駅西約800mの地にあった貨物駅跡地の香蘭地区及び岐阜駅北口地区において、本市が施行者となり土地区画整理事業が行われました。

現在（令和7年3月31日）は、鷺山中洲地区において組合施行の、また加納・茶所統合駅周辺地区において市施行の土地区画整理事業が実施されています（2地区7.60ヘクタール）。こうした施行中及び完了した土地区画整理事業による都市基盤整備面積は、2,443.90ヘクタールに及び、市街化区域面積の30.4%を占めるにいたっています。



運動場加茂線

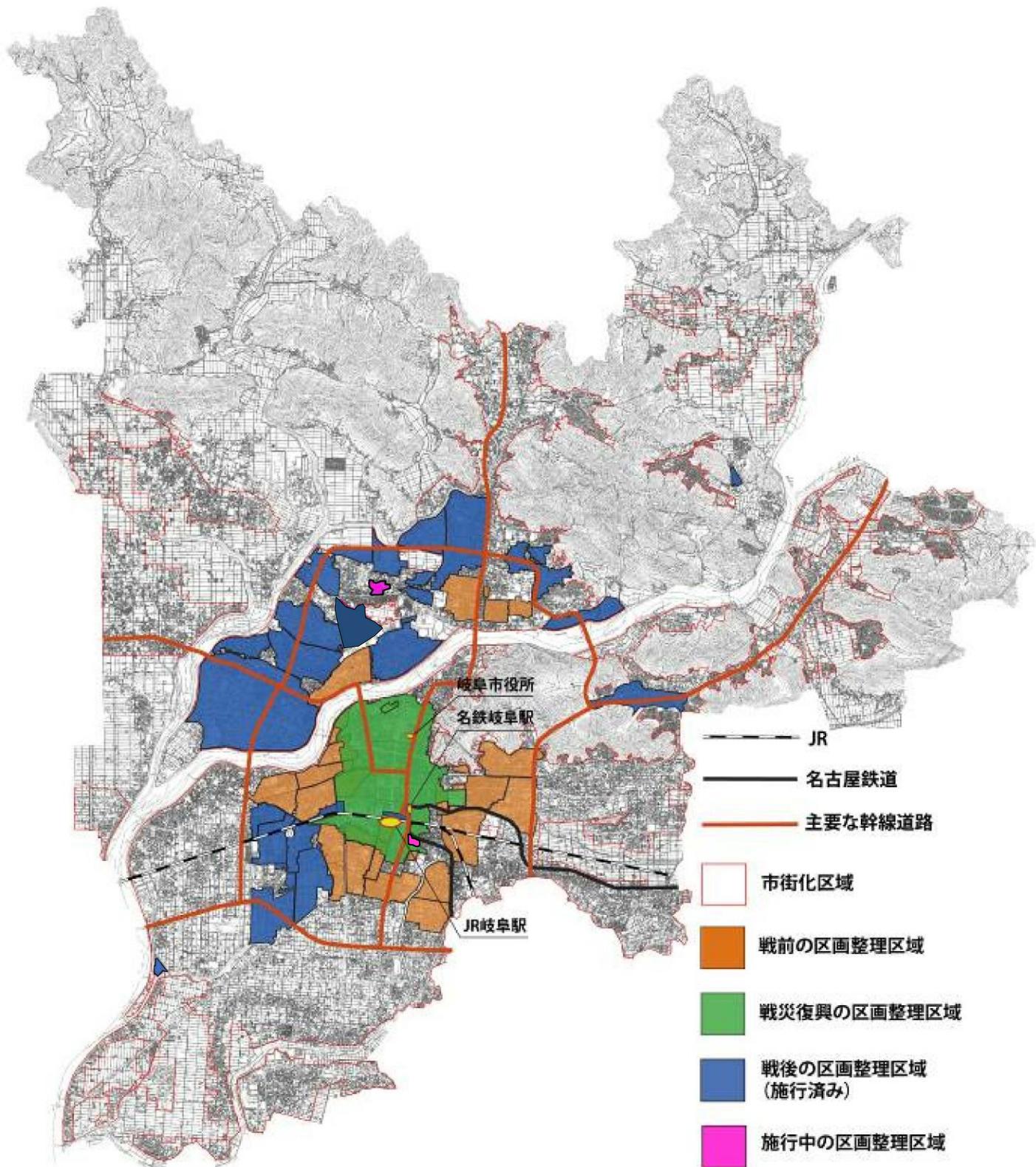


正木南公園



鷺山北公園

岐阜市の土地区画整理事業



②市街地再開発事業

■市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と、都市機能の更新をはかるため、都市計画法及び都市再開発法に基づき実施される事業です。

本市では、これまでに7地区において工事が完了しています。

事業には、国、県、市から事業費の一部が補助金として交付されます。

地区の概要は、次のとおりです。

工事完了地区

事業名	柳ヶ瀬地区第一種市街地再開発事業		
所在地	日ノ出町二丁目、金町三丁目		
施行者	柳ヶ瀬市街地再開発組合		
事業年度	昭和50年度～昭和52年度		
建物概要	建築面積	3,112 m ²	
	延床面積	35,850 m ²	
	用途	商業	
	階数	地下1階、地上11階、塔屋3階付	
事業名	岐阜駅西地区第一種市街地再開発事業		
所在地	橋本町二丁目		
施行者	岐阜駅西地区市街地再開発組合		
事業年度	昭和63年度～平成19年度		
建物概要	建築面積	4,623 m ²	
	延床面積	57,576 m ²	
	用途	住宅、商業、福祉医療等施設、放送局、駐車場	
	階数	地下1階、地上43階	
事業名	吉野町五丁目東地区第一種市街地再開発事業		
所在地	吉野町五丁目、神田町九丁目		
施行者	JR岐阜駅前東地区市街地再開発組合		
事業年度	平成12年度～平成17年度		
建物概要	建築面積	1,142 m ²	
	延床面積	14,300 m ²	
	用途	業務、商業、医療施設、駐車場	
	階数	地下1階、地上12階	
事業名	柳ヶ瀬通北地区第一種市街地再開発事業		
所在地	柳ヶ瀬通一丁目、二丁目、小柳町		
施行者	柳ヶ瀬通北地区市街地再開発組合		
事業年度	平成17年度～平成23年度		
建物概要	建築面積	609 m ²	
	延床面積	4,084 m ²	
	用途	高齢・医療施設、介護支援サービス付き高齢者向け住宅、賃貸宅	
	階数	地上8階	

工事完了地区

事業名	問屋町西部南街区第一種市街地再開発事業		
所在地	問屋町三・四丁目、吉野町六丁目		
施行者	問屋町西部南街区市街地再開発組合		
事業年度	平成17年度～平成24年度		
総事業費	約173億円		
地区面積	約1.1ha		
敷地面積	6,895 m ²		
建物概要	建築面積	5,868 m ²	
	延床面積	55,099 m ²	
	用途	住宅、商業、業務、ホテル、駐車場	
	階数	地下1階、地上37階	

事業名	岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業		
所在地	高砂町一丁目		
施行者	岐阜駅東地区市街地再開発組合		
事業年度	平成20年度～平成30年度		
総事業費	約100億円		
地区面積	約0.5ha		
敷地面積	2,760 m ²		
建物概要	建築面積	2,261 m ²	
	延床面積	23,844 m ²	
	用途	商業、業務（福祉）、住宅、駐車場	
	階数	地上24階	

事業名	高島屋南地区第一種市街地再開発事業		
所在地	御器所二丁目、神領二丁目、金町四丁目、日ノ出町二丁目		
施行者	高島屋南地区市街地再開発組合		
事業年度	平成23年度～令和4年度		
建物概要	建築面積	5,719 m ²	
	延床面積	57,790 m ²	
	用途	商業、公益的施設、住宅、駐車場	
	階数	地上35階	

事業中地区

事業名	岐阜駅北中央東地区第一種市街地再開発事業		
所在地	金町八丁目、吉野町五丁目、住田町二丁目		
施行者	岐阜駅北中央東地区市街地再開発組合		
地区面積	約0.5ha		
進捗状況	高度利用地区の都市計画決定の告示	令和3年3月12日 変更 令和4年5月20日	
	事業の都市計画決定の告示	令和3年3月12日 変更 令和4年5月20日	

事業名	岐阜駅北中央西地区第一種市街地再開発事業		
所在地	金町八丁目、問屋町三・四丁目、吉野町六丁目		
施行者	岐阜駅北中央西地区市街地再開発組合		
地区面積	約0.7ha		
進捗状況	高度利用地区の都市計画決定の告示	令和3年3月12日 変更 令和4年5月20日	
	事業の都市計画決定の告示	令和3年3月12日 変更 令和4年5月20日	

検討地区

地区名	問屋町西部北街区		
所在地	問屋町一丁目、二丁目		
地区面積	約0.7ha		
地区名	問屋町第一地区		
所在地	問屋町三丁目、四丁目、吉野町六丁目		
地区面積	約0.4ha		

■優良建築物等整備事業

優良建築物等整備事業は、市街地環境の向上や優良な住宅の供給を促進するために、一定の条件を満たす民間等の任意の再開発事業に対して、国と地方

自治体が必要な助成を行う制度です。

本市ではこれまでに8地区において事業が完了しています。

地区の概要は、次のとおりです。

事業名	長住町五丁目南地区優良再開発建築物整備促進事業（高化更新型）
所在地	長住町五丁目
施行者	國六株式会社
事業年度	平成2年度～平成3年度
総事業費	約32億円
地区面積	約0.21ha
敷地面積	1,476m ²
建物概要	建築面積 延床面積 用途 階数
	1,030m ² 8,851m ² ホテル、事務所、店舗 地上12階

事業名	加納清水町三丁目南地区優良建築物等整備事業（住宅複合利用タイプ）
所在地	加納清水町三丁目
施行者	加納清水町三丁目南地区優良建築物等整備事業施行者
事業年度	平成11年度～平成13年度
総事業費	約8億円
地区面積	約0.19ha
敷地面積	1,407m ²
建物概要	建築面積 延床面積 用途 階数
	902m ² 6,707m ² 商業、業務、共同住宅、駐車場 地上14階、地下1階

事業名	柳ヶ瀬日ノ出町地区優良再開発建築物整備促進事業（共同化型）
所在地	日ノ出町二丁目
施行者	岐阜土地興業株式会社（権利者代表）
事業年度	平成4年度～平成6年度
総事業費	約20億円
地区面積	約0.13ha
敷地面積	1,018m ²
建物概要	建築面積 延床面積 用途 階数
	851m ² 5,700m ² 店舗、劇場 地上8階、地下1階

事業名	吉野町六丁目東地区優良建築物等整備事業（共同化タイプ）
所在地	吉野町六丁目
施行者	マルセンビル有限会社
事業年度	平成11年度～平成15年度
総事業費	約25億円
地区面積	約0.22ha
敷地面積	1,308m ²
建物概要	建築面積 延床面積 用途 階数
	1,080m ² 8,607m ² ホテル、商業、業務、駐車場 地上13階

事業名	金町六丁目東地区優良建築物等整備事業（市街地環境形成タイプ）
所在地	金町六丁目、西玉宮町一丁目
施行者	日本生命保険相互会社
事業年度	平成10年度
総事業費	約29億円
地区面積	約0.21ha
敷地面積	1,312m ²
建物概要	建築面積 延床面積 用途 階数
	1,019m ² 9,460m ² 事務所、駐車場 地上11階、地下1階

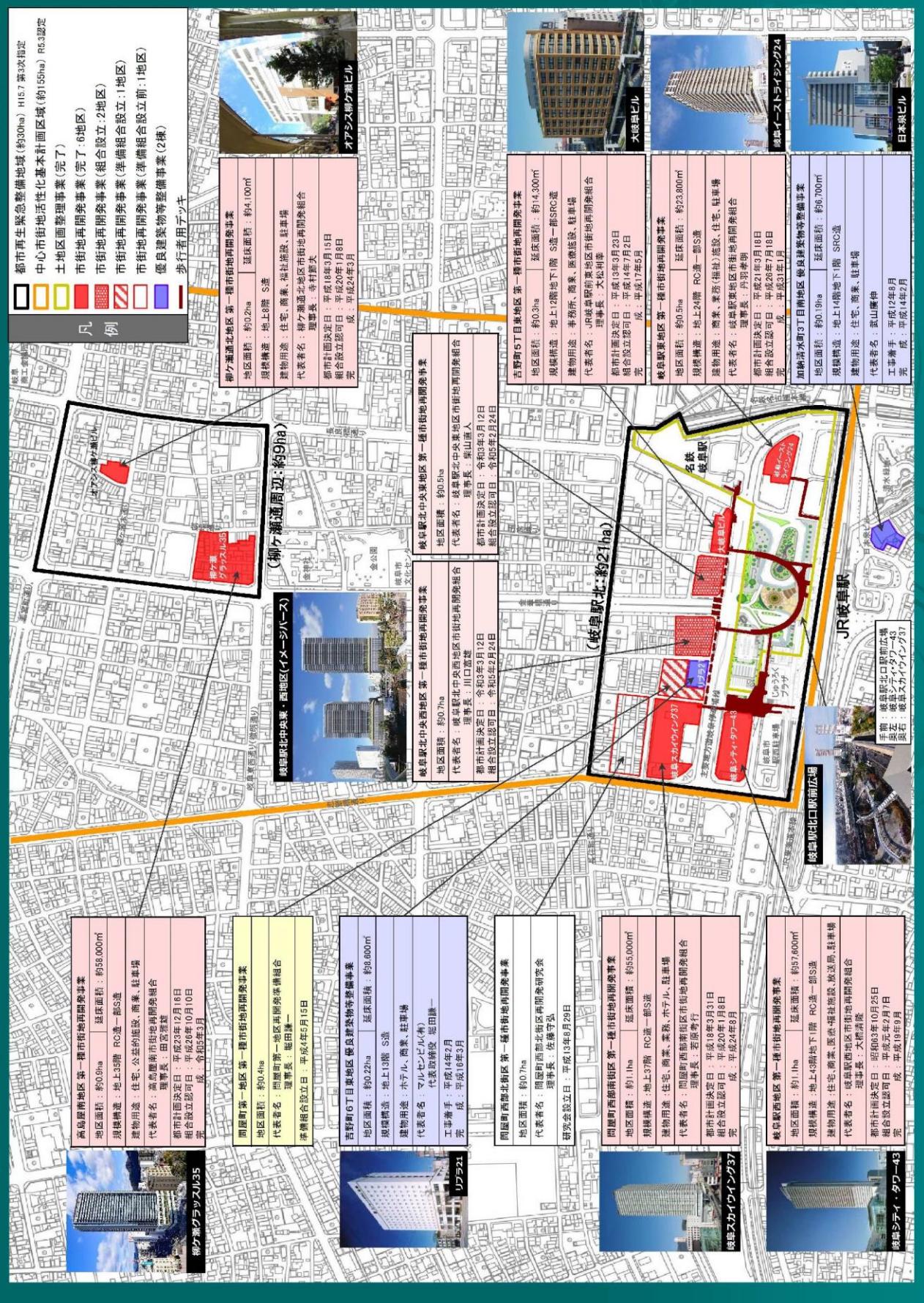
事業名	上材木町地区優良建築物等整備事業（市街地環境形成タイプ）
所在地	上材木町、御手洗
施行者	株式会社大京
事業年度	平成13年度～平成15年度
総事業費	約9億円
地区面積	約0.18ha
敷地面積	1,496m ²
建物概要	建築面積 延床面積 用途 階数
	525m ² 4,709m ² 共同住宅、駐車場 地上11階

事業名	美江寺二丁目南地区優良建築物等整備事業（市街地環境形成タイプ）
所在地	美江寺町二丁目、鷹見町
施行者	中部電力株式会社
事業年度	平成11年度～平成12年度
総事業費	約106億円
地区面積	約1.17ha
敷地面積	9,559m ²
建物概要	建築面積 延床面積 用途 階数
	4,513m ² 33,106m ² 事務所、駐車場 地上11階、地下1階

事業名	湊町地区優良建築物等整備事業（共同化タイプ）
所在地	湊町
施行者	名鉄不動産株式会社（権利者代表）
事業年度	平成13年度～平成15年度
総事業費	約9億円
地区面積	約0.24ha
敷地面積	2,076m ²
建物概要	建築面積 延床面積 用途 階数
	1,212m ² 7,402m ² 共同住宅、業務、駐車場 地上11階

岐阜市の再開発事業（完成及び進行中）

令和7年2月現在



5 地区計画

地区計画等

■地区計画制度

従来のまちづくりは、「都市レベル」の都市計画法と個々の「敷地レベル」の建築基準法を基本として進められてきており、その中間領域の「地区レベル」におけるまちづくりに十分な対応が出来ていませんでした。そこで、「地区レベル」のまちづくりに対応する制度として昭和55年に「地区計画」が創設されました。

「地区計画」は、地区の状況や特性に応じた地区レベルで必要な道路、広場等の配置や規模及び建築物の用途、形態、敷地などについて、「総合的な計画」として定め、地区内における建築行為、開発行為などを計画に照らし合わせて規制・誘導する手法であり、「地区計画の方針」と具体的なまちづくりルールとなる「地区整備計画」の2段階で構成されています。

なお、地区の実情に合わせて必要な事柄だけを選んで定めることも出来ることとなっています。

■岐阜市の地区計画

本市では、昭和61年10月に「岐阜市地区計画等の案の作成手続に関する条例」を制定した後、昭和63年4月に決定した「芥見南山3丁目地区地区計画」を初めとして、令和7年3月現在までに37地区約1366.2ヘクタールを決定しています。決定地区は、主に市街化が進みつつある地区で、環境の保全を図りつつ、住・商・工の土地利用とバランスのとれた地区施設を配置することを目的として、策定されています。制限の項目としては、建物用途の混在防止、敷地の細分化防止、地区計画道路の指定などです。

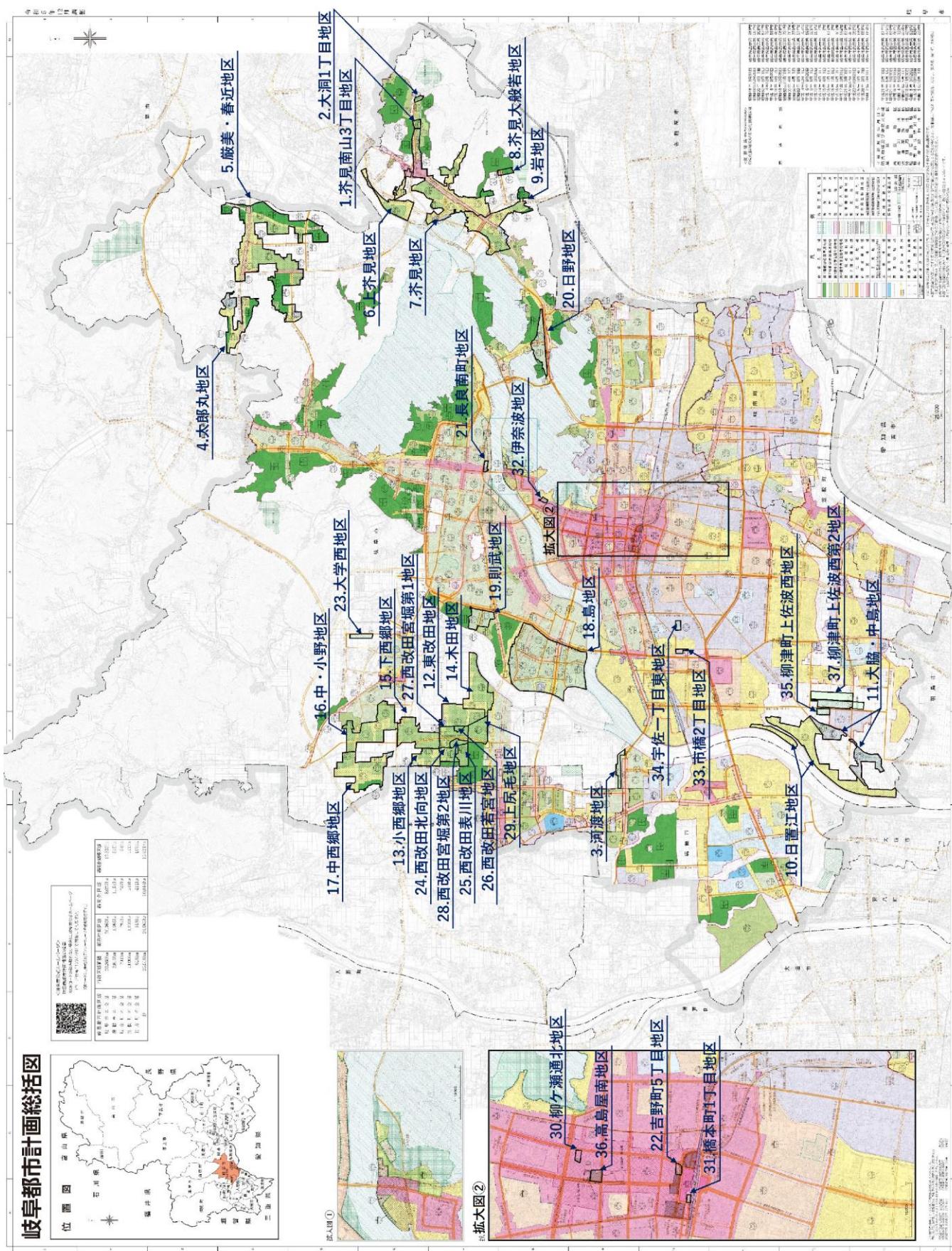
近年では、住民相互により策定された「まちづくり協定」を地区計画に移行させた地区もあり、官民協働によるまちづくりの気運が高まっているなかで、住民主導のまちづくり手法として「地区計画制度」の積極的な活用を図ることが望まれています。

地区計画決定状況

令和7年3月31日現在

番号	地区名	計画決定		施設		建築物等									
		年月日 (当初決定日)	告示番号 (当初番号)	面積 (ha)	区画道路	歩行者道等 緑地 道路	用途	容積率	建蔽率	建築面積	敷地面積	壁面位置	高さ	形態意匠	塀・柵
1	芥見南山三丁目地区	H16.7.26 (S63.4.30)	85 (22)	3.3	○					●					
2	大洞一丁目地区	S63.4.30	22	1.7	○					●					
3	河渡地区	S63.12.26	138	7.0	○										
4	太郎丸地区	H30.4.1 (H28.12.12) (H8.5.1) (H6.9.20)	14 (496) (43) (116)	51.1	○		●								
5	敵美・春近地区	H6.9.20	116	218.3	○										
6	上芥見地区	H8.5.1 (H6.9.20)	43 (116)	38.8	○										
7	芥見地区	H8.5.1 (H6.9.20)	43 (116)	126.4	○										
8	芥見大般若地区	H6.9.20	116	4.0	○										
9	岩地区	H6.9.20	116	74.4	○									○	
10	日置江地区	H6.9.20	116	103.2	○										
11	大脇・中島地区	H30.4.1 (H28.12.12) (H19.9.10) (H16.5.17) (H8.5.1) (43) (116)	14 (497) (313) (107) (116)	37.8	○		●					●	○		
12	東改田地区	H6.9.20	116	42.9	○										
13	小西郷地区	H6.9.20	116	23.9	○										
14	木田地区	H6.9.20	116	49.4	○										
15	下西郷地区	H6.9.20	116	46.9	○									○	
16	中・小野地区	H6.9.20	116	65.4	○									○	
17	中西郷地区	H6.9.20	116	70.1	○										
18	島地区	H10.3.25	366	215.1			●			●	●	●	●	○	○
19	則武地区	H16.5.17 (H19.3.25)	107 (366)	24.5			●			●	●	●	●	○	○
20	日の地区	H10.3.25	366	24.8			●			●	●	●	●	○	○
21	長良南町地区	H28.12.12 (H11.1.4)	498 (278)	2.4			○							○	○
22	吉野町五丁目東地区	H13.3.19	549	0.6		○		●	○	●	●	●	●	○	
23	大学西地区	R5.9.8 (H24.9.5) (H19.4.18) (H16.1.8)	284 (304) (64) (614)	4.6	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	
24	西改田北向地区	H17.3.31	592	14.0	○									●	
25	西改田表川地区	H17.3.31	592	12.0	○		●	●						●	
26	西改田若宮地区	H17.3.31	592	1.6	○									●	
27	西改田宮堀第1地区	H17.3.31	592	23.2	○									●	
28	西改田宮堀第2地区	H17.3.31	592	5.3	○		●	●	●					●	
29	上尻毛地区	H17.3.31	592	23.5	○		●	●	●					●	
30	柳ヶ瀬通北地区	H20.8.22 (H18.3.15)	268 (592)	0.6	○	○		●	○	●	●	●	●	○	
31	橋本町一丁目西地区	H28.12.12 (H18.8.31)	499 (468)	0.3				○						○	
32	伊奈波地区	H28.12.12 (H19.11.1)	500 (392)	1.3			●							●	○
33	市橋二丁目地区	H21.9.4	274	2.5			●								○
34	宇佐一丁目東地区	H28.12.12 (H22.3.5)	501 (550)	2.3			●				●	●	●	○	○
35	柳津町上佐波西地区	H30.4.1 (H22.5.13)	14 (95)	4.1	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	
36	高島屋南地区	H28.3.7 (H23.12.16)	660 (445)	1.1	○		●	●	●	●	●	●	●	○	
37	柳津町上佐波西第2地区	H7.3.12 (R5.12.1)	783 (431)	37.8	○		●	●	●	●	●	●	●	○	
合計				1366.2	注) ○地区整備計画に定められているもの ●条例化されているもの										

岐阜都市計画総括図



V 景観まちづくり

1 景観まちづくり施策

①景観まちづくりに向けて

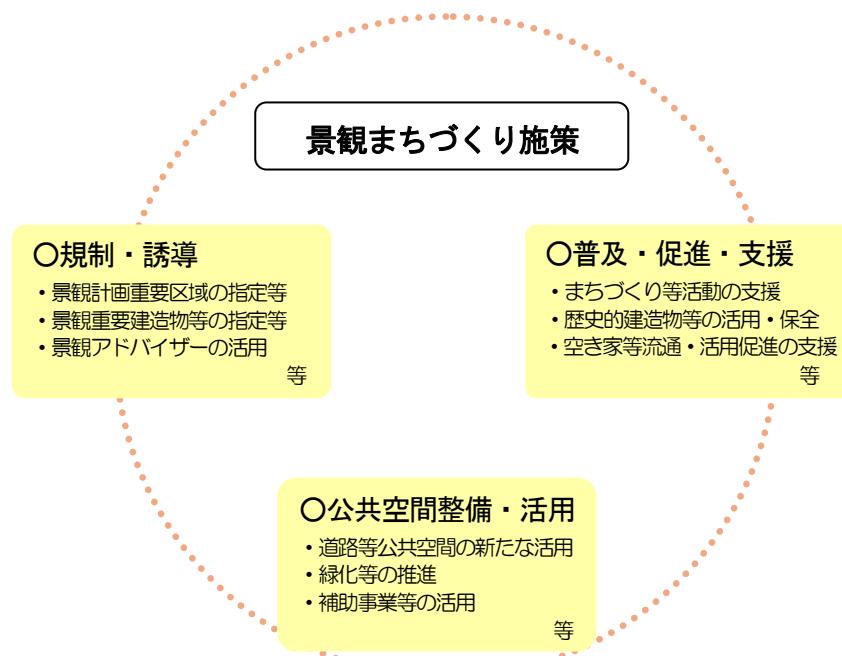
本市では、平成9年1月に岐阜市都市景観条例を施行し、平成10年1月には岐阜市都市景観形成基本計画を策定して、大規模建築物の届出制度や都市景観形成市民団体の認定・支援制度、都市景観重要建築物の指定・助成制度等、良好な景観形成に向けた各種の景観まちづくり施策を実施してきました。

平成16年12月の景観法施行を受け、より幅広い

価値観と地域特性を活かした岐阜のまちづくりに向けた多様な施策の展開を目指し、新たな景観に関するマスタープランである岐阜市景観基本計画（平成19年10月告示）を策定しました。

この景観基本計画に基づき、景観まちづくりを進めるために影響を与える開発行為や建築行為等を規制・誘導する施策、景観形成の先導的役割を担う公共施設の整備や事業の実施、市民の景観に対する意識を高めるための普及啓発等に取り組んでいます。（令和6年8月変更）

景観まちづくり施策のイメージ



2 景観の規制誘導

①景観計画・景観条例

景観まちづくりを進める手法の規制誘導の一つとして、景観法に基づく岐阜市景観計画を策定（平成21年10月告示）し、平成22年1月から施行しました。

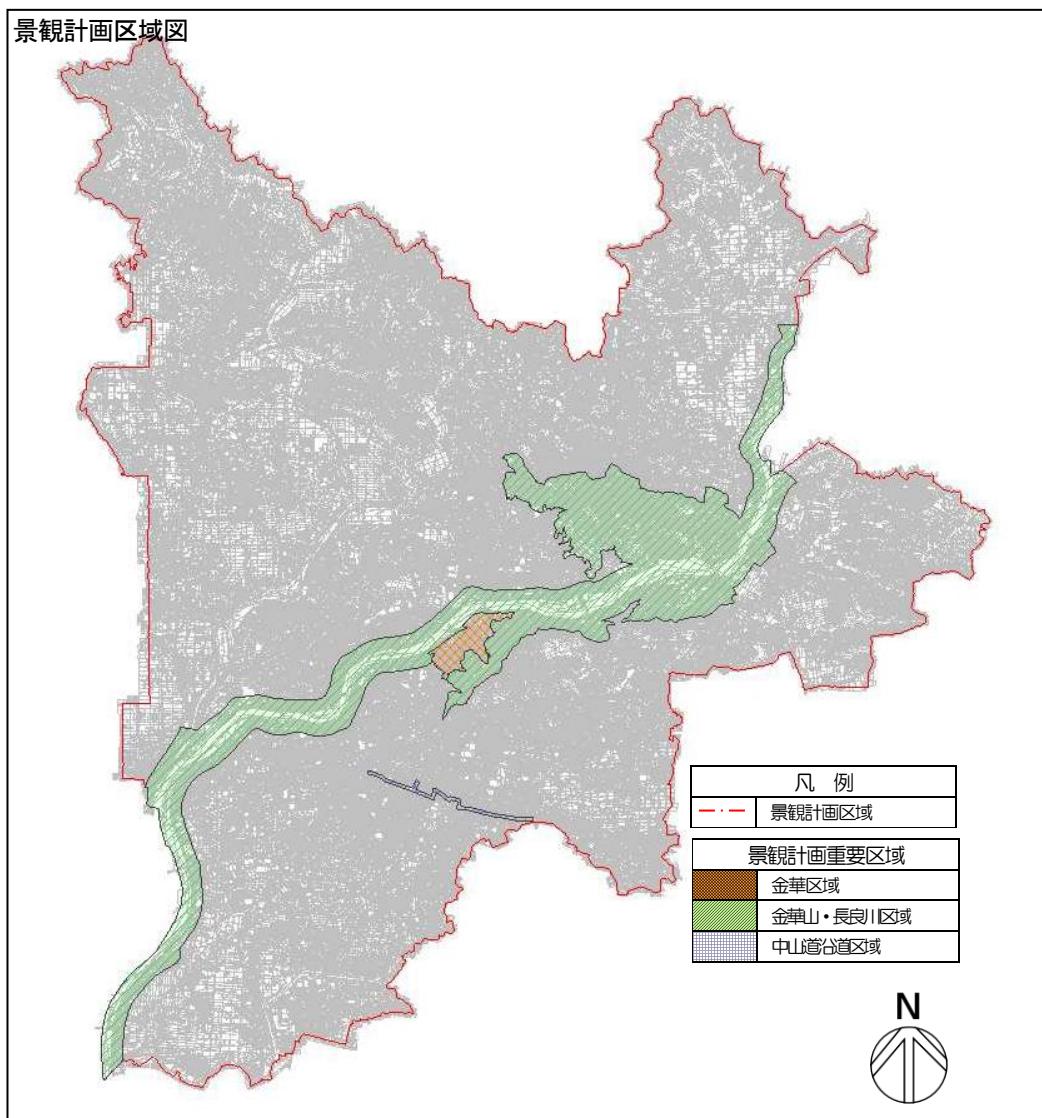
景観計画は、地域の特性に応じた区域や良好な景

観形成の方針、建築物等の建築行為等に関する守るべき景観のルール（景観形成基準）、良好な景観の形成に重要な建造物や樹木の指定方針、景観重要公共施設の整備に関する事項を定めています。

本市では、市域全域を「景観計画区域」に定め、一定規模を超える建築物等の建築行為等を届出の対象行為とし、形態意匠や色彩等の景観形成基準への適合を事前に確認しています。

また、景観計画区域のうち、重点的に景観形成を図る区域として「金華区域」、「金華山・長良川区域」、「中山道沿道区域」を「景観計画重要区域」に定めています。「金華区域」では、歴史的なまちなみ景観や眺望景観の保全・創出を目指す区域として、平成22年1月から、また、「金華山・長良川区域」では、金華山や百々ヶ峰等の自然景観や眺望景観の保全等を目指す区域として、平成24年10月から建築行為等についての制限に関する景観形成基準を定め事前の届出により基準への適合を確認しています。平成31年4月からは、中山道沿道における歴史的資源を生かした良好な景観の保全・創出に向けて、「中山道沿道区域」を景観計画重要区域に追加しました。

また、景観計画の策定に併せ、岐阜市都市景観条例を改正し岐阜市景観条例を平成22年1月に施行しています。景観条例では、景観計画の運用に必要な事項のほか、本市が目指す良好な景観の形成を図るために必要な事項を定めています。条例改正により、これまで都市景観条例により取り組んできた良好な景観形成に関する本市独自の施策に併せて、景観法の活用による実効性のある規制、誘導が可能となりました。



3 屋外広告物



屋外広告物は、私たちに必要な情報を提供してくれるとともに、まちを活気づけるものですが、誰もが目立とうとして無秩序に掲出されると、広告物本来の役割である情報伝達機能が低下するばかりでなく、まちの美観や風致を損ねることになります。また、設置や管理が適切に行われないと、破損等により公衆に危害を及ぼす可能性があります。

そこで本市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため、平成8年4月に岐阜市屋外広告物条例を施行しました。この条例では、屋外広告物の掲出を禁止する地域や物件、広告物の種類ごとの掲出基準などを定めるほか、広告物を掲出する場合は一部の広告物を除いて予め許可を受ける必要があることを規定しています。

また、岐阜市景観計画の策定に併せ、景観形成上重要な区域について、地域の特性に応じた良好な景観の維持・向上を図るため、平成21年の条例改正において、その区域にあった広告物の設置に関する方針や基準を定める「広告物規制地区」や、「広告物活用地区」を創設しました(平成22年1月施行)。

現在、「広告物規制地区」に「金華地区」及び「金華山・長良川地区」を指定するとともに、「広告物活用地区」に「柳ヶ瀬地区」を指定し、地域固有の景観特性を活かした屋外広告物が掲出されるようにしています。

4 その他の制度

建築意匠、デザイン、色彩等、緑化の分野における専門家が景観アドバイザーとして、市民や事業者等から建築物や工作物などを建設する際に、景観の相談を受け、助言を行う「景観アドバイザー制度」があります。

また、景観法に基づく景観重要建造物の保存のために必要な修繕等や、景観計画重要区域である「金華区域」、「鵜飼屋地区（金華山・長良川区域の一部）」、「中山道沿道区域」における町家などの歴史的な建造物の保全・復元等について、「ぎふ景観まちづくりファンド」にて助成を行いました。（このファンド助成制度は、令和3年度末に終了）

そのほか、景観に関して知見を有する一般財団法人を良好な景観形成に取り組む主体として「景観整備機構」に指定し、景観まちづくりに取り組む市民や民間団体による景観保全や整備の一層の推進をこの機構とともに支援しています。

これら支援制度の活用などにより、市民や事業者、行政が岐阜らしい良好な景観に配慮し、各々が行う事業を実施することで、よりよい景観まちづくりが行えるよう取り組んでいます。

5 緑化推進

緑は、環境保全、レクリエーション、防災といった都市生活者にとっての重要な機能を有するとともに、良好な都市景観の形成にとっても重要不可欠な要素です。

また、緑化の維持は都市生活者にとって必要な「うるおい」と「やすらぎ」をもたらすなど、人と自然との共生に向けての課題となっています。

そこで、本市では道路や都市公園などの公共施設に加え、民有地の緑化を系統的に進めるための施策「GOGO 作戦（Green Over the Ground Operation）」を市民とともに進めています。

①緑を広める事業

A フローラリー岐阜

花と緑のフェスティバルを毎年開催し、楽しみながら緑化への関心を深めています。

B 花飾り講習会

市民を対象に、緑化意識と栽培技術の向上を目指した講習会を年4回開催しています。

③緑を引き継ぐ事業

A 樹木医による診断

大切な樹木の病気や管理方法などの悩みを樹木医が診断し、適切な治療法などをアドバイスします。

B 保存樹・保存樹林の指定

景観的に優れた樹木・樹林を保存樹、保存樹林に指定し、保護・保存に努めています。



フローラリー岐阜

②緑を増やす事業

A ふれあい花壇

花壇づくりの市民グループによる地域に合った花飾りを実践しています。

B 各種緑化の支援

生け垣づくり、張芝、壁面緑化、屋上緑化等の苗木配布や助成により都市緑化を推進すると同時に防災面、環境面に配慮したまちづくりを行っています。



花飾り講習会

もくじ

□産業別就業人口等の推移	58
産業別就業人口	58
□岐阜都市計画道路（岐阜市）一覧表	59
□岐阜都市計画公園・緑地・墓園（岐阜市）一覧表	65
□岐阜市土地区画整理事業一覧表	72
土地区画整理事業一覧表（戦前）	72
復興土地区画整理事業の概要	73
土地区画整理事業一覧表（戦後）	74
土地区画整理事業一覧表（施行中）	74
□岐阜都市計画下水道（岐阜市決定）	75
排水計画・下水管渠・その他の施設	75
都市下水路	76

産業別就業人口等の推移

年度 項目		第13回国調 昭和55年	第14回国調 昭和60年	第15回国調 平成2年	第16回国調 平成7年	第17回国調 平成12年	第19回国調 平成22年	第20回国調 平成27年	第21回国調 令和2年度
産業別就業人口	第1次	7,243人	6,225人	5,056人	5,001人	4,199人	3,422人	3,187人	2,854人
	第2次	73,396人	73,717人	75,243人	68,929人	59,974人	47,682人	47,019人	44,827人
	第3次	122,371人	126,268人	133,499人	140,260人	140,290人	140,110人	138,142人	140,487人
就業人口計		(分類不能産業84人) 203,094人	(分類不能産業242人) 206,452人	(分類不能産業270人) 214,068人	(分類不能産業496人) 214,686人	(分類不能産業938人) 205,401人	(分類不能産業9,433人) 200,647人	(分類不能産業10,018人) 204,815人	(分類不能産業6,332人) 194,500人
工業出荷額 (工業統計調査より)		3,986億円	4,590億円	5,118億円	4,199億円	3,319億円	2,393億円	2,641億円	2,571億円
商業販売額 (商業統計調査より)		14,289億円 (昭和54年)	20,521億円 (昭和60年)	23,017億円 (昭和63年)	25,844億円 (平成6年)	23,958億円 (平成11年)	17,242億円 (平成19年)	15,280億円 (平成26年)	14,933億円 (平成28年)

産業別就業人口

(単位：人)

産業大分類		総数	男	女
総数		194,500	103,585	90,915
第一次産業	農業	2,731	1,631	1,100
	林業	98	79	19
	漁業	25	19	6
第二次産業	鉱業	33	31	2
	建設業	14,689	11,966	2,723
	製造業	30,105	20,489	9,616
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1,117	879	238
	情報通信業	3,760	2,655	1,105
	運輸業	8,438	6,658	1,780
	卸売・小売業	32,512	15,459	17,053
	金融・保険業	5,782	2,513	3,269
	不動産業	3,464	1,999	1,465
	学術研究、専門・技術サービス業	7,322	4,503	2,819
	飲食店・宿泊業	11,526	4,148	7,378
	生活関連、娯楽業	7,215	2,771	4,444
	医療・福祉	11,524	4,949	6,575
	教育・学習支援業	27,019	7,087	19,932
	複合サービス業	1,280	713	567
	サービス業	12,402	7,252	5,150
	公務	7,126	4,764	2,362
分類不能の産業		6,332	3,020	3,312

備考 令和2年国調(岐阜市)

岐阜都市計画道路(岐阜市)一覧表

(令和7年3月31日現在)

路線番号	路線名	道路種別	幅員	延長	車線の数	起 点	終 点	計画決定告示		岐阜市分		当初決定
								年月日	番号	延長	改良済	
1・3・1	東海環状自動車道	国	23.5	13,710 (12,630)	4	岐阜市大字三輪字小脇	本巣郡巣南町大字七崎字一ノ堰西	H23.3.29	岐阜県告示第203号	12,630	1,970	H8.10.4
3・2・1	岐阜駅忠節線	主地・県・市	36	2,310	6	岐阜市吉野町5丁目	岐阜市下新町	H14.11.12	岐阜県告示第606号	2,310	2,310	S21.6.5
3・5・2	岐阜駅忠節城南通線	県	15	1,040	2	岐阜市加納塙町通1丁目	岐阜市加納城南通3丁目	R2.3.31	岐阜県告示第146号	1,040	1,040	S21.6.5
3・2・3	一般国道21号線	国	36	6,200 (3,040)	0	岐阜市茜部菱野1丁目	岐阜市芋島4丁目	R3.7.27	岐阜県告示第332号	3,040	3,040	S46.3.31
3・2・4	一般国道21号線	国	36	8,870 (4,110)	0	岐阜市江東町1丁目	安八町西結	R3.7.27	岐阜県告示第332号	4,110	4,110	S46.3.31
3・2・5	一般国道156号線	国	30	12,510 (11,200)	4	岐南町上印食9丁目	岐阜市大字芥見字薬師洞	R2.3.31	岐阜県告示第146号	11,200	8,230	S42.8.21
3・2・6	金町本郷町線	市	33	1,000	4	岐阜市金町2丁目	岐阜市都通1丁目	H23.1.14	岐阜県告示第24号	1,000	1,000	S21.6.5
3・3・7	岐阜駅高富線	国・主地・市	25	10,110	4	岐阜市吉野町5丁目	岐阜市栗野台	H20.3.28	岐阜県告示第237号	10,110	8,540	S21.6.5
3・3・8	金町岩戸線	市	22	2,600	0	岐阜市金町2丁目	岐阜市永楽町2丁目	S56.3.31	岐阜県告示第358号	2,600	600	S21.6.5
3・3・9	金町東興町線	国・主地・県	22	2,540	4	岐阜市金町5丁目	岐阜市東興町	H23.10.21	岐阜県告示第529号	2,540	2,200	S21.6.5
3・3・11	金町那加岩地線	市	25	5,330	0	岐阜市金町6丁目	岐阜市水海道1丁目	S58.2.1	岐阜県告示第110号	5,330	3,410	S21.6.5
3・5・12	岐阜駅那加線	市	14	2,970	2	岐阜市橋本町1丁目	岐阜市北一色4丁目	R2.3.31	岐阜市告示第648号	2,970	460	S21.6.5
3・4・13	城南芋島線	主地	16	5,070 (2,260)	2	岐阜市加納城南通3丁目	岐阜市芋島3丁目	R2.3.31	岐阜県告示第146号	2,260	1,480	S42.8.21
3・3・14	新所平島線	市	22	5,380 (1,660)	4	岐阜市茜部大川2丁目	岐南町平島8丁目	H13.10.30	岐阜県告示第570号	1,660	1,660	S42.8.21
3・3・15	岐阜穂積線	国・主地	22	8,570 (6,430)	0	岐阜市金町5丁目	穂積町本田	S50.7.11	岐阜県告示第543号	6,430	6,430	S21.6.5
3・3・16	金町光明町線	市	25	850	4	岐阜市金町6丁目	岐阜市光明町2丁目	H23.10.21	岐阜県告示第529号	850	850	S21.6.5
3・3・17	城南岐大線	主地	24	2,140	4	岐阜市加納城南通3丁目	岐阜市宇佐南1丁目	R2.3.31	岐阜県告示第146号	2,140	2,140	S42.8.21
3・3・18	茜部北鶴線	市	22	1,540	0	岐阜市茜部大川2丁目	岐阜市中鶴3丁目	H3.3.22	岐阜県告示第201号	1,540	1,540	S42.8.21
3・3・19	岐阜大須線	県	25	6,900	0	岐阜市南鏡島1丁目	柳津町高桑	S61.12.19	岐阜県告示第980号	6,900	6,900	S42.8.21
3・3・20	岐阜駅城田寺線	国・主地・市	27	5,860	4	岐阜市吉野町6丁目	岐阜市大字城田寺字明正	H14.11.12	岐阜県告示第606号	5,860	4,880	S21.6.5
3・3・21	徹明茜部中島線	主地・県	27	3,150	6	岐阜市徹明通7丁目	岐阜市茜部中島3丁目	R2.3.31	岐阜県告示第146号	3,150	3,150	S21.6.5
3・3・22	岐阜北方線	主地	22	6,330 (5,280)	0	岐阜市徹明町8丁目	北方町北方	S60.10.25	岐阜県告示第729号	5,280	5,040	S21.6.5

路線番号	路線名	道路種別	幅員	延長(m)	車線の数	起 点	終 点	計画決定告示		岐阜市分		当初決定
								年月日	番号	延長	改良済	
3・3・24	環 状 線	主地	22	13,550	4	岐阜市藪田東1丁目	岐阜市日野南1丁目	H12.10.27	岐阜県告示第661号	13,550	12,250	S42.8.21
3・3・25	美江寺小熊町線	県	25	490	4	岐阜市美江寺町2丁目	岐阜市小熊町1丁目	H28.10.25	岐阜県告示第543号	490	490	S21.6.5
3・5・26	大 宮 忠 節 線	市	15	720	0	岐阜市大宮町1丁目	岐阜市下大桑町	S49.4.25	岐阜市告示第92号	720	0	S21.6.5
3・4・27	金 園 町 若 宮 線	市	20	300	0	岐阜市金園町3丁目	岐阜市若宮町1丁目	S49.4.25	岐阜県告示第382号	300	300	S42.8.21
3・4・28	岐 阜 蘇 原 線	県・市	16	5,480	2	岐阜市金町8丁目	岐阜市水海道5丁目	H23.1.14	岐阜県告示第24号	5,480	5,480	S21.6.5
3・4・29	栄 町 蔵 前 線	市	16	4,920	2	岐阜市加納栄町通3丁目	岐阜市蔵前3丁目	R2.3.31	岐阜市告示第648号	4,920	2,420	S21.6.5
3・5・30	岐 阜 駅 柳 津 線	国・県	15	4,960 (4,850)	2	岐阜市吉野町4丁目	柳津町東塚3丁目	R2.3.31	岐阜県告示第146号	4,850	4,850	S21.6.5
3・5・31	岐 阜 笠 松 線	主地	15	5,630 (4,360)	2	岐阜市金園町5丁目	柳津町栄町	R2.3.31	岐阜県告示第146号	4,360	4,270	S21.6.5
3・5・32	岩 戸 下 印 食 線	市	15	2,440 (2,360)	2	岐阜市東興町	岐南町八剣北7丁目	R2.3.31	岐阜市告示第648号	2,360	820	S21.6.5
3・4・33	宮 薬 師 寺 線	市	16	2,330 (110)	2	岐阜市下川手	岐南町薬師寺4丁目	R2.3.31	岐阜県告示第146号	110	0	S42.8.21
3・4・34	左 兵 衛 新 田 米 野 線	主地・市	16	4,030 (3,300)	0	岐阜市野一色7丁目	笠松町米野	S56.3.31	岐阜県告示第358号	3,300	1,930	S42.8.21
3・5・35	金 町 西 ノ 庄 線	市	15	3,160	0	岐阜市金町8丁目	岐阜市西ノ庄3丁目	H2.3.27	岐阜市告示第181号	3,160	2,810	S21.6.5
3・4・36	岐 阜 駅 坂 井 町 線	市	20	500	2	岐阜市橋本町2丁目	岐阜市橋本町3丁目	H14.11.12	岐阜県告示第606号	500	500	S21.6.5
3・4・37	六 条 日 置 江 線	主地・市	16	6,780	2	岐阜市六条片田1丁目	岐阜市茶屋新田	H23.10.21	岐阜県告示第529号	6,780	840	S42.8.21
3・4・38	岐 阜 南 濃 線	主地	16	4,520 (4,380)	0	岐阜市西ノ庄	笠松町門間	S49.10.25	岐阜県告示第857号	4,380	4,380	S42.8.21
3・4・39	本 町 打 越 線	市	18	3,760	0	岐阜市本町3丁目	岐阜市打越	S49.10.25	岐阜県告示第857号	3,760	3,760	S21.6.5
3・4・40	美江寺町西野町線	県・市	20	1,270	0	岐阜市美江寺町2丁目	岐阜市西野町8丁目	S49.4.25	岐阜県告示第382号	1,270	1,270	S21.6.5
3・3・41	長 良 糸 貫 線	県・市	25	7,460	4	岐阜市若竹町1丁目	岐阜市小西郷3丁目	H22.8.27	岐阜県告示第475号	7,460	4,430	S21.6.5
3・4・42	西 中 島 萱 場 線	市	16	1,200	0	岐阜市西中島	岐阜市萱場	S49.10.25	岐阜県告示第857号	1,200	1,200	S46.7.30
3・6・43	金園町小熊町線	市	11	830	0	岐阜市金園町2丁目	岐阜市小熊町1丁目	S49.4.25	岐阜市告示第92号	830	830	S21.6.5
3・6・44	大 宮 古 津 橋 線	県・市	11	5,540	0	岐阜市大宮町1丁目	岐阜市大字長良古津字	H7.8.1	岐阜県告示第427号	5,540	2,510	S42.8.21
3・6・45	長 良 中 川 原 線	主地	10	2,810	2	岐阜市長良福光	岐阜市中川原4丁目	R4.4.12	岐阜県告示第155号	2,810	2,640	S21.6.5
3・6・46	北 町 堀 田 線	市	11	1,030	0	岐阜市大字長良福光字	岐阜市長良堀田	S61.4.8	岐阜市告示第16号	1,030	610	S21.6.5
3・5・47	真 生 町 線	市	12	1,010	0	岐阜市長良福光東出	岐阜市長良八反田	H2.12.25	岐阜市告示第135号	1,010	520	S21.6.5
3・5・48	宮 口 町 高 見 線	市	12	2,240	0	岐阜市長良宮口町3丁目	岐阜市長良福光生田	H10.4.3	岐阜市告示第17号	2,240	970	S21.6.5

路線番号	路線名	道路種別	幅員	延長(m)	車線の数	起 点	終 点	計画決定告示		岐阜市分		当初決定
								年月日	番号	延長	改良済	
3・6・49	栄町竜田町線	市	11	1,040	0	岐阜市加納栄町通1丁目	岐阜市竜田町8丁目	H4.12.25	岐阜市告示第142号	1,040	1,040	S21.6.5
3・6・50	金園町大手線	市	11	1,460	2	岐阜市金園町2丁目	岐阜市加納大手町	R2.3.31	岐阜市告示第648号	1,460	1,280	S21.6.5
3・5・51	北一色切通線	市	12	1,700	2	岐阜市北一色9丁目	岐阜市切通7丁目	R4.4.12	岐阜市告示第39号	1,700	510	S21.6.5
3・5・52	水主町線	市	12	1,530	0	岐阜市大字茜部字中島	岐阜市大字下川手字宮	S49.4.25	岐阜市告示第92号	1,530	0	S42.8.21
3・6・54	栄町西ノ荘線	市	11	2,830	0	岐阜市加納栄町通1丁目	岐阜市市橋1丁目	H4.12.25	岐阜市告示第142号	2,830	1,760	S21.6.5
3・6・55	愛宕町線	市	11	460	0	岐阜市橋本町3丁目	岐阜市加納新本町3丁目	S55.12.5	岐阜市告示第156号	460	460	S21.6.5
3・6・56	新本町市橋線	市	11	3,140	2	岐阜市加納栄町通3丁目	岐阜市市橋4丁目	R2.3.31	岐阜市告示第649号	3,140	2,840	S21.6.5
3・5・57	茜部南鶴線	市	12	1,470	0	岐阜市大字茜部字上流	岐阜市大字鶴字松田	S49.4.25	岐阜市告示第92号	1,470	0	S42.8.21
3・5・59	鹿島町六条線	市	12	2,480	2	岐阜市鹿島町6丁目	岐阜市六条南3丁目	H22.12.1	岐阜市告示第422号	2,480	2,480	S21.6.5
3・6・60	真砂島田線	市	10	1,170	2	岐阜市真砂町8丁目	岐阜市桜通6丁目	H22.12.1	岐阜市告示第422号	1,170	1,170	S21.6.5
3・6・63	北町鷺山線	主地	11	1,140	0	岐阜市長良平和通1丁目	岐阜市大字鷺山字南蟬	S49.4.25	岐阜県告示第382号	1,140	450	S21.6.5
3・4・64	太平町下西郷線	主地・県・市	16	7,030	0	岐阜市太平町1丁目	岐阜市下西郷4丁目	H9.10.17	岐阜県告示第627号	7,030	3,520	S42.8.21
3・5・65	八代上土居線	市	12	820	2	岐阜市八代1丁目	岐阜市上土居4丁目	R4.4.12	岐阜市告示第39号	820	820	S42.8.21
3・6・66	東島高富線	県・市	11	9,410	0	岐阜市大字西島字白山	岐阜市栗野東4丁目	H3.3.22	岐阜県告示第201号	9,410	6,450	S21.6.5
3・5・67	運動場加茂線	市	12	8,040(6,190)	2	岐阜市長良福光	北方町大字加茂字加茂町西	H11.10.26	岐阜市告示第224号	6,190	3,720	S42.8.21
3・5・68	西中島旦ノ島線	市	12	1,150	0	岐阜市西中島	岐阜市旦ノ島	S49.10.25	岐阜市告示第190号	1,150	1,150	S21.6.5
3・5・69	近島尻毛線	国・市	12	2,290	0	岐阜市東島	岐阜市旦ノ島	S49.10.25	岐阜市告示第190号	2,290	2,290	S46.7.30
3・5・70	東島一日市場線	市	12	1,820	0	岐阜市東島	岐阜市西中島	S49.10.25	岐阜市告示第190号	1,820	1,820	S49.10.25
3・5・71	東島旦ノ島線	市	12	1,490	0	岐阜市東島	岐阜市旦ノ島	S49.10.25	岐阜市告示第190号	1,490	1,490	S49.10.25
3・5・72	鶴佐波線	市	12	1,560	0	岐阜市南鶴6丁目	柳津町佐波	H9.7.4	柳津町告示第40号	1,560	1,560	S49.10.25
3・5・73	則武線	市	12	530	0	岐阜市則武松原	岐阜市則武向上戸	S53.10.3	岐阜市告示第146号	530	530	S53.10.3
3・3・74	水野町線	市	28	510	0	岐阜市橋本町2丁目	岐阜市加納新本町2丁目	S55.12.5	岐阜県告示第976号	510	290	S55.12.5
3・4・75	精華薮田線	市	16	1,720	0	岐阜市精華2丁目	岐阜市薮田3丁目	S63.12.16	岐阜県告示第876号	1,720	1,720	S55.12.5
3・5・76	市橋今嶺線	市	12	1,600	2	岐阜市市橋3丁目	岐阜市今嶺4丁目	H22.12.1	岐阜市告示第422号	1,600	960	S55.12.5

路線番号	路線名	道路種別	幅員	延長(m)	車線の数	起 点	終 点	計画決定告示		岐阜市分		当初決定
								年月日	番号	延長	改良済	
3・6・77	栗野福富線	市	9	4,270	2	岐阜市栗野西1丁目	岐阜市福富天神前	R4.4.12	岐阜市告示第39号	4,270	4,130	S58.2.1
3・5・78	栗野線	県・市	12	1,020	0	岐阜市栗野東5丁目	岐阜市栗野西6丁目	S58.2.1	岐阜県告示第110号	1,020	460	S58.2.1
3・3・79	日野岩地大野線	市	25	910	0	岐阜市大字日野字寺田	岐阜市水海道1丁目	S58.2.1	岐阜県告示第110号	910	270	S58.2.1
3・5・80	江口線	市	12	420	0	岐阜市大字西中島字両満	岐阜市大字江口字嶋間	S58.7.7	岐阜市告示第69号	420	420	S58.7.7
3・5・81	日野線	市	12	1,200	0	岐阜市日野南3丁目	岐阜市日野菊川	H7.8.1	岐阜市告示第79号	1,200	680	S59.1.23
3・3・82	大学前線	市	24	510	0	岐阜市折立	岐阜市柳戸	S60.10.25	岐阜県告示第729号	510	510	S60.10.25
3・4・83	城田寺中線	主地・市	18	4,170	2	岐阜市大字城田寺字明正	岐阜市中2丁目	R4.4.12	岐阜県告示第155号	4,170	150	S60.10.25
3・3・84	黒野洞線	主地・市	25	1,600	0	岐阜市黒野南3丁目	岐阜市洞	S60.10.25	岐阜県告示第729号	1,600	0	S60.10.25
3・6・85	古市場御望線	主地・市	10	3,530	2	岐阜市古市場神田	岐阜市御望6丁目	R4.4.12	岐阜県告示第155号	3,530	1,700	S60.10.25
3・4・86	西部縦貫道線	主地・市	16	5,790	0	岐阜市曾我屋1丁目	岐阜市上西郷9丁目	S60.10.25	岐阜県告示第729号	5,790	4,610	S60.10.25
3・5・87	大学北御望線	市	12	1,800	2	岐阜市大学北1丁目	岐阜市御望	R4.4.12	岐阜市告示第39号	1,800	230	S60.10.25
3・5・88	下鶴飼線	市	12	1,170	0	岐阜市下鶴飼1丁目	岐阜市下鶴飼	S60.10.25	岐阜市告示第120号	1,170	220	S60.10.25
3・4・89	黒野南交人線	主地・市	16	1,850	0	岐阜市黒野南1丁目	岐阜市大学北2丁目	H8.10.4	岐阜県告示第543号	1,850	0	S60.10.25
3・3・90	岩田岩滝線	主地・市	25	2,440	0	岐阜市岩田西3丁目	岐阜市岩滝西2丁目	H6.4.12	岐阜県告示第273号	2,440	440	H6.4.12
3・3・91	芥見太郎丸線	主地	25	4,680	4	岐阜市上芥見	岐阜市太郎丸櫻木	R4.4.12	岐阜県告示第155号	4,680	750	H6.4.12
3・4・92	岩田芥見線	国	20	3,120	0	岐阜市岩田東3丁目	岐阜市芥見東山	H6.4.12	岐阜県告示第273号	3,120	0	H6.4.12
3・4・93	太郎丸春近線	主地	16	3,500	0	岐阜市太郎丸知之道	岐阜市春近古市場南	H6.4.12	岐阜県告示第273号	3,500	0	H6.4.12
3・5・94	祇園大洞線	主地・市	12	2,540	0	岐阜市上芥見	岐阜市大洞1丁目	H6.4.12	岐阜県告示第273号	2,540	1,530	H6.4.12
3・6・95	福富溝口線	県・市	10	1,240	2	岐阜市福富町田	岐阜市溝口	R4.4.12	岐阜県告示第155号	1,240	1,240	H6.4.12
3・6・96	兎走山祇園線	県	10.5	2,240	0	岐阜市大字日野字兎走山	岐阜市祇園1丁目	H6.4.12	岐阜県告示第273号	2,240	2,240	H6.4.12
3・5・97	岩田西線	市	12	390	0	岐阜市岩田西3丁目	岐阜市岩田西3丁目	H6.4.19	岐阜市告示第23号	390	390	H6.4.19
3・5・98	芥見線	市	12	1,100	0	岐阜市芥見2丁目	岐阜市芥見4丁目	H6.4.19	岐阜市告示第23号	1,100	0	H6.4.19
3・5・99	大退東山線	市	12	680	0	岐阜市芥見大退	岐阜市芥見東山	H6.4.19	岐阜市告示第23号	680	0	H6.4.19
3・6・100	諏訪山線	市	9	740	2	岐阜市芥見嵯峨2丁目	岐阜市諏訪山3丁目	R4.4.12	岐阜市告示第39号	740	730	H6.4.19
3・4・301	羽島署高桑線	市	16	2,810 (2,260)	0	岐阜市柳津町梅松4丁目	岐阜市柳津町高桑	S49.10.25	岐阜県告示第857号	2,260	1,800	S49.10.25

路線番号	路線名	道路種別	幅員	延長(m)	車線の数	起 点	終 点	計画決定告示		岐阜市分		当初決定
								年月日	番号	延長	改良済	
3・5・302	柳津日置江線	県	12	4,170	2	岐阜市柳津町本郷3丁目	岐阜市茶屋新田3丁目	H21.10.16	岐阜県告示第586号	4,170	3,970	S42.8.21
3・5・303	柳津木曽川橋線	県・主地	12	1,710 (1,330)	0	岐阜市柳津町本郷4丁目	岐阜市柳津町栄町	S49.10.25	岐阜県告示第857号	1,330	1,330	S49.10.25
3・4・304	羽島署木曽川橋線	市	16	2,200 (200)	0	岐阜市柳津町梅松3丁目	岐阜市柳津町梅松3丁目	S49.12.17	岐阜県告示第998号	200	0	S49.10.25
3・5・305	蓮池北及線	市	12	2,670 (490)	0	岐阜市柳津町蓮池5丁目	岐阜市柳津町蓮池6丁目	S49.10.25	柳津町告示第24号	490	490	S49.10.25
3・5・306	佐 波 線	市	14	1,780	0	岐阜市柳津町佐波	岐阜市柳津町佐波	H9.7.4	柳津町告示第40号	1,780	230	H9.7.4
3・4・402	合渡下生津線	市	16	1,480 (530)	0	岐阜市河渡	穂積町生津	S50.7.11	岐阜県告示第543号	530	530	S50.7.11
3・5・701	溝口石原線	市	12	1,340	2	岐阜市溝口中	岐阜市石原2丁目	R4.4.12	岐阜市告示第39号	1,340	1,340	H6.4.19
3・2・702	岐阜インター線	市	38	3,180	0	岐阜市大字下土居字笠張	岐阜市大学北1丁目	H8.10.4	岐阜県告示第543号	3,180	0	H8.10.4
3・3・703	折立大学北線	主地・市	27	1,900	0	岐阜市大字折立字塚元	岐阜市大学北1丁目	H8.10.4	岐阜県告示第543号	1,900	1,900	H8.10.4
3・4・704	鷺山下土居線	市	16	850	0	岐阜市大字鷺山字中沢	岐阜市大字下土居字米田	H9.10.17	岐阜県告示第627号	850	450	H9.10.17
3・2・705	茜部中島門線	県	32	3,810 (3,400)	6	岐阜市茜部中島3丁目	笠松町門間	R2.3.31	岐阜県告示第146号	3,400	1,070	R2.3.31
3・5・706	野瀬美笠通線	市	12	1,130 (740)	2	岐阜市茜部野瀬2丁目	笠松町美笠通1丁目	R2.3.31	岐阜市告示第649号	740	250	R2.3.31
7・7・1	高架側道1号線	市	6	840	0	岐阜市上川手	岐阜市祈年町2丁目	H2.12.25	岐阜市告示第135号	840	840	S55.12.5
7・7・2	高架側道2号線	市	6	420	0	岐阜市祈年町2丁目	岐阜市竜田町8丁目	S62.7.24	岐阜市告示第63号	420	420	S55.12.5
7・7・3	高架側道3号線	市	6	740	0	岐阜市上川手	岐阜市祈年町10丁目	S58.7.7	岐阜市告示第68号	740	740	S55.12.5
7・6・4	高架側道4号線	市	11	130	0	岐阜市橋本町2丁目	岐阜市橋本町2丁目	H3.10.25	岐阜市告示第118号	130	130	S55.12.5
7・6・5	高架側道5号線	市	11	360	0	岐阜市橋本町3丁目	岐阜市橋本町3丁目	S55.12.5	岐阜市告示第156号	360	360	S55.12.5
7・5・6	高架側道6号線	市	12	880	0	岐阜市長住町10丁目	岐阜市清本町10丁目	H2.3.27	岐阜市告示第181号	880	880	S55.12.5
7・6・7	高架側道7号線	市	8	1,030	0	岐阜市清本町10丁目	岐阜市西莊2丁目	S58.2.25	岐阜市告示第224号	1,030	1,030	S55.12.5
7・4・8	香蘭1号線	市	20	110	0	岐阜市長住町10丁目	岐阜市長住町10丁目	H2.3.27	岐阜県告示第237号	110	110	H2.3.27
7・4・9	香蘭2号線	市	16	240	0	岐阜市敷島町1丁目	岐阜市大字南本荘四条通	H2.3.27	岐阜県告示第237号	240	240	H2.3.27
7・5・10	香蘭3号線	市	12	190	0	岐阜市敷島町3丁目	岐阜市三ツ又町	H2.3.27	岐阜市告示第181号	190	190	H2.3.27
7・5・11	高架側道8号線	市	12	160	0	岐阜市橋本町1丁目	岐阜市橋本町1丁目	H4.12.25	岐阜市告示第142号	160	160	H4.12.25
7・6・12	岐阜駅東1号線	市	8	40	0	岐阜市吉野町5丁目	岐阜市吉野町5丁目	H14.11.12	岐阜市告示第356号	40	40	H14.11.12
7・6・13	岐阜駅東2号線	市	8	140	0	岐阜市橋本町1丁目	岐阜市橋本町1丁目	H14.11.12	岐阜市告示第356号	140	140	H14.11.12

路線番号	路線名	道路種別	幅員	延長(m)	車線の数	起 点	終 点	計画決定告示		岐阜市分		当初決定
								年月日	番号	延長	改良済	
7・4・14	橋本町線	市	16	180	0	岐阜市吉野町6丁目	岐阜市橋本町2丁目	H14.11.12	岐阜市告示第356号	180	180	H14.11.12
7・6・15	高架側道9号線	市	9.6	270	0	岐阜市下川手	岐阜市下川手	R2.3.31	岐阜市告示第648号	270	0	R2.3.31
7・6・16	高架側道10号線	市	9.6	620	0	岐阜市下川手	岐阜市上川手	R2.3.31	岐阜市告示第648号	620	0	R2.3.31
7・7・17	高架側道11号線	市	4	370	0	岐阜市東明見町	岐阜市若杉町	R2.3.31	岐阜市告示第648号	370	0	R2.3.31
7・7・18	高架側道12号線	市	6	60	0	岐阜市加納八幡町	岐阜市加納八幡町	R2.3.31	岐阜市告示第648号	60	0	R2.3.31
7・7・19	高架側道13号線	市	6	60	0	岐阜市加納安良町	岐阜市加納安良町	R2.3.31	岐阜市告示第648号	60	0	R2.3.31
7・7・20	高架側道14号線	市	6	70	0	岐阜市加納安良町	岐阜市加納安良町	R2.3.31	岐阜市告示第648号	70	0	R2.3.31
7・6・21	高架側道18号線	市	9.85	350	0	岐阜市竜田町9丁目	岐阜市加納南広江町	R2.3.31	岐阜市告示第648号	350	0	R2.3.31
7・6・22	高架側道19号線	市	9.6	390	0	岐阜市加納南広江町	岐阜市加納西広江町1丁目	R2.3.31	岐阜市告示第648号	390	0	R2.3.31
8・7・1	高架側道15号線	市	4	60	0	岐阜市加納安良町	岐阜市加納安良町	R2.3.31	岐阜市告示第648号	60	0	R2.3.31
8・7・2	高架側道16号線	市	6	50	0	岐阜市安良田町6丁目	岐阜市竜田町9丁目	R2.3.31	岐阜市告示第648号	50	0	R2.3.31
8・7・3	高架側道17号線	市	6	60	0	岐阜市竜田町9丁目	岐阜市松鴻町4丁目	R2.3.31	岐阜市告示第648号	60	0	R2.3.31
合 計			133 路線							312,800	208,890	

岐阜都市計画公園・緑地・墓園(岐阜市)一覧表

(令和7年3月31日現在)

単位：ヘクタール

番号	種別	名称	計画面積	計画決定告示		供用面積	使用年月日	備考
				告示年月日	番号			
2・2・1	街区	溝旗公園	0.82	昭和49. 8.12	市告第146号	0.82	昭和24. 4. 1	
2・2・2	〃	八ツ梅公園	0.42	〃	〃	0.42	〃	
2・2・3	〃	本郷公園	0.60	〃	〃	0.60	昭和25. 4. 1	
2・2・4	〃	菊地公園	0.43	〃	〃	0.43	昭和26. 4. 1	
2・2・5	〃	北野公園	0.17	〃	〃	0.17	〃	
2・2・6	〃	愛宕公園	0.16	〃	〃	0.16	昭和28. 4. 1	
2・2・7	〃	金岡公園	0.11	〃	〃	0.11	昭和30. 4. 1	
2・2・8	〃	海用畠公園	0.29	〃	〃	0.29	〃	
2・2・9	〃	木ノ本公園	0.30	〃	〃	0.30	昭和35. 4. 1	
2・2・10	〃	桜ヶ丘公園	0.24	〃	〃	0.24	昭和36.12. 1	
2・2・11	〃	福住公園	0.08	〃	〃	0.08	昭和37.12.11	
2・2・12	〃	青柳公園	0.33	〃	〃	0.33	昭和40.12. 1	
2・2・14	〃	美島公園	0.53	〃	〃	0.53	昭和36. 4. 1	
2・2・15	〃	福光公園	0.30	〃	〃	0.30	昭和38. 1. 1	
2・2・16	〃	美江寺公園	0.41	〃	〃	0.41	昭和41.11.22	
2・2・17	〃	池ノ上公園	0.25	〃	〃	0.28	昭和33. 4. 1	
2・2・18	〃	早田中公園	0.26	〃	〃	0.26	昭和40.11.15	
2・2・19	〃	清和公園	0.17	〃	〃	0.17	昭和41. 1. 1	
2・2・20	〃	光公園	0.33	〃	〃	0.33	昭和35. 4. 1	
2・2・21	〃	旦ノ越公園	0.18	〃	〃	0.18	昭和39. 4. 1	
2・2・22	〃	日光公園	0.36	〃	〃	0.36	昭和41.12. 9	
2・2・23	〃	白菊公園	0.40	〃	〃	0.40	昭和42.11. 1	
2・2・24	〃	柳森公園	0.63	〃	〃	0.63	昭和42.11.10	
2・2・25	〃	早田南公園	0.26	平成15.12. 1	市告第551号	0.24	平成18. 3.30	
2・2・26	〃	津島公園	0.19	昭和49. 8.12	市告第146号	0.19	昭和43.12.10	
2・2・27	〃	大福公園	0.26	〃	〃	0.26	昭和44. 4. 1	
2・2・28	〃	早田東公園	0.19	〃	〃	0.19	昭和41.12. 1	
2・2・29	〃	八代公園	0.20	〃	〃	0.21	昭和41.12. 3	
2・2・30	〃	鍵屋西公園	0.17	〃	〃	0.17	昭和19. 7. 7	
2・2・31	〃	三里公園	0.23	〃	〃	0.23	昭和42.10. 1	
2・2・32	〃	萱場西公園	0.17	〃	〃	0.17	〃	

番号	種別	名称	計画面積	計画決定告示		供用面積	使用年月日	備考
				告示年月日	番号			
2・2・33	街区	百楽公園	0.13	昭和49. 8.12	市告第146号	0.13	昭和42.11.1	
2・2・34	"	金園公園	0.19	"	"	0.19	昭和43.4.1	
2・2・35	"	加納西公園	0.10	"	"	0.10	昭和32.4.1	
2・2・36	"	福寿公園	0.21	"	"	0.22	昭和43.12.1	
2・2・37	"	本荘西公園	0.39	"	"	0.39	昭和43.12.9	
2・2・38	"	若松公園	0.23	"	"	0.22	昭和43.12.10	
2・2・39	"	太田北公園	0.23	"	"	0.22	昭和43.12.27	
2・2・40	"	早田北公園	0.19	"	"	0.20	昭和44.2.4	
2・2・41	"	水野町公園	0.14	昭和55.12.5	市告第157号	0.14	昭和45.12.5	
2・2・42	"	岩崎公園	0.11	昭和49.8.12	市告第146号	0.14	昭和28.9.13	
2・2・43	"	萱場東公園	0.24	"	"	0.22	昭和41.12.1	
2・2・44	"	つくし公園	0.32	"	"	0.27	昭和45.4.1	
2・2・45	"	太田西公園	0.23	"	"	0.20	"	
2・2・46	"	加野公園	0.20	"	"	0.20	"	
2・2・47	"	出雲公園	0.11	昭和58.10.11	市告第114号	0.11	"	
2・2・48	"	なかよし公園	0.18	昭和49.8.12	市告第146号	0.18	昭和46.2.6	
2・2・49	"	金竜公園	0.25	"	"	0.25	昭和46.3.31	
2・2・50	"	松原公園	0.23	"	"	0.25	昭和47.2.5	
2・2・51	"	池田公園	0.17	"	"	0.17	昭和47.3.12	
2・2・52	"	籠下公園	0.23	"	"	0.23	昭和50.12.15	
2・2・53	"	久保見公園	0.23	"	"	0.23	昭和48.11.30	
2・2・54	"	中洲公園	0.19	"	"	0.19	昭和50.2.25	
2・2・55	"	すみれ公園	0.06	"	"	0.06	昭和46.11.30	
2・2・56	"	いづみ公園	0.62	昭和57.3.26	市告第252号	0.62	昭和47.4.1	
2・2・57	"	菖蒲池公園	0.24	昭和49.8.12	市告第146号	0.24	昭和43.8.31	
2・2・58	"	折立公園	0.10	"	"	0.10	昭和48.8.18	
2・2・59	"	芭蕉公園	0.07	"	"	0.07	昭和49.7.18	
2・2・60	"	海草公園	0.17	"	"	0.16	昭和49.3.30	
2・2・61	"	琴塚公園	0.12	"	"	0.12	昭和48.12.19	
2・2・62	"	茜部大野公園	0.14	平成18.3.31	市告第619号	0.14	昭和50.3.24	
2・2・63	"	お茶の木公園	0.26	昭和49.8.12	市告第146号	0.27	昭和50.2.4	
2・2・64	"	宇佐西公園	0.23	"	"	0.23	昭和50.3.20	
2・2・65	"	希望の森公園	0.32	昭和50.3.17	市告第317号	0.32	昭和50.12.25	

番号	種別	名 称	計画面積	計画決定告示		供用面積	使用年月日	備考
				告示年月日	番号			
2・2・66	街区	交人公園	0.56	昭和60. 7.16	市告第 74号	0.56	昭和52. 2.25	
2・2・67	"	黒野公園	0.06	昭和51. 4.13	市告第 20号	0.06	昭和45.11. 1	
2・2・68	"	沓掛公園	0.61	昭和51.10. 5	市告第140号	0.61	昭和52.11. 6	
2・2・69	"	桜木町公園	0.83	昭和51. 4.20	県告第287号			
2・2・70	"	富塚公園	0.24	昭和52. 7.21	市告第 86号	0.24	昭和52.12.26	
2・2・71	"	あかね公園	0.19	昭和52.11. 1	市告第156号	0.19	昭和53. 3.30	
2・2・72	"	黒野西公園	0.37	昭和58.10.11	市告第114号	0.36	昭和54. 3.30	
2・2・73	"	入の元公園	0.17	昭和53. 4. 10	市告第 12号	0.17	昭和53.10.10	
2・2・74	"	宇佐南公園	0.19	"	"	0.19	昭和54.12. 1	
2・2・75	"	兎ヶ洞東公園	0.11	昭和54. 4. 2	市告第 2号	0.11	昭和41. 4. 1	
2・2・76	"	一松道公園	0.14	"	"	0.14	昭和42. 4. 1	
2・2・77	"	北山公園	0.26	"	"	0.26	昭和44. 8. 7	
2・2・78	"	しいのみ公園	0.18	"	"	0.18	昭和45.10. 1	
2・2・79	"	岩野田公園	0.11	"	"	0.11	昭和49.12.25	
2・2・80	"	大正公園	0.11	"	"	0.11	昭和52. 4. 1	
2・2・81	"	桜台公園	0.08	"	"	0.08	昭和53.11.14	
2・2・82	"	桐が丘公園	0.09	"	"	0.09	"	
2・2・83	"	紅葉が丘公園	0.09	"	"	0.09	"	
2・2・84	"	柏台公園	0.18	"	"	0.18	"	
2・2・85	"	日野坂公園	0.10	"	"	0.10	昭和55. 4. 1	
2・2・86	"	次木公園	0.19	"	"	0.19	平成 2. 3.20	
2・2・87	"	六条北公園	0.22	"	"	0.22	昭和57. 1.20	
2・2・88	"	六条中公園	0.20	"	"	0.20	昭和59. 3.19	
2・2・89	"	空下公園	0.21	"	"	0.21	昭和58. 3.29	
2・2・90	"	六条南公園	0.33	"	"	0.33	昭和55.11.27	
2・2・91	"	宇佐中公園	0.17	"	"	0.17	平成 2.11.20	
2・2・92	"	井堰公園	0.25	"	"	0.25	昭和58.12.24	
2・2・93	"	新田公園	0.31	"	"	0.31	昭和56.12.20	
2・2・94	"	どんぐり公園	0.24	昭和55. 3.28	市告第235号	0.24	昭和42. 4. 1	
2・2・95	"	野土島公園	0.61	"	"	0.60	昭和56.11. 4	
2・2・96	"	蝉丸公園	0.17	"	"	0.17	昭和56. 7.20	
2・2・97	"	田神公園	0.10	"	"	0.10	昭和55.10.29	
2・2・98	"	荒田公園	0.71	"	"	0.71	昭和57. 3.21	

番号	種別	名 称	計画面積	計画決定告示		供用面積	使用年月日	備考
				告示年月日	番号			
2・2・99	街区	野田公園	0.74	昭和55. 3.28	市告第235号	0.74	昭和59. 3.19	
2・2・100	"	狭間公園	0.20	"	"	0.20	昭和58. 3.30	
2・2・101	"	石田公園	0.20	"	"	0.20	平成 8. 8.31	
2・2・103	"	大洞南山公園	0.10	昭和56. 7.20	市告第 78号	0.10	昭和55. 7.20	
2・2・104	"	つばき公園	0.06	"	"	0.06	昭和55. 8.23	
2・2・105	"	江崎公園	0.24	昭和58.10.11	市告第114号	0.24	昭和58. 3. 8	
2・2・106	"	下奈良公園	0.09	昭和57. 3.26	市告第252号	0.09	昭和50. 7.28	
2・2・107	"	則武公園	0.71	"	"	0.72	昭和60. 3.20	
2・2・108	"	秋葉公園	0.20	"	"	0.20	昭和58. 3.30	
2・2・109	"	蒲池公園	0.25	"	"	0.25	昭和61. 12.20	
2・2・110	"	宗作公園	0.23	"	"	0.23	昭和60. 3.20	
2・2・111	"	萱野公園	0.25	"	"	0.25	昭和57. 7.20	
2・2・112	"	則武南公園	0.25	"	"	0.25	昭和61. 3.29	
2・2・113	"	宮北公園	0.12	"	"	0.12	昭和58. 11.18	
2・2・114	"	宮北公園	0.10	昭和58. 3.31	市告第252号	0.10	昭和60. 3.20	
2・2・115	"	共和公園	0.10	"	"	0.10	昭和58. 9. 2	
2・2・116	"	西莊公園	0.36	昭和58.10.11	市告第114号	0.36	昭和59. 11.24	
2・2・117	"	流公園	0.08	昭和61. 7.23	市告第 76号	0.08	昭和59. 7.23	
2・2・118	"	福光東公園	0.19	昭和61.12.23	市告第 69号	0.19	昭和61. 12.24	
2・2・119	"	ゆずり花公園	0.09	昭和59. 4. 9	市告第 8号	0.09	昭和60. 11. 1	
2・2・120	"	竜万公園	0.25	"	"	0.25	平成 4.10.27	
2・2・121	"	北島公園	0.21	"	"	0.21	昭和61. 3.29	
2・2・122	"	新富公園	0.25	"	"	0.25	昭和61. 2.25	
2・2・123	"	薮田公園	0.15	昭和59.12.24	市告第158号	0.15	昭和61. 3.24	
2・2・124	"	市橋公園	0.16	"	"	0.16	昭和61. 9. 4	
2・2・125	"	西郷中央公園	0.40	昭和60.10.29	市告第123号	0.40	昭和56. 5. 1	
2・2・126	"	鏡島南公園	0.12	昭和61. 7.23	市告第 76号	0.12	昭和63. 3. 1	
2・2・127	"	萱生公園	0.25	"	"	0.25	昭和61. 11.15	
2・2・128	"	平島公園	0.20	"	"	0.20	平成 2. 3.25	
2・2・129	"	旦島南公園	0.25	"	"	0.25	平成 2. 3.25	
2・2・130	"	柳公園	0.40	"	"	0.40	平成24. 3.31	
2・2・131	"	西中島北公園	0.25	"	"	0.25	平成 5.11. 6	

番号	種別	名 称	計画面積	計画決定告示		供用面積	使用年月日	備考
				告示年月日	番号			
2・2・132	街区	古川公園	0.25	昭和62. 7.17	市告第 60号	0.25	平成 3.12.16	
2・2・133	"	江口公園	0.25	"	"	0.25	平成 3. 3.31	
2・2・134	"	近島公園	0.34	"	"	0.34	平成元. 3.15	
2・2・135	"	東島北公園	0.26	"	"	0.26	平成 4. 3.26	
2・2・136	"	西島公園	0.20	"	"	0.20	平成 3. 2. 1	
2・2・137	"	東島公園	0.25	"	"	0.25	昭和63. 3.19	
2・2・138	"	亀の渡公園	0.24	"	"	0.27	平成 4.11. 5	
2・2・139	"	西中島南公園	0.25	"	"	0.25	平成元. 3.15	
2・2・140	"	日野本郷公園	0.20	"	"	0.20	"	
2・2・141	"	日野橋公園	0.39	"	"	0.39	平成21.3.31	
2・2・142	"	河渡公園	0.10	"	"	0.10	昭和63. 3.23	
2・2・143	"	須賀公園	0.10	昭和63.10.25	市告第109号	0.10	平成 2. 3.21	
2・2・144	"	正木公園	0.17	"	"	0.17	平成元.12.25	
2・2・145	"	上岩崎公園	0.20	平成元.10.26	市告第119号	0.20	平成 3. 2. 1	
2・2・146	"	真福寺中公園	0.24	平成 5.11. 5	市告第142号	0.24	平成12. 3.31	
2・2・147	"	一楽公園	0.22	"	"	0.22	平成25. 3.29	
2・2・148	"	春田公園	0.17	"	"	0.16	平成23. 3.31	
2・2・149	"	三笠公園	0.06	平成 7. 8. 3	市告第 81号	0.06	平成 8. 3.23	
2・2・150	"	川原公園	0.13	平成 10.10.22	市告第212号	0.13	平成 12. 2. 1	
2・2・151	"	加納三笠公園	0.11	"	"	0.11	平成 12. 2.15	
2・2・401	"	宮下公園	0.21	昭和58. 3.31	町告第 16号	0.21	昭和60. 3.28	
2・2・402	"	宮東公園	0.25	昭和60.10.22	町告第 31号	0.25	昭和61. 3.31	
2・2・403	"	高桑公園	0.20	"	"	0.20	昭和62. 3.18	
2・2・404	"	南塚公園	0.22	昭和62. 4.10	町告第 19号	0.22	昭和63. 3.31	
2・2・405	"	宮上公園	0.30	昭和63.12.21	町告第 38号	0.30	平成 2. 3. 31	
2・2・406	"	蓮池公園	0.20	平成 3.10.17	町告第 38号	0.20	平成 5. 3. 31	

番号	種別	名称	計画面積	計画決定告示		供用面積	使用年月日	備考
				告示年月日	番号			
3・3・2	近隣	梅林公園	2.60	昭和51. 4. 20	県告第287号	2.67	昭和23. 4. 5	
3・3・5	"	早田西公園	1.00	昭和49. 8. 6	県告第668号	1.03	昭和40. 8. 5	
3・3・6	"	三田洞公園	1.40	"	"	1.36	昭和42. 12. 1	
3・3・7	"	雄日ヶ丘公園	1.40	平成21. 12. 3	市告第438号	1.43	昭和45. 4. 1	
3・3・8	"	黒野城跡公園	1.90	昭和48. 8. 21	県告第695号	1.95	昭和39. 4. 1	
3・3・9	"	本荘公園	1.90	平成23. 10. 21	市告第351号	1.85	昭和28. 4. 1	
3・3・10	"	金公園	1.00	昭和52. 7. 22	県告第501号	1.00	昭和24. 4. 1	
3・3・11	"	大洞緑公園	2.40	"	"	2.37	昭和54. 3. 30	
3・3・12	"	木ノ下公園	1.20	"	"	1.17	昭和40. 12. 1	
3・3・13	"	八ツ草公園	2.60	昭和54. 3. 30	県告第267号	2.56	昭和56. 10. 1	
3・3・14	"	島中央公園	1.50	昭和59. 4. 3	県告第353号	1.50	昭和60. 3. 20	
3・3・15	"	寺田公園	1.10	昭和59. 12. 18	県告第953号	1.13	昭和63. 3. 20	
3・3・16	"	日野中央公園	1.00	昭和62. 8. 18	県告第577号	1.00	平成 6. 7. 20	
3・3・17	"	島南公園	1.50	"	"	1.51	平成 5. 3. 31	
3・3・401	"	草場公園	1.00	昭和51. 10. 5	県告第613号	1.00	昭和53. 3. 31	都市公園名 流通センター公園

番号	種別	名称	計画面積	計画決定告示		供用面積	使用年月日	備考
				告示年月日	番号			
4・4・1	地区	岩戸公園	5.00	昭和58.10.11	県告第737号	4.07	昭和19.9.1	
4・4・2	"	野一色公園	8.20	昭和60.12.27	県告第882号	3.59	昭和33.4.1	
4・4・3	"	加納公園	7.90	昭和58.10.11	県告第737号	3.02	昭和32.2.1	
4・4・4	"	長良公園	7.00	昭和61.4.8	県告第365号	7.03	平成5.3.31	

5・5・1	総合	岐阜公園	22.90	令和6.12.4	市告第573号	21.71	明治21.11.1	
5・5・5	"	岐阜市民公園	19.50	昭和55.12.5	県告第977号	26.16	昭和48.3.31	
5・6・6	"	岐阜ファミリー・パーク	67.80	平成26.8.28	市告第335号	54.14	昭和57.3.29	都市公園名 岐阜市畜産センター公園

6・2・1	運動	旦島公園	0.60	昭和46.8.16	市告第140号	0.64	昭和40.7.1	
運動場1号	"	岐阜メモリアルセンター	23.00	平成3.10.22	県告第629号	23.17	昭和16.4.1	
6・4・2	"	北西部運動公園	5.10	平成18.3.31	市告第619号	5.08	平成20.3.31	

7・2・1	風致	忠節緑地	0.20	昭和49.8.12	市告第146号	0.18	昭和24.4.1	
7・6・2	"	粕森公園	30.10	昭和49.8.6	県告第668号	27.57	昭和27.4.1	
7・4・3	"	公園道路	4.80	昭和26.6.7	建告第591号	0.22	昭和41.4.1	
7・4・4	"	日野公園	6.80	昭和62.8.18	県告第577号	—		
7・5・5	"	まなしだ公園	17.70	昭和55.4.4	県告第325号	0.22	昭和48.4.1	

緑地1	緑地	長良川公園	18.50	昭和45.9.4	県告第687号	4.96	昭和44.12.20	
緑地2	"	日野堂後公園	7.70	昭和49.12.20	県告第1004号	3.86	昭和49.3.31	
緑地3	"	堀田緑地	1.30	平成16.3.16	市告第703号	1.29	昭和52.3.31	
緑地4	"	清水緑地	2.80	令和2.3.31	市告第652号	2.19	昭和55.12.5	
緑地6	"	橋本緑地	0.59	平成4.12.25	市告第143号	0.39	平成13.3.19	
緑地7	"	境川緑地	20.30	平成5.3.30	県告第226号	17.40	平成7.4.1	都市公園名 境川緑道公園

広場1	広場	柳ヶ瀬広場	0.13	令和4.3.24	市告第661号	—		
-----	----	-------	------	----------	---------	---	--	--

墓園1	墓園	大洞光輪公園	23.70	昭和55.4.4	県告第325号	18.50	昭和39.4.1	
-----	----	--------	-------	----------	---------	-------	----------	--

岐阜市土地区画整理事業一覧表
土地区画整理事業一覧表（戦前）

事業名	分類	認可公告日	施行面積 (m ²)	総事業費 (千円)	減歩率 (%)	公共用地率 (%)	換地処分	備考
加納町	組合	昭和3	479,632					(耕地整理)
東栄	"	昭和3.5.9	429,390	130	25.2	24.9	昭和7.9.14	解散
本荘第一	"	昭和4.3.5	457,027	89	19.1	21.4	昭和10.8.1	解散
本荘第二	"	昭和5.12.23	164,397	50	20.1	27.1	昭和14.4.30	解散 S16.12.18
鶴舞	"	昭和6.7.11	22,820	4	16.1	19.4	昭和9.11.5	解散 S10.12.4
千手堂	"	昭和6.9.2	21,795	25	15.8	20.3	昭和11.9.15	解散 S17.6.4
華陽	"	昭和6.11.20	512,494	151	21.8	24.2	昭和15.6.30	解散 S19.5.19
長良	"	昭和7.2.16	174,609	44	14.7	15.4	昭和10.12.15	解散 S11.10.22
本郷	"	昭和8.8.10	184,976	102	15.3	21.5	昭和18.4.9	解散 S18.12.24
三里第一	"	昭和8	301,950					(耕地整理)
三里第二	"	昭和9	113,877					(耕地整理)
梅林南町	"	昭和9.1.17	32,397	3	9.3	10.4	昭和12.12.27	解散 S13.8.2
加納第一	"	昭和9.2.8	163,700	148	16.4	20.4	昭和12.9.25	解散 S13.5.21
雲雀ヶ丘	"	昭和9.2.8	270,000	200	17.0	22.0	昭和18.10.26	解散 S20.2.7
本荘第三	"	昭和9.2.15	285,779	64	18.0	18.4	昭和19.7.7	解散
堀田	"	昭和10.4.26	120,314	24	16.5	23.1	昭和18.3.31	解散
川手	"	昭和10.5.1	362,315	149	17.9	24.3	昭和16.5.30	解散 S23.8.27
岩戸	"	昭和10.5.9	598,865	108	17.4	25.9	昭和19.9.1	解散
福光	"	昭和10.9.3	456,940	161	14.8	18.1	昭和18.5.17	解散 S19.5.9
加納駅前	"	昭和11.1.10	101,603	183	13.6	22.6	昭和14.3.25	解散 S19.6.6
白山	"	昭和11.2.20	103,769	31	16.9	25.3	昭和17.12.8	解散
雲雀ヶ丘第二	"	昭和11.6.25	170,711	89	17.6	16.5	昭和18.10.26	解散 S20.2.7
大手前	"	昭和11.8.12	24,231	15	16.2	26.7	昭和13.10.20	解散 S35.3.31
西中島	"	昭和11						完成不能により解散
長良葵町	"	昭和11.12.4	17,682	2	17.3	21.0	昭和14.4.22	解散 S15.3.15
千手堂第二	"	昭和12.12.1	11,914	6	17.0	20.0	昭和16.12.5	解散 S17.6.27
本荘新興	"	昭和12						新法に切替 （「戦後」に記載）
大繩場	"	昭和13.3.3	107,455	66	8.4	20.7	昭和15.2.1	解散 S16.2.20
加納城南	"	昭和13.3.7	423,803	170	10.3	16.4	昭和19.7.7	解散
東興第一	"	昭和13.9.29	571,143	11,050	13.7	18.7	昭和35.3.29	解散 S35.3.31
厚見	"	昭和14.12.18	387,704	359	11.2	23.4	昭和23.11.30	解散 S24.3.31
長良川	"	昭和15.2.27	20,495	250	10.7	9.6	昭和35.3.29	解散 S35.3.31
早田第一	"	昭和16.7.14	546,753	35,770	15.3	18.0	昭和35.3.29	解散 S35.3.31
木之本	"	昭和17						戦災復興に編入のため解散
平河	"	昭和17						戦災復興に編入のため解散
施行面積				7,640,540 m ²				

復興土地区画整理事業の概要

事項	告示年月日	備考
都市計画土地区画整理決定	昭和21年 6月 5日 戦災復興院告示第38号	都市計画法第3条に基づき都市計画（土地区画整理）の決定
土地区画整理施行命令	昭和21年 9月 4日 内閣総理大臣名 戦復岐第1526号	都市計画法第13条に基づき都市計画事業として施行命令 事業年度を昭和25年までとする。
特別都市計画法の適用	昭和21年10月 9日 法律第19号	特別都市計画法の制定により同法附則第4項及び同法施行規則 第18条に基づき特別都市計画法を適用する。
施行地区の告示	昭和22年 1月 4日 岐阜市長告示第1号	特別都市計画法施行令第10条により戦災市街地164万坪を施行 地区として告示
土地区画整理設計書の認可及び告示	昭和23年 9月30日認可 昭和23年11月19日 岐阜市長告示第80号	特別都市計画法施行令第11条により土地区画整理施行地区 11工区の全設計を決定
事業計画の変更	昭和26年 4月28日 建設省告示第 352号	事業施行年度の終期 昭和25年度を昭和29年度に延長
事業計画の変更	昭和30年 7月14日 建設省告示第1096号	事業施行年度の終期 昭和29年度を昭和31年度に延長
事業計画の変更	昭和33年 3月31日 建設省告示第 114号	事業施行年度の終期 昭和31年度を昭和36年度に延長
事業計画の変更	昭和37年 3月26日 建設省告示第 817号	事業施行年度の終期 昭和36年度を昭和38年度に延長
事業計画の変更	昭和39年 3月30日 建設省告示第 904号	事業施行年度の終期 昭和38年度を昭和41年度に延長
事業計画の変更	昭和42年 3月 2日 建設省告示第 801号	事業施行年度の終期 昭和41年度を昭和43年度に延長
事業計画の変更	昭和44年 3月31日 建設省告示第1268号	事業施行年度の終期 昭和43年度を昭和45年度に延長
事業計画の変更	昭和46年 3月31日 建設省告示第 63号	事業施行年度の終期 昭和45年度を昭和47年度に延長

工区名	面積 (坪)	換地処分(換地計画) 認可年月日	換地処分 知事告示年月日	登記完了年月日
第 1 工 区	120,565	昭和28年12月 5日	昭和28年12月11日	昭和29年 2月27日
第 2 工 区	143,977	昭和29年12月14日	昭和29年12月17日	昭和30年 2月28日
第 3 工 区	220,045	昭和30年 3月18日	昭和30年 3月22日	昭和30年10月 8日
第 4 工 区	120,416	昭和26年 9月14日	昭和26年 9月18日	昭和26年12月18日
第 5 工 区	92,772	昭和27年 9月26日	昭和27年 9月30日	昭和27年11月27日
第 6 工 区	123,027	昭和30年 3月31日	昭和30年 3月31日	昭和30年12月24日
第 7 工 区	184,318	昭和31年 8月13日	昭和31年 8月24日	昭和31年12月17日
第 8 工 区	145,368	昭和31年12月 5日	昭和31年12月21日	昭和32年 6月 1日
第 10 工 区	152,375	昭和30年11月 2日	昭和30年11月15日	昭和31年 3月24日
第 11 工 区	140,621	昭和30年12月17日	昭和30年12月27日	昭和31年 6月23日

土地区画整理事業一覧表（戦後）

(令和7年3月31日現在)

事業名	分類	認可公告日	施行面積(m ²)	総事業費(千円)	減歩率(%)	公共減歩率(%)	換地処分	備考
本荘新興島	組合	昭和 13. 1. 7	449,205	8,200	12.03	—	昭和 39. 1.24	新法切替 S35. 3.23
早田開発清	"	昭和 31. 2.14	762,505	210,533	28.55	18.60	昭和 40.10.29	解散 S42. 2.10
厚見小前殿	個人(共同)	昭和 34. 7. 7	801,901	669,222	26.10	21.41	昭和 47. 4. 4	解散 S48. 8.14
尉眞福寺	組合	昭和 35. 5.24	325,265	87,994	22.00	14.17	昭和 41. 3. 1	解散 S43. 7. 4
長良福光	"	昭和 36. 1. 5	5,795	15	6.82	6.82	昭和 36.10.24	
旦島萱場	"	昭和 36. 4. 7	23,962	180	17.50	17.50	昭和 37. 5.15	
六条	"	昭和 36. 6.23	95,124	10,500	24.90	20.00	昭和 40. 6.22	解散 S45.11.25
藍川	個人	昭和 37.12. 7	1,121,677	1,105,459	24.30	14.75	昭和 53. 8.11	解散 S55. 3.19
長良東部第一	組合	"	295,736	78,864	29.25	25.08	昭和 45. 5.22	解散 S47. 4.27
長良東部第二	"	昭和 39.12.10	628,477	891,026	24.88	16.13	昭和 53. 2.28	解散 S54. 7.30
本荘西部	"	昭和 40. 5.10	43,719	18,550	15.60	15.60	昭和 40.12.10	
鷺山第一	"	昭和 41. 7.15	136,281	89,323	26.27	19.62	昭和 51.12.24	解散 S54.12.27
三里南部	"	昭和 41.11. 4	197,407	105,103	32.41	18.25	昭和 50.10.31	解散 S55. 1.17
島市	"	昭和 42. 4.25	114,893	155,368	22.21	17.31	昭和 59. 1.17	解散 S60. 9. 3
宇佐東居	組合	昭和 43. 5. 4	650,157	1,628,704	18.95	13.24	昭和 59. 9.18	解散 S61. 5.15
上土居	"	昭和 46. 5.18	3,201,943	21,180,000	23.57	21.34	平成 9.10. 3	
次木	"	昭和 47. 3.29	61,193	191,084	15.82	9.93	昭和 53. 8.11	解散 S54. 2.16
則武第二	"	昭和 49. 7.26	440,108	1,391,000	17.57	14.77	平成 17. 3. 4	解散 H18. 3.30
則武野	"	昭和 52. 8. 1	64,037	6,825	16.37	15.82	昭和 53. 7.21	解散 S54. 4. 6
日香蘭	"	昭和 54. 1. 9	276,980	2,326,017	26.72	21.40	昭和 63. 7.19	解散 H 3. 2. 5
真福寺南	組合	昭和 54. 1. 9	463,929	3,823,734	26.69	22.36	平成 6. 2.18	解散 H 7. 3.22
堀田	"	昭和 59. 2.14	532,021	5,700,000	29.37	26.37	平成 10.10. 9	解散 H13.10.31
正木北部	"	昭和 61.10. 1	90,403	3,350,000	29.31	26.45	平成 13. 4.13	
正木木	"	昭成 3. 1.18	204,624	4,442,605	24.10	21.25	平成 12. 1.21	解散 H13. 3.30
鷺山・下土居	"	昭成 3. 6.21	258,414	3,431,000	28.41	24.07	平成 13. 7. 6	解散 H14. 3.24
正木西部	"	昭成 3.12.27	150,467	1,986,702	24.34	18.64	平成 15. 5.23	解散 H16. 1.21
則武新田	"	昭成 8.11.21	235,276	3,543,575	27.67	25.19	平成 20. 2. 1	解散 H20.11. 7
鷺山第一	"	昭成 10. 1.30	356,664	7,852,027	31.88	22.82	平成 31. 1.11	解散 R 3. 3.31
岐阜駅北口	市	昭成 10.11.18	93,269	1,128,600	27.14	16.62	平成 22. 3.12	解散 H23. 2.18
宇佐一丁目東	組合	昭成 12. 1.13	62,172	8,211,934	22.83	22.83	平成 27. 6. 5	
早田大通沿道整備	個人	昭成 21. 3. 5	21,317	190,045	39.54	24.71	平成 22. 6.30	解散 H22.10.26
		平成 27.6.4	485	104,096	16.10	16.10	平成 29.12.25	

施行面積 12,817,578 m² (組合 9,389,099 市 3,354,518 個人 73,961)

土地区画整理事業一覧表（施行中）

(令和7年3月31日現在)

事業名	分類	認可公告日	施行面積(m ²)	総事業費(千円)	減歩率(%)	公共減歩率(%)	都市計画決定	備考
鷺山中洲	組合	平成 31.3.20	55,723	3,090,000	34.32	23.23	平成 31.1.17	
加納・茶所統合駅周辺	市	令和 4. 3.29	20,300	3,570,000	38.74 (4.82)	38.74 (4.82)	令和 2.3.31	
施行面積 1,664,245 m ² 施行面積 76,023 m ²							()内は減価補償金で用地取得した場合の数値	

岐阜都市計画下水道（岐阜市決定）

（令和7年3月31日現在）

排水計画

名称	面積	備考
岐阜市公共下水道	約 10,583 ha	うち処理区域 約 9,150 ha

下水管渠 (汚水)

名称	内訳	位置		備考
		起点	終点	
岐阜市 公共下水道	放流渠	祈年町4丁目	祈年町4丁目	中部処理区
	集合幹線	旦ノ島3丁目	旦ノ島西町1丁目	北部処理区
	放流渠	旦ノ島字柳原	西中島6丁目	北部処理区
	集合幹線	柳津町上佐波東2丁目	南鶴3丁目	南部処理区
	放流渠	鶴字前堤外	南鶴6丁目	南部処理区
	岩野田幹線	曾我屋8丁目	古市場字中原	北西部処理区
	放流渠	曾我屋字乙井	曾我屋8丁目	北西部処理区
	放流渠	曾我屋字柳原	曾我屋8丁目	北西部処理区
	長森西幹線	切通4丁目	細畑3丁目	東部第一処理分区
	芥見幹線	岩瀬西2丁目	芥見嵯峨1丁目	芥見処理分区
	佐波污水幹線	柳津町下佐波4丁目	柳津町下佐波西3丁目	佐波処理分区

その他の都市施設

名称	内訳	位置	備考
岐阜市 公共下水道	則武ポンプ場	則武字本郷	約 900 m ²
	須賀ポンプ場	須賀1丁目	約 4,400 m ²
	今泉排水ポンプ場	桜木町2丁目、桜通5丁目	約 4,180 m ²
	雄総排水ポンプ場	雄総桜町1丁目	約 4,000 m ²
	玄番ポンプ場	柳津町上佐波東3丁目	約 2,700 m ²
	東野田ポンプ場	柳津町本郷四丁目	約 2,500 m ²
	蘇西ポンプ場	柳津町丸野五丁目	約 3,700 m ²
	中部下水処理場	祈年町4丁目	約 22,000 m ²
	北部下水処理場	西中島6丁目	約 39,100 m ²
	南部下水処理場	南鶴6丁目	約 39,200 m ²
	北西部下水処理場	曾我屋8丁目	約 76,600 m ²
	梶川町貯留槽	松ヶ枝町、梶川町、本町1丁目	約 2,200 m ²
	伊奈波貯留槽	今町4丁目、本町2丁目	約 1,670 m ²
		伊奈波通1丁目	

都市下水路

都市下水路は、公共下水道の計画区域外の市街地にあって、緊急に雨水排除を必要とする区域に計画されています。

本市においては、昭和47年12月に鵜飼川を都市下水路として都市計画決定したのを始めとして、8水路が計画決定されました。

その後、公共下水道に編入されました。

名 称	排水区域 (ha)	位 置		区 域		吐 口 (放流先河川)	計画決定 告 示	事業認可 告 示	計 画 流 量
		起 点 (地先)	終 点 (地先)	幅 員 (内幅m)	延 長 (m)				(m ³ /s)
鵜飼川	約 29.0	黒野西町654番	下鵜飼字顛妻 1557-1番	1.7~1.3	約 620	1級河川板屋川	S47. 12. 28 第268号	S48. 7. 20 第221号	3.4
蛭 川	約 163.0	幹線 黒野南町1丁目 150番 支線 黒野南町2丁目 分派川 折立字石場552番	黒野字井ノ上 186-4番 黒野字通筋 黒野南町1丁目 86番	6.4~2.0 2.4~1.7 4.6~3.1	約1,020 約 790 約 780	1級河川板屋川 1級河川新堀川	S50. 4. 21 第162号	S50. 8. 5 第602号	16.82 11.07
三田洞	約120.0	栗野字月野	平成10年2月27日公共下水道へ編入				S52. 11. 10 第162号	S52. 12. 6 第812号	15.4
尻 毛	約 83.0	幹線 川部4丁目 31番 支線 川部4丁目	川部1丁目 61番 下尻毛字 野町前	2.7~2.0 1.7~1.1	約1,140 約 980	1級河川根尾川	S58. 10. 17 第121号	S58. 12. 9 第896号	8.7
山 崎	約 47.0	栗野西2丁目 2番	三田洞大坪 861-4	2.0~1.1	約1,073	砂防河川 末洞川	S61. 12. 25 第166号	S62. 4. 28 第353号	5.8
百 樂	約 80.0	加野字小山	百楽3丁目	2.8~1.5	約1,182	準用河川 十道川	H 6. 12. 12 第160号	H 6. 12. 28 第779号	10.6
溝 口	約145.0	溝口字童後	春近古市場	3.3~1.3	約4,013	1級河川福富川	H 6. 12. 12 第160号	H 7. 4. 18 第288号	17.7
知之道	約 54.0	幹線 太郎丸字知之道 放水路 太郎丸字知之道 派川 太郎丸北郷	太郎丸字新屋敷 太郎丸字知之道 太郎丸北郷	2.1~1.0 1.3~1.2 1.2~1.0	約3,091 約 721 約 222	高富町 普通河川	H13. 4. 2 第17号	H13. 5. 11 第314号	6.8

岐阜の都市計画

編集・発行

令和7年9月

岐阜市都市建設部都市計画課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

Tel058-214-2380